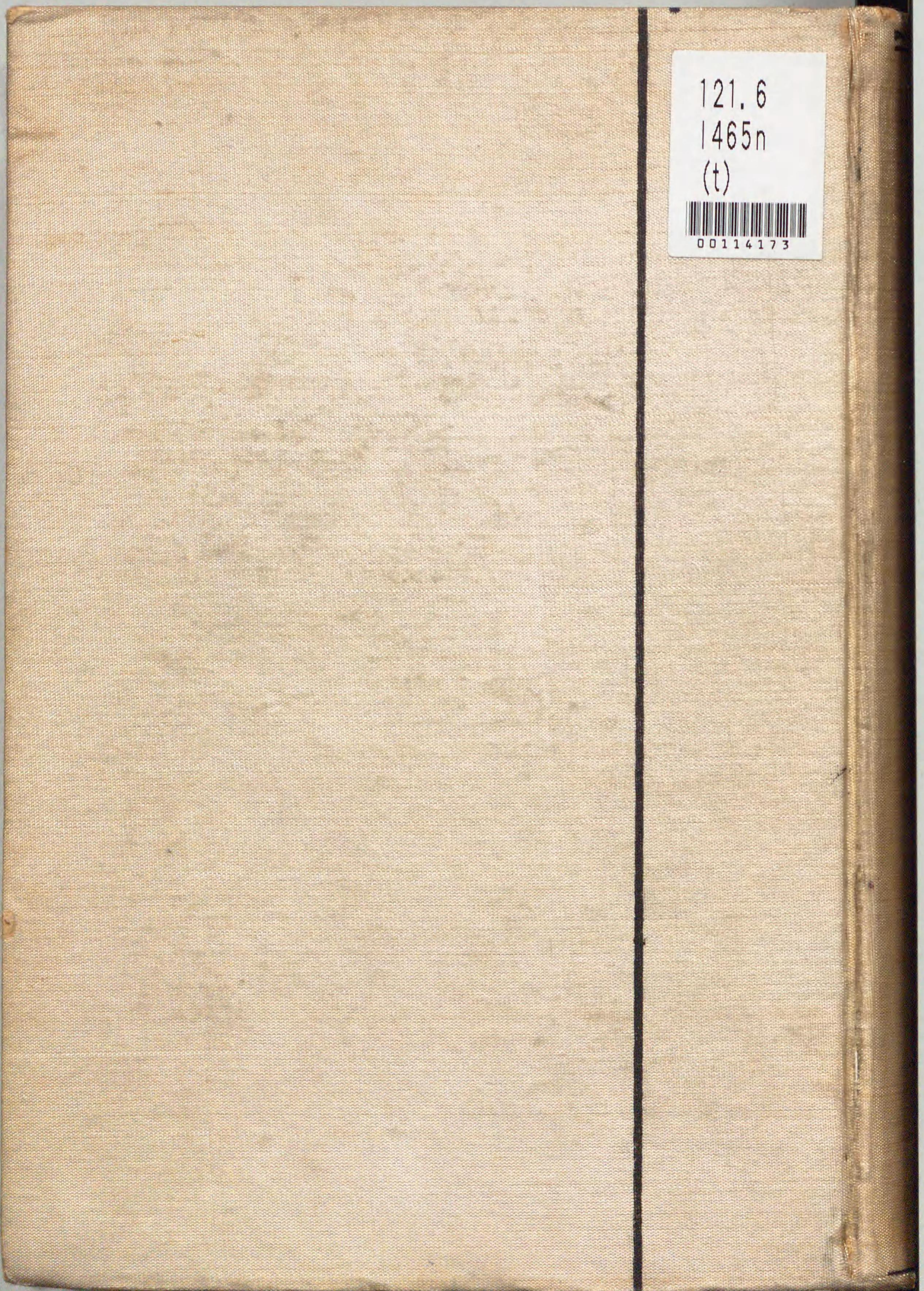


121.6  
1465n  
(t)



00114173





48520





東京

巽軒  
叢書

文學博士井上哲次郎著

日本古學派哲學

吉田三郎藏

東京

合資  
會社 富山房發兌



01  
京東

琴軒  
叢書

文學博士井上哲次郎著

日本古學派哲學

吉田三郎藏書

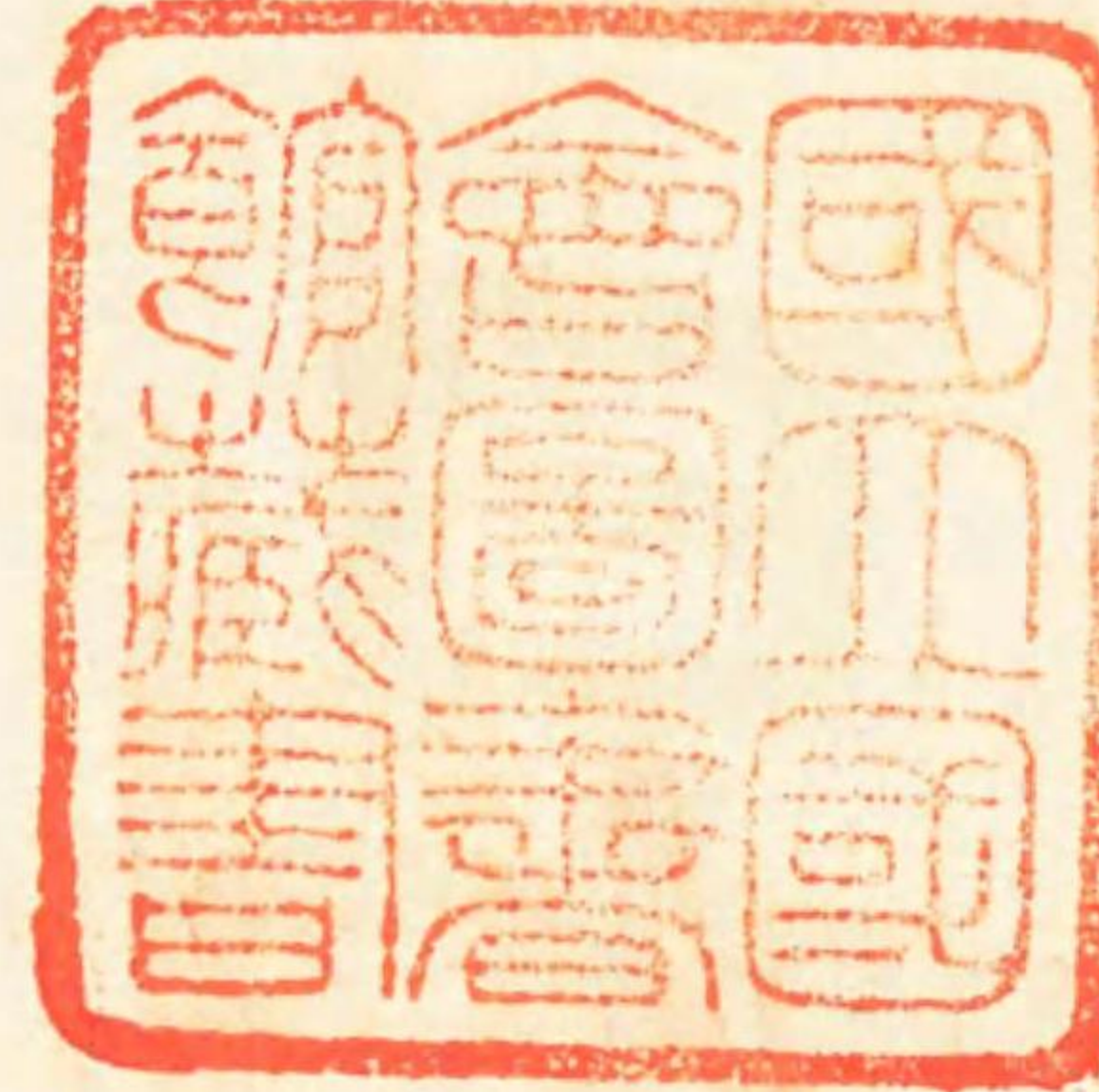
東京

合資  
會社  
富山房發兌



日本古學派之哲學序

余明治三十年以來日本從來の哲學を歴史的に叙述し  
 以て之れを今後の哲學と系統的連絡あらしめんと欲  
 し、先づ「日本陽明學派之哲學」を著はし、明治三十三年を  
 以て之れを世に公にせり、其後直に山鹿素行、伊藤仁齋  
 物徂徠等の古學派の系統を攻究し、二星霜を経て、略稿  
 を脱するに至れり、因りて之れを印刷に付し、以て同好  
 の士に頒たんと欲す、余の此書を作る、聊、微力を盡くせ  
 りと思推すと雖も、尙ほ缺點の豫想せざる所に存せん  
 ことを恐る、識者若し書を寄せて教ふる所あらば、必ず  
 他日之れを補正するの勞を辭せざるべし、果して然ら  
 ば、豈に惟、余が幸といふのみならんや



114173



此書古學派の哲學を叙述するを主とするが故に、肖像を挿入するが如きは、固より其志にあらず、然れども偶然にも素行、仁齋、東涯及び徂徠の肖像を得たり、然るに皆先哲像傳に載する所と同じからず、故に之れを挿入するに至れり、就中素行の肖像は外崎覺氏の寄贈に係り、仁齋と東涯との肖像は伯爵松平直亮氏の贈與に係り、徂徠の肖像は大槻文彦氏所藏の畫による、仁齋と東涯との肖像は、蓋し堀川門人の描寫する所にして、徂徠の肖像は平世胤（即ち鏑木梅溪）の手に成るものなり、今外崎松平二氏の好意を謝し、又大槻氏の其所藏の畫によることを聽許せられたるを謝す、印刷已に成るに及んで、尙ほ増訂すべきもの、少からざる

るを覺ゆ、然れども自己の満足を得るまでに、之れを修正せんことは、一朝一夕の業にあらず、故に姑く稿本のまゝ、之れを發行し、僅に學界の缺陷を充たすを以て自ら慰藉する所あらんとす、若し夫れ落葉と一般なる魯魚の誤の如きは、従つて掃へば従つて存す、未だ掃ひ得ざる者あらば、そは他日を俟ちて一掃するを期せんのみ、

明治三十五年八月十九日

井上哲次郎識



顔○之○推○曰○人○生○難○得○勿○空○過○斯○言○有○旨○哉○蓋○羣○生○之○  
中○爲○人○爲○難○且○不○能○再○生○豈○可○空○過○此○生○乎○可○惜○醉○  
生○夢○死○枉○過○一○生○也○苟○爲○人○而○不○能○聞○人○道○雖○長○生○  
不○死○爲○空○過○然○則○爲○人○則○須○要○聞○道○聞○道○之○工○夫○又○  
唯○在○于○能○學○而○已○矣○

貝原益軒

### 日本古學派之哲學三版序

儒教は應仁天皇十六年即ち紀元二百八十五年を以て我邦に輸入せられ、平安朝時代に至りて頗る旺盛となり、菅江二氏の如きは儒教を以て家を成し、其門下濟々たる多士を出だせり、然れども當時強大なる勢力を以て人心を支配せしものは、寧ろ佛教にして、儒教は無精神沒趣味の訓詁學を繼承せるに過ぎざるを以て、未だ何等の活氣をも有すること能はざりき、降りて戰國時代に至りて、朱子學始めて僧侶によりて輸入せられ、徳川時代の初めに至りて、頓に勃興の徴を現はせり、既にして陽明學亦其源泉を江西に發し、朱子學と相對して一種異様の光彩を放てり、是に至りて儒教は復た平安



朝時代のその如くに無精神没趣味のものにあらずして、隠然一大勢力となり、人心を竦動し、風氣を刷新し、眞に六十餘州を席卷して起るの概なしとせざるなり、儒教は如何にして此の如き活氣を帯び來れるか、儒教は曾て一たび大に隋唐の間に鬱屈せるも、亦遂に其反動として宋に至りて盛況を呈せり、宋の儒教は佛教の壓迫を排し、積極的に其主義を構成せんと欲し、爲めに炎々たる活氣を生じ來たれり、其餘勢の延ひて我邦に及べるもの、是れを當時の朱子學及び陽明學となす、然りと雖も宋の儒教は佛教の壓迫を排しながら、尙ほ竊に之れに資する所多く、復た洙泗の眞面目を存すといふを得ず、是を以て山鹿素行、伊藤仁齋及び物徂徠の徒、

洙泗の眞面目、反りて宋儒の爲めに蔽はれ、古聖人の道、復た世に明かならざるを慨し、奮然筆を呵して呼號し、其壓迫を排し、洙泗の眞面目を發揮せんと欲せり、是を以て其活氣炎々たるものありき、是れを我邦の古學派となす、古學派は平安朝の儒學と同じく洙泗の淵源に溯るを期するものなりと雖も、然れども宋儒壓迫の後に出でたるを以て自ら之れと其面目を異にし、宋儒の理論と頡頏する底の主張を要せり、是れ古學派が平安朝の儒學の無精神没趣味なるに反し、實に目醒ましき態度を取り、各々其學問の本領を明かにし、能く一代を振撼するの勢力を有せし所以なり、朱子學派は朱子を尊崇し、陽明學派は陽明を尊崇せし時代に於て古學派



は是等支那後世の儒者を尊崇せず、更に其理想を高尙にして直に蹤を孔子其人に接せんことを期せり、其事たるシヤンカライチヤリアが佛教を斥攘して婆羅門教を再興し、新カント學派がヘーゲル以後に於てカントに復歸せんとし、ハツチ及びハルナツク諸氏が後世の神學を排抵して原始基督教に溯回せんとすると差、相似たり、之れを要するに、古學派の史的研究は種々なる方面に於て趣味多き結果を生ずること少しとせざるなり、苟も精神上の學に志あるもの、豈に之れを度外視して可ならんや、余昨年九月を以て此書を發行せしに、初版已に盡き、再版又盡き、今又更に三版を發行せんとす、因りて卷末に補正を付し、以て初版の缺漏を補

四

充し、又卷端に其所感を述べて以て之れが序となす、

明治三十六年八月三日

井上哲次郎識



若し、余がそれを余が言語によりて説  
明し、能はずとせば、余が動作はそれを  
十分に發表す、汝は言語よりも寧ろ動  
作の信すべき價值あるを思はざるか。  
ソクラテス

# 日本古學派之哲學

## 目次

叙論.....一

第一篇 山鹿素行.....五

    第一 事蹟.....五

    第二 著書.....四二

    第三 學說.....五七

        第一 總論.....五七

        第二 古學の主張.....六二

        第三 宋儒と素行との差異點.....六八

        第四 宇宙論.....七二

        第五 道德論.....七五

        第六 國躰論.....七九

目次

一



目次

第七 異端論……………八三

第八 武士道論……………八七

叙論……………八七

第一 立本……………九〇

(一) 己れが職分を知る……………九〇

(二) 道に志す……………九二

(三) 其志す所を勤め行ふにあり……………九三

第二 心術を明かにす……………九四

(一) 養氣心にあり、養氣を論ず……………九四

(二) 度量……………九五

(三) 志氣……………九六

(四) 溫藉……………九六

(五) 風度……………九七

(六) 義利を辨す……………九八

目次

(七) 命に安んず……………九九

(八) 清廉……………一〇一

(九) 正直……………一〇一

(十) 剛操……………一〇二

第三 徳を練り才を全うす……………一〇二

(一) 忠孝を勵ます……………一〇二

(二) 仁義に據る……………一〇四

(三) 事物を詳かにす……………一〇五

(四) 博く文を學ぶ……………一〇五

第四 自省……………一〇六

(一) 自戒……………一〇六

第五 威儀を詳かにす……………一〇七

(一) 敬せざるなし……………一〇七

(二) 視聽を慎む……………一〇八





目次

四

(三) 言語を慎む……………一〇九

(四) 容貌の動を慎む……………一一一

第六 日用を慎む……………一一三

(一) 惚べて日用の事を論ず……………一一三

(二) 日の用を正うす……………一一四

(三) 財用受與の節を辨ず……………一一四

(四) 子孫教戒……………一一六

第四 批判……………一一九

第五 素行關係書類……………一二九

第二編 伊藤仁齋及び仁齋學派……………一三五

第一章 伊藤仁齋……………一三五

第一 事蹟 附伊藤氏系圖……………一三五

第二 著書……………一六四

第三 文藻……………一七二

目次

五

第四 學風……………一七九

第五 經書評論……………一八七

第六 學統……………一九七

第七 學說……………二一四

第一 叙論……………二一四

第二 宇宙論……………二一五

(一) 一元氣論……………二一五

(二) 氣先理後說……………二一八

(三) 萬古無窮論……………二二二

(四) 生々主義……………二二三

第三 道德論……………二二七

(一) 道は即ち仁義……………二二七

(二) 道義の意義……………二三三

(三) 仁義禮智……………二三五



目次

六

(四) 道德的格言……………二四六

第四 學問論……………二五七

第五 教育論……………二七〇

第六 異端論……………二七四

第七 宋學論……………二八四

第八 批判……………二九一

第九 仁齋門人……………三〇八

第十 仁齋關係書類……………三二二

第十一 仁齋學派即ち堀河學派……………三二七

第二章 中江岷山……………三三九

第一 事蹟……………三三九

第二 學說……………三四三

第三章 伊藤東涯……………三五〇

第一 事蹟……………三五〇

第二 著書……………三六五

第三 學說……………三八〇

第四 門人……………四〇二

第五 東涯關係書類……………四一一

第四章 並河天民……………四一四

第一 事蹟……………四一四

第二 學說……………四一九

第三 天民關係書類……………四二七

第五章 原雙桂……………四二九

第六章 原東岳……………四三四

第三篇 物徂徠及び徂徠學派……………四四一

第一章 物徂徠……………四四一

第一 事蹟……………四四一

第二 著書……………四七四

目次

七



目次

八

第三	文藻	四九一
第四	仁齋と徂徠との關係	四九八
第五	學風	五〇八
第六	學說	五二七
第一	叙論	五二七
第二	道德論	五二九
(一)	道の觀念	五二九
(二)	徳の意義	五四二
(三)	聖人の名稱	五四九
(四)	氣質不變化の説	五六一
(五)	正邪の標準	五六八
(六)	天命の説	五七一
第三	學問論	五七二
第四	教育論	五八三

九

第五	政治論	五八九
第六	宋學論	六一〇
第七	仁齋と徂徠との學說の異同	六一九
第八	批評	六二四
第九	徂徠門人	六四二
第十	徂徠關係書類	六六二
第十一	徂徠學派即ち護園學派	六六八
第二章	太宰春臺	六八三
第一	事蹟	六八三
第二	學說	六九一
第三	春臺關係書類	七〇三
結論		七〇五
附錄一	堀河學派系統	七一五
附錄二	護園學派系統	七二一



目次

附録三 古學派生卒年表……………七三一

附録四……………七四三

第一 我國古學派の特色……………七四三

第二 山鹿素行先生に就いて……………七四九

第三 山鹿素行先生と乃木大將……………七九四

第四 山縣周南……………八三〇

第五 市川鶴鳴……………八三六

補正の一……………

補正の二……………

補正の三……………



### 日本古學派之哲學

文學博士 井上哲次郎著

#### 叙論

鎌倉時代より海内漸く戦争多く、殊に元弘建武の頃より全く亂世となり、滔々たる天下唯、武事あるを知りて、復た文事あるを知らず、一世文學の權を擧げて悉く之れを五山僧徒の手に委するに至れり、今其狀を想見するに、西洋の暗黒時代と彷彿たるものなしとせざるなり、然るに徳川氏に至りて積年の兵亂、全く靜謐に歸し、機運一轉、忽ち文學の復興即ち「ルネッサンス」を催進せり、是に於てか儒教を講ずるもの、陸續輩出し、朱子學と陽明學とは、各一派を成すに至れり、斯時に當りて別に旗幟を翻して、新一派を開き、俄然一異彩を放つもの起れり、是れ他なし、古學派

叙論



是れなり、文學復興は久しく荒廢せられたる文學の趣味が再び喚起せられたるものなれども、其趨勢は單に繼承的に止まるものにあらず、文學の趣味が再び喚起せられたる以上は、是れより一轉して更に進歩せる生面を開くべきは、蓋し必然の結果ならん、所謂古學派は即ち此の如き必然の結果として起りしものなること疑なし、何故なれば、古學は古代の學に復歸することを企圖するが故に、少しも生面を開くべき創見にあらざるが如きも、其實は決して然らず、若し古代の學の是正なるに引き換へ、後世の學の甚しき謬見に陥れることあらば、後世の學の謬見を看破して、直に蹤を古代の學に接するの要を唱道すること、是れ新に生面を開くものにあらずして、何ぞや、古學は如字的に古代の學なりと雖も、亦一方より之を見れば、新學ともいふを得べし、宋學以來世の學者、朱子を奉せざれば、陽明を奉じ、二氏の見解の外に出づるものなきの秋に當り、大膽にも其謬見を喝破して起れるものは、支那人にあらずして、日本人なりき、先づ朱子學の圈套を脱して、超然として古學に歸せし

は、山鹿素行と伊藤仁齋となり、二氏の見解期せずして暗合し、殆んど同時に洙泗の淵源に溯るの要を看破せり、然れども素行先づ其學説を發表し、仁齋之れに次ぐ、故に歴史上の順序も亦之れに由らざるを得ざるなり、但、素行の出版せる著書は幕府の爲めに滅版せらる、故に多く世に傳はらず、随つて又殆んど素行の古學派たるを知る者なきに至れり、之れに反して仁齋の著書は其死後に及んで、大抵皆上木せられ、廣く世に傳播せり、故に其影響する所も亦淺少なりとせず、是を以て世の古學派を論ずるもの、復た素行を言はず、獨り仁齋を以て其鼻祖となせり、物徂徠の如きも、言、素行の古學に及ばず、苟も古學を論ずれば、仁齋を云爲す、是れ仁齋の著書によりて刺激せられ、遂に古學に轉じたればなり、要するに、素行と仁齋と徂徠と、此三人は古學派の代表者として最も卓絶せるものなり、然れども自ら三人三様の趣あり、是れ其均しく古學を標榜しながら、合して一とならざる所以なり、三人三様の趣とは、素行は兵學者にして、儒學を攻究し、儒學と兵學とを打ちて一丸となすの趣あり、仁



叙論 四

齋は君子の態度を取り、専ら個人的道德の實行を期するの趣あり、而して徂徠は主として功利主義を主張し、文學者と政治家の資格を具有するの趣あり、是故に此三人は古學派中にありて又自ら三派を成せり、獨り素行は其古學に關する學說を祖述するもの少きを以て未だ仁齋徂徠の如く強大なる古學派を成すに至らざるのみ、古學派は素行といはず、仁齋といはず、徂徠といはず、皆均しく活動主義を主張して、宋儒の寂靜主義に反抗せり、是れ蓋し日本民族特有の精神にして、此點に於ては、今日と雖も寸毫も異なる所あるにあらざるなり、今日の學理に照して之れを考ふれば、古學派の學說の如き、非議すべきの點固より少しとせず、と雖も、亦後人を警醒するに足るもの、往々之れあり、殊に日本民族特有の精神の存する所に至りては、古今を隔つるに拘はらず、靈犀一點相通じ、默識心契の際、肉躍り血飛ぶの快なしとせざるなり。

山鹿素行之肖像









二百五十石を與へ、其邸に賓たらしめ且つ侍女を贈りて、其妾たらしむ是れを素行の母となす、素行は元和八年八月二十六日を以て生まる、即ち木下順庵に後るゝこと一年、熊澤蕃山に後るゝこと三年、山崎闇齋に後るゝこと四年にして恰も藤原惺窩卒後三年に當る、其後幾もなく忠郷罪ありて國除かれたるを以て左近更に轉じて、幕府に仕へ、百人組の長となる、是に於てか高道を薦めて騎士となさんとせしに、高道之れを辭し、長子の惣左衛門(即ち素行が異母兄)を以て之れに代はらしめ、自ら薙髮して玄庵と號し、醫を江戸に業とせり、是れ實に素行が三歳の時の事なりき、

素行は幼名を佐太郎といひ、江戸榎町濟松寺の祖心尼の許に養はれ、六歳にして始めて塾師に従つて書計を學び、八歳の頃までに四書五經七書詩文の書を大方讀み覺えたり、九歳にして始めて林羅山の門に入る、時に文三郎と稱す、羅山無點の唐本なる論語の序を讀ましめ、次いで又山谷を讀ましむ、素行の之れを讀み能はずといふことなし、但、訓點は未だ

盡さるる所あり、十一歳の春始めて歳旦の詩を作る、羅山之れを見て僅に一字を改め、其才を稱揚せり、十四歳の頃は、詩文共に成熟し、貴紳の前に於て即座に詩文を作ることあり、其早熟の尋(一)語類の序には「十歳而常ならず、推して知るべきなり、十五歳にして——詩文殆熟矣」とあり、然れども今配所殘筆による始めて大學を講じ、聽衆頗る多し、十六歳にして、始めて論語を講せり、然れども素行は管に一局部に踞踏たるを甘んずるが如きものにあらず、當時の學術は悉く之れを修了するにあらざれば、已まざるの概あり、故に其研究は自ら多方面に涉たらざるを得ず、彼れは幼少の時より武藝をも學び、十五歳の時尾畑景憲北條氏長に就いて兵學を修む、從學五年にして諸弟子、其上に出づるものなし、廿一歳の時尾畑氏印可を傳授す、其時印可狀をも與へたり、印可の書は尾畑氏其高弟北條氏長をして書せしむる所なり、印可添狀といふものは、尾畑氏曾て他の印可を傳授せしものに與へしことなかりしといふ、以て素行がいかに尾畑氏に重んぜられたるかを知るべし、右添狀の文に云く、



於文而感其能勤、於武而歎其能修、噫有文章者、必有武備、古人云、我亦云、素行又神道を究む、十七歳の冬、高野按察院光宥法印に就いて神道の秘訣を悉く傳授し、其後壯年の頃忌部氏の嫡流たる廣田坦齋に就いて忌部神道の口訣悉く傳授せり、語類の序に「控忌部卜部之奥儀矣」とあり、果して然らば其博く神道の教義に通曉せること、復た疑なきなり、彼れ又十七歳の時より歌學を修め、二十歳の頃までに源氏物語、枕草紙、萬葉集、百人一首、三部三代集等を攻究し了はれり、歌學は彼れ主として廣田坦齋より傳授せるもの、如し、其他老莊以下諸子百家の學より佛氏の教義に至るまで、大凡そ究明せずといふことなし、簡單に之れを言へば、彼れは當時の學問といふ學問のあらゆる範圍を窺ふことを務めたり、素行十七歳の時紀伊大納言頼宣卿の招きによりて彼れ七十人扶持にて紀藩に仕へんことを約せり、然るに同時に阿部豊後守忠秋、素行の名聲世に高きを以て、尾幡景憲、北條氏長に託して(三)當時幕府の老中たり、彼れを聘せんとす、事偶、兩家に係るを以て兩つしもの、老中は即ち執政

ながら果すことを得ず、其翌年加州家より町野長門守によりて祿七百石を以て素行を聘す、素行の父千石ならざる以上は不可なりといひて之れを謝絶す、

正保の頃に至り、素行兵法の名聲愈、高く、諸侯大夫より以下、彼れが門に就いて學ぶもの、極めて多し、就中貴紳を擧ぐれば、北條安房守、松平越中守(奥州白河城主)、淺野因幡守、丹羽左京太夫(奥州二本松城主)、阿部伊勢守、板倉内膳正、松浦紀伊守(肥前松浦城主)、本多備前守等は、其高足弟にして彼れを尊信すること實に尋常ならざるものありしといふ、

承應元年素行播州赤穂の城主淺野内匠頭に仕ふ、是れより先き、幕府の近習番駒井左京、同小姓阿部伊勢守、素行に懇請して其門に入り、兵法を學びしが、是れ本と大猷公素行の事を傳聞し、時もあらば、彼れを近臣の列に加へんと思惟し、先づ試に其近臣をして其道を學ばしめんと、意に出でたるなり、素行竊に此内意を知り、諸侯仕官の念を絶ち居りしに、大猷公慶安四年を以て薨せられしかば、幕府に於ける仕進の望は之れ



が爲めに消滅せり、斯時に當りて淺野内匠頭祿千石を以て素行を聘し何等の職務もなく唯、賓師として之れを優遇し、敢て名いはざりしといふ、承應三年播州赤穂に赴き、八年間此に滞在せり、萬治三年素行三十九歳、大島雲八によりて秩祿を斷りたき旨申上げ、るに、内匠頭是れを聞き、今まで給する所の祿の少きが爲めにもあらんかと思惟し、秩祿加増のこと其好みに任すべしとて切に致仕の念を翻さんとせしも、素行祿采多少の爲めにあらず、別に思惟する所ありて致仕を願ふ由を述べ、終に其祿を辭せり、其後は全く仕官の念を絶ち、江戸にありて専ら文學兵法の教授をなせり、其頃津輕越中守、山口出羽守によりて素行を聘す、且つ傳へしめて曰く「津輕の藩たる、秩祿少しと雖も、土地新に廣田多し、故に秩祿は汝が望に任すべし」と、素行以爲く「越州公尙ほ若年にして、其聘する所、他人の勸に出でたるを以て高祿を貪らんこと我本意にあらず」と、乃ち之れを辭す、素行名聲益高く、殆んど一代を風靡するの概あり、彼れが門に入りて弟

子の禮を取るもの、實に二千人を超過せり、其身の榮華、想見するに餘りありといふべきなり、然れども、老聃がいへる如く、眞に「福兮禍之所伏」にて、素行が譽望の揚がるに従つて、危難は隱然、其身に近づきつゝありしなり、寛文六年十月三日北條安房守より突然左の書束を送り來たれり云く、

可相尋御用之事候間、早々私宅迄可被參候、以上。

十月三日

北條安房守

山鹿甚五左衛門殿

之れを一讀したる、素行の胸中には、忽ち前途に横はれる暗雲の往來せしは、言ふまでもなく、此出來事は、彼れに取りて眞に「寢耳に水の感ありしや、疑なきなり、然れども一刻も猶豫すべきにあらざれば、彼れ乃ち返書を認めて送れり、其文に云く、

御手紙被成下、謹而奉拜見候、御尋可被成御用之儀、御座候間、早々貴宅迄參上可仕之旨、畏奉存候、追付參上可仕候、以上、



十月三日

房州様

山鹿甚五左衛門判

素行も竊に事或は聖教要録に關するあらんと思惟せしも、固より未だ確には之れを知らず、兎に角尋常の事にあらざるべきを豫測し、大に決心する所ありしなり、彼れ自ら詳に其顛末を配所殘筆中に記載せり、今左に其文を擧げん、云く、

食、事、快、く、認、め、候、て、行、水、仕、り、定、め、て、只、事、に、有、之、間、敷、存、じ、乍、立、遣、書、相、調、へ、殘、置、候、尤、も、死、罪、被、仰、付、候、は、公、儀、へ、一、通、差、上、げ、可、相、果、是、れ、又、た、相、認、め、令、懷、中、候、此、外、五、六、ヶ、所、へ、小、翰、相、調、へ、態、と、老、母、方、へ、不、申、遣、宗、三、寺、へ、參、詣、仕、り、下、人、成、程、は、ぶ、き、若、黨、兩、人、召、連、れ、馬、上、に、て、房、州、公、へ、參、候、云、云、門、前、に、人、馬、多、く、相、見、え、候、只、今、何、方、へ、か、打、立、候、様、子、に、御、座、候、此、體、拙、者、若、し、不、參、候、は、則、ち、拙、宅、へ、押、寄、せ、御、踏、み、つ、ぶ、し、可、有、之、様、子、と、相、見、え、申、候、私、事、は、刀、を、下、人、へ、渡、し、座、敷、へ、上、り、申、候、て、笑、な、が、ら、申、候、は、如、何、の、事、候、哉、御、門、前、殊、の、外、人、多、く、御、座、候、由、申、候、て、奥、へ

通、り、候、暫、く、候、て、北、條、殿、被、出、候、て、逢、申、候、北、條、殿、被、申、候、は、不、入、書、物、作、り、候、故、淺、野、内、匠、頭、所、へ、御、預、被、成、候、是、れ、よ、り、直、に、彼、地、へ、可、參、候、間、何、に、て、も、宿、へ、用、向、に、て、も、候、は、可、申、遣、と、別、し、て、念、頃、に、被、申、候、福、島、傳、兵、衛、硯、を、持、ち、候、て、拙、者、傍、へ、參、り、申、遣、度、事、は、傳、兵、衛、可、申、候、由、申、候、間、私、北、條、殿、へ、向、ひ、申、候、は、忝、く、奉、存、候、乍、然、常、々、家、を、出、候、よ、り、跡、に、心、に、殘、候、事、は、無、之、様、に、勤、罷、在、候、間、書、置、可、申、候、事、も、無、御、座、由、申、候、其、内、に、島、田、藤、十、郎、殿、御、出、候、間、北、條、殿、も、座、敷、へ、御、列、坐、候、て、私、被、召、出、候、間、脇、指、を、ぬ、き、罷、出、候、へ、ば、北、條、殿、島、田、殿、互、に、御、色、代、候、て、北、條、殿、被、仰、渡、候、は、其、方、事、不、届、な、る、書、物、仕、候、間、淺、野、内、匠、頭、へ、御、預、被、成、候、旨、御、老、中、被、仰、渡、候、由、に、候、私、申、上、候、は、先、以、御、意、の、趣、畏、く、奉、存、候、乍、然、御、公、儀、様、に、對、し、不、届、な、る、儀、は、右、の、書、物、の、内、何、の、處、に、て、御、座、候、哉、承、度、儀、に、奉、存、候、と、申、上、候、へ、ば、房、州、御、事、藤、十、郎、殿、も、御、む、か、ひ、に、て、甚、五、左、衛、門、申、譯、も、可、有、之、候、得、共、如、斯、被、仰、付、候、上、は、不、及、申、譯、候、御、事、と、御、申、候、私、申、上、候、は、御、意、の、上、は、と、かく、を、可、申、様、無、之、由、申、罷、立、候、御、步、行、目、付、衆、兩、人



被居申候て、内匠頭家來御呼被仰渡候、御歩行目付衆さわがしく被申候故、私笑申候て一禮仕罷出候、此時分作法、殘所無之由、右内匠頭の者共、其晩尊申聞け候、

此の如く素行は直に北條安房守の邸に赴きしに、安房守、目付の島田藤十郎と共に幕府の命を傳へ、不届なる書物を作りたりとの理由を以て、淺野内匠頭に御預になれる事を宣告せり、素行豈に意外の感なからざらんや、彼れ本と羅山に就て學を修めたるが故に、初め朱子學を崇奉せしと雖も、年四十の後に至り始めて理氣心性の説に疑あり、乃ち是れより先きに著はす所の經解の書數種を擧げて悉く之れを燒き、寛文六年の春に及んで聖教要録三卷を著はして、世に刊行す、此書固より瑣々たる小冊子に過ぎずと雖も、漢唐宋明の學排軀せずといふことなし、殊に宋儒の理學を排斥すること甚しく、遂に道統之傳、至宋竟泯沒と絶叫し、直に蹤を孔子に接せんとせり、門人等の撰に係る小序頗る見るべし、其中左の言あり、云く、

聖人杳遠、微言漸く隱る、漢唐宋明の學者、世を誣ひ、惑を累ぬ、中華既に然り、況や本朝をや、先生二千歳の後に勃興し、迹を本朝に垂れ、周公孔子の道を崇び、初めて聖學の綱領を擧ぐ、云云、門人等其説を輯めて篇となし、先生に謁し、請ふて曰く、此書以て秘すべく、以て崇ぶべく、廣く人に示すべからず、且つ漢唐宋明の諸儒を排斥す、是れ天下の學者と違ふ、見るもの、嘲を獻せん、先生の曰く、噫、小子謀るに足らず、夫れ道は、天下の道なり、懐いて之れを藏むべからず、天下に充て、萬世に行はしむべし、一夫も亦此書によりて、其志を起さば、則ち化育を賛するなり、君子は身を殺して仁を成すあり、何ぞ吾言を秘せんや、且つ道を説いて人を謬るもの、天下の罪人なり、漢唐の訓詁、宋明の理學、各利口饒舌にして、惑を辯せんと欲す、惑愈深く、聖人をして塗炭に坐せしむ、最も畏るべきなり、聖經世に燦然たり、多言を勞すべからず、云云、後世畏るべし、吾れ何ぞ敢て過なからんや、吾言一たび出で、天下の人以て告ぐべく、以て毀るべく、以て辯ずべし、其告ぐる、其毀る、其辯ずるを得て



其過を改む道の大幸なり云云予は周公孔子を師として漢唐宋明の諸儒を師とせず學聖教に志して異端に志さず行日用を專にして洒落を事とせず云云聖人の道は一人の私する所にあらずるなり如し一人に施すべくして天下に擴むべからざれば道にあらず必ず之れを天下に示し後の君子を待つは惟吾志なり

此れに由りて之れを觀れば素行が抱負の如何に大なるかを知るべきなり彼れ漢唐といはず宋明といはず總べて後世の儒者が主張する所を以て聖人の正脈を得たるものにあらずして反りて名教を蠱毒するものなりとし一切是等を掃蕩し去りて自ら洙泗の淵源に溯らんとせり其志や眞に壯なりといふべし是故に聖教要録の書たる當時の人の當に歡迎すべきものなり然るに何等の癡漢ぞ是れを稱して不届なる書物といへり眞に不届なる奴輩とこそいふべけれ然れども事の此に至りし所以のもの決して二三俗吏の胸中に胚胎せるにあらず抑又潜伏せる原因のあるありて此の如き事變を生ずるに至りしこと復た疑

なきなり

今其原因を尋ぬるに是れ全く學派の衝突にあり彼れが刊行せる聖教要録は片々たる小冊子なりと雖も朱子學派の壘壁に向つて發せられたる恐るべき砲丸なりき彼れ是れを以て不時の災禍を買へり思ふに藤原惺窩が一たび朱子學を鼓吹してより紫陽の餘流を汲むもの多く殊に林羅山の如きは幕府に用ひられ其奉ずる所の朱子學は幕府の教育主義となれり素行本と羅山の門に出づるもの故に其朱子學を攻撃するは即ち師説を攻撃するなり此時羅山已に逝くと雖も春齋あり鳳岡あり羅山の子孫鬱として學閥を成せり之れに向つて反抗を敢てす反對者より之れを見れば光秀の所爲の如かりしならん豈に危からずとせんや且つ夫れ推して之れを論ずれば羅山に反抗するは幕府の教育主義に反抗するなり否幕府の教育主義を根柢より破壊せんとするものなり更に眼を轉じて民間を顧れば當時已に陽明學派ありと雖も海内の學者十の八九迄は朱子學派に屬せり此間に於て素行獨り古學



を鼓吹せんとす、所謂文王を待たずして興るものといふと雖も、其狀殆んど一州の兵を懸けて天下に抗するの觀あり、其同意者を得ずして一旦否塞に陥るもの良に故ありといふべし、

然れども尙ほ別に彼れを陥れたる直接の原因あり、是れ他なし、保科正之の軋轢是れなり、正之は二代將軍秀忠の實子にして實に家康の孫なり、彼れ故ありて肥後守保科正光の嗣となり、後封を會津に移す、三代將軍家光の薨するや、其遺託を受け、幼主の家綱を輔佐し、恰も攝政の地位にあり、然るに正之は性剛正にして和淳、幼より書を讀み、曾て老佛の書に耽りしも、不惑の年に及んで始めて小學を讀んで大學の基を知り、悉く向きに讀む所の老佛の書を焚き、専ら朱子の學を修め、又山崎闇齋を聘して深く其學を信奉す、此の如き人にして當時大權を一手に握り、官府の中樞を占む、是を以て素行と衝突せざらんとするも能はざるなり、殿中日記に云く、

十月三日、山鹿甚五左衛門と申浪人軍法者にて、聖教要録と號す作書

籍出之、雖說口道其行跡奢在之、て不届有之候に付、今日北條安房守宅所へ、右之浪人招之、先主淺野内匠頭へ御預之旨、被仰渡之、御目付島田藤十郎出座也、

然るに此事たる、全く保科正之より出でたること、千とせのまつにて明かなり、其文に云く、

寛文六年冬、江戸に罷在候會津先封之浪人、山鹿甚五左衛門と申者、言を巧みにし、人の迷と相成候者に付、嚴敷押込致置可然、由御老中迄中將様被仰述候に付、播州赤穂城主淺野内匠頭殿へ御預被仰付候、云云、此文に中將とあるは、即ち保科正之の事なり、此れに由りて之れを觀れば、素行の迫害は全く正之の方寸に出でたること疑なきなり、又鳩巢小説に脇田九兵衛齋藤中務の二人より前田對馬等に宛て、素行謫遷の事情を報じたる書束を掲ぐ、其文に云く、

肥後守様并御老中へ被仰付候は、此度聖教要録とやらん甚五左衛門作の書物、板行仕弟子中へ遣候、其書に會子朱子迄誹謗仕三千歳不傳



の道は、我有と書申候、其上殊の外なる勝手辭御座候、弟子二百人計り、不斷出入仕候、右の躰のものに候へば、如何様なる儀可仕も知れざる、曲者に付、御預けのよしに御座候、

此書東の末に素行を以て、如何様なる儀可仕も知れざる曲者とすこと、頗る吾人の注意を惹く所なり、何んとなれば、此れによりて幕府の素行を斥くるもの、獨り其學說の異なるが爲めのみならず、知るべければなり、因りて之れを考ふるに、慶安四年由井正雪幕府に向つて不軌を企て、事發覺して自殺すと雖も、一時幕府の恐慌を惹起したるや、疑なし、素行正雪の後に崛起し、兵法を言ふも、正雪に優れり、名望を言ふも、正雪に優れり、學識を言ふも、正雪に優れり、殆んどあらゆる點に於て、正雪に優らずといふことなし、已に正雪の陰謀を経験したるの幕府、豈に素行を疑はざらんや、況んや、數多の人士、其門に出入するをや、古語に云く、「沸羹に懲るものは、冷齋を吹き、弓に傷くの鳥は、曲木に驚く」と、幕府當時の狀況、略想見するを得べきなり、之れを要するに、素行は單に其主張の

爲めに厄難に遭遇せしに、あらず、其人物としての影響、眞に恐るべきものありしが、爲めなり、幕府が兼ねて、素行の人物を恐れ、居る矢先きに、聖教要録出づ、竊に以爲く、此の如き大膽の主張をなすもの、其將來の所行、亦計り知るべからずと、乃ち斷然遷謫の命を出だすに至れり、

素行遷謫の命を受けてより、内匠頭の所に居りて、謹慎し、人にも逢はず、九日の未明に、江戸を出發して、赤穂へ赴き、廿四日に配所に着せり、自ら其時の狀況を叙述して曰く、

九日の未明に、御當地罷立候、御公儀より被仰聞候は、此者大勢弟子門人有之候、徒黨の輩可有之候、問道中は不及申、江戸罷立候時、分芝品川等にて奪取候事など可有之候、問油斷不仕候様に被申渡候由に候間、付候て參り候者共も氣遣仕候故、朝より晝時、晝休より泊り迄は、大小用をも不辨候様に心得申候て、同廿四日の晩に、赤穂へ着仕候、我等匹夫の者に候所、一人の采配にて、大勢をもしたがへ申候様に、諸人存候事は、不仕合なる内に、少は、武士の覺悟の所有之にも、可罷成候哉、此段



皆虚説風聞次第罷成候て、赤穂に於ては、心易く罷在候、素行が出發の際、何か途中事變のあるべきを豫想せるを以て之れを觀れば、幕府が彼れに於て學説以外に深く恐るゝ所ありしこと復た疑を容れざるなり、

初め素行安房守の書東に接するや、彼れ未だ死罪に處せらるゝや、將た又配所へ謫せらるゝやを知らず、故に若し死罪にも處せらるゝことあらば、一篇辭世の書を差出さんと思惟し、立ちながら草し了はりて之れを懷にし置けり、其文に云く、

蒙當二千歲之今、大明周公孔子之道、猶欲糺吾誤於天下、開板聖教要録之處、當時俗學腐儒、不修身、不勤忠孝、況天下國家之用、聊不知之、故於吾書、無一句之可論、無一言之可糺、或借權而貪利、或構讒而追蹤、世皆不知之、專任人口、而傳虛不正實否、不詳其書、不究其理、強嘲書罪、我於茲、我始安我言之大道無疑、天下無辨之、夫罪我者、罪周公孔子之道也、我可罪而道不可罪、罪聖人之道者、時世之誤也、古今天下之公論、不可遁、凡知道之

輩必逢天災、其先蹤尤多、乾坤倒覆、日月失光、只怨生今世、而殘時世之誤於末代、是臣之罪也、誠惶頓首、

十月三日

山鹿甚五左衛門

北條安房守殿

素行が事變の咄嗟に出づるに拘はらず、寸毫も狼狽の態度を露はさず、冷靜沈毅にして、其豫後の計をなすや、殆んど遺憾あるなし、彼れ自ら曰く、此節は人間の一大事相究め、五十年の事、夢の覺め候様に有之時分に候得ば、聊心底に取亂候事無之候と、彼れが事變に處するの舉動、天晴武士の振舞とこそいふべけれ、然れども尙ほ是れより一層注意を惹くに足るものあり、彼れ不惑の年を踰えて幾もなく、一旦豁然として大道に悟入する所ありて、内に常住不滅のものを執へ得たり、豈に外界に於ける騷擾の爲めに攪亂せらるゝことあらんや、是れ彼れが風濤の中に投せられて、始終泰然たるを得る所以なり、思ふに三十歳は思想發展の時機にして、四十歳は思想確立の時機なり、マホメットが四十歳にして忽



然一變して宗教家となりしが如き、ヴルドハマーナが四十二歳にして一切種智を得たるが如き、其例少しとせず、孔子が志を立てしは、三十歳の時なれども、能く惑はざるに至りしは、四十歳の時なり、三十而立、四十而不惑といふものは、是れなり、孟子も亦「我四十不動心」といへり、即ち知る、彼れ亦孔子の如く、四十歳にして始めて寂然不動の地位を得たるを、顧りて我邦の先輩を考ふるに、四十歳前後は、往々一轉の時機をなせり、最澄は三十九歳にして天台宗を開き、法然は四十三歳にして浄土宗を開き、親鸞は二十九歳にして志を立つと雖も、其眞宗の基を開きたるは、四十歳の時なり、中江藤樹は三十七歳にして其學を一變し、伊藤仁齋も亦三十七八歳にして古學に一變し、殆んど四十歳になん／＼として始めて主張の確定するあるを見る、即ち素行の如きも、四十歳の頃より其學一變し、四十五歳の時は、世界及び人生に關する一家の見解已に備はれり、其人間の一大事相究め、五十年の夢の覺め候様に有之といふもの、之れが爲めなるを知るべきなり、

素行配所に於て反りて優待せられ、衣服飲食家宅等に至るまで、悉く支給せられ、何等の不自由をも感ぜざる程なりき、殊に大石頼母助良重即ち良雄の祖父の弟は、毎日二回素行に朝夕の野菜を送れり、素行之れを辭すれども、是れ内匠頭の命によるといひて頼母助可かず、素行自らは深く謹慎せるも意外の待遇には稍不安の念を生せしが如し、然れども素行が内匠頭に對する感謝の情は従つて又深からざるを得ざるなり、素行配所にあること凡そ十年、彼れ自ら其間の消息を洩して曰く、病中之外、雖一日朝寢不仕、作法なる體を不仕候と、其一室の内に謹慎して絶えて情容なかりしこと推して知るべきなり、先哲叢談に左の注意すべき記事あり、云

素行常辱赤穂侯長友知己、辭祿之後、猶屢與之交、竊謂侯曰、自干戈止、殆五十年、天下無事、欲爲死以有報舊德、而時不可爲也、則無可授命以達宿志、又欲有致而酬、非常之遇、而非嘗謫劣、無能爲、皆係於時勢、然私心所安、不爲無所期、臣以經義與、韜略教、侯之諸臣、臣精力所、盡皆在於此、故能達



臣旨若處倫理之變萬一無服勤有所償乎哉候大喜爾後殆五十年至元祿年間其子赤穂侯長矩時賜死而國除其遺臣四十七人果有襲殺吉良氏殉成君志之事世稱之赤穂義士之復讐焉

素行の教育ありて始めて義士の擧あり其間の連絡否定するを得ざるものあり然るに先哲叢談にいふ所は素行が謫居の時の事にあらず曾て承應元年より萬治三年まで凡そ九年間赤穂侯に仕へし事あり是れ其時の事をいふものなり然れども素行が謫居中は全く無爲に經過せしとは思惟するを得ず彼れ謫居重問(三卷)の著あり是れ彼れが謫居中諸生に講述せし所なり此れに由りて之れを觀れば彼れが曾て扶殖したる教育を謫居中更に又鞏固にし苟も事變の起るあらば必ず其結果を露はすべき丈の素養を成せしや疑なきなり今語類を見るに卷十四に死節を論じて曰く

身を委ぬるは臣の道なれば急に臨み節に中りては身を棄て死を輕んずること、是れ則ち臣の義なり常に死を守ること、を務むるは家を

忘れ私を顧ざるを以て本とす云云死は至りて人の重き所なれば是れ又究理することを詳にして而して死を全くすべし是れを死して全きを守るの道といふなり然れば節に死することを守らんは務めは常に家を忘れ内外に就いて非常の戒を固くし閨門の内に入ると雖も勇氣を撓ましめず門を出でより已に家事をすて、朝廷に出で位に座し席に口で禮を守りて容貌言語に無禮をなさず急を慎み難を計りて變に置いて取りみださる如く勤むべきなり變は鬪口喧呼狂亂仇打火雷地震時の變或は他の國の變事或は廓外の變事告來たるの類各是れなり此時に中りて常の恪勤練うすくば必ず顔色を損じ容貌をみだし言語たがふべし顔色容貌言語常に至らざるは日比練り學ぶ處厚からずして心正しからざればなり心正しからざるは知の暗ければなり其知暗きときは其言行共に違つて己れが平生の十分一も調はざるものなり故に死節を以て守る所とするなり又卷十七に仇を報ゆるの道を論じて曰く



凡そ仇あるの處を知らば、速に其地に至り、身をひそかにし、事をたばか、つて仇の居所を詳にし、仇の平生の躰、其交る友、其なす業、其往來の道、用心の致しやうを詳にさぐり、時分を考へて、押入り、仇を報ずるか、又途中に待居て、是れを撃つべきなり、其用法を細に知らざれば、仇なりと、きくにまかせて、或は仇を見ちがへ、或は仇を遁れしめて、一生の謀を一時に空しくすることあり、能くねらひ、能く謀りて、其全く打つべきの術を盡くし、而して後に無二の鬭争を決すべきなり、其謀此の如くして、打ち得ず、或は仇遁れ、或は我身戦死せんをば、誠に身を捨てて、報ゆとも云ふべし、然らずして、只血氣の勇にまかせ、謀を詳にせずして、運を天にまかせ、事成らずば、捨身の報なりと云はん事、未だ究理せざるの薄きと云ふべきなり、

素行赤穂にあること前後合せて十有九年、其間力を教育に盡くし、君臣の道を説くこと頗る詳密にして、殆んど遺憾あるなし、獨り内匠頭(即ち長友)自ら弟子の禮を取りて、素行に學びしのみならず、大石良雄の如きも、親

しく彼れが薫陶を受けたるが如し、先哲叢談に云く、

大石良雄當素行被幽於赤穂時、親炙之學兵、後遊京師、從學伊藤仁齋云、方其枕于窺隙之間、潛行如避惰遊、示廢曠日持久、乃能使讐不動、不驚、夷然居之、而至忘爲之戒心矣、而後一鼓得遂其志、且使其四十六人衆、率之以義、各見死如歸、固非從事於暴卒之間、而不顧成敗者之所能及也、其處人倫之變、置非常之事、一伸一屈、雖出於天授、素行遺澤之所存者、亦可謂不鮮矣、

素行の赤穂に謫還せられたるは、寛文六年にして、良雄は其時八歳なり、素行の赦されたるは、延寶三年にして、良雄は其時十七歳なり、故に良雄が多少素行の指教を受けたること推して知るべきなり、良雄を始めとし、四十六人の義士、臥薪嘗膽、義によりて死を誓ひ、一舉して其敵たる吉良上野介を攻めて、之れを殺し、尋いで皆從容として自及す、其事蹟を追想するに、眞に秋霜烈日の如きものあり、世界廣しと雖も、未だ東西の歴史に此の如き類例あるを見ず、此の如き非常の行爲、豈に偶然に出



づるものならんや、素行が十有九年間の教育、赤穂の人心を鎔鑄陶冶して遂に此奇異なる結果を生ぜること復た疑ふべからず果して然らば素行が教育の功決して鮮少なりと謂ふを得ざるなり、

素行配所にあること十年の久しきに及ぶに至り、竊に以爲く、最早終焉の時期に近づきしならんと、其境遇實に悲むべきものあり、配所殘筆に其真情を述べて云く、

我等覺悟の所有之候間、能々心付候て讀可被申候、近年者、配所へ參り十年に成候、凡そ物必ず十年に變ずるものなり、然れば今年我等於配所、打果候時節到來と令覺悟候云云、

素行此の如く終焉を豫測したるが故に、配所殘筆を作りて山鹿三郎右衛門及び岡八郎左衛門の二氏に送れり、其殘筆といふは死後に遺さんとの意なり、即ち死して後、己れが經歷せし事蹟の萬一不明に歸し、或は誤解もせられんことを恐れて之れを作れるなり、是故に配所殘筆は本と自傳 autobiography の類なれども、其實、末期の遺言ともいふべきものなり、

なり、

然るに素行不思議にも其年(即ち延寶三年)の六月十五日を以て赦さる、其何故に赦されたるやは詳にし難し、然れども幕府も遂に彼れが格別の罪なきことを了知せしならん、素行赦されてより、江戸に歸り、淺草田原町三丁目屋敷を求めて此に住居せり、然るに偶然にも其屋敷に額あり、積徳堂と題し、恰も素行の書院に適せり、因りて以て堂號となす、素行從前の如く浪人等を集むるを禁せられたるを以て自然離群索居の狀をなし、三四年を経るに及んで、病者となり、歩行さへも不自由となり、辱知の貴紳を訪問することも殆んど稀なるに至れり、素行母あり、子あり、謫遷中は皆江戸にありしが故に、彼れが之れを見ざること十年にして幸に再會するを得たり、母は素行が歸養後三年にして歿せり、是れより素行益、老衰し、逼塞殊に甚だしく、貞享二年九月二十六日を以て歿す、享年六十有四、早稻田榎町の宗參寺(禪宗)に葬る、素行の葬に望んで、諸侯大夫の使者、其葬を送るもの多く、市街の往來之れが爲めに絶すとい



ふ、其盛なること以て想見すべきなり、素行が法諡を月海院殿瑚光淨珊居士といふ、墓碑の裏に左の如き文字あり、云く、

先考、名高祐、藤姓山鹿氏、別號素行子、生元和壬戌、載八月庚戌、歿貞享乙丑歲九月癸未、

孤子 政實 泣血稽顙立  
高基

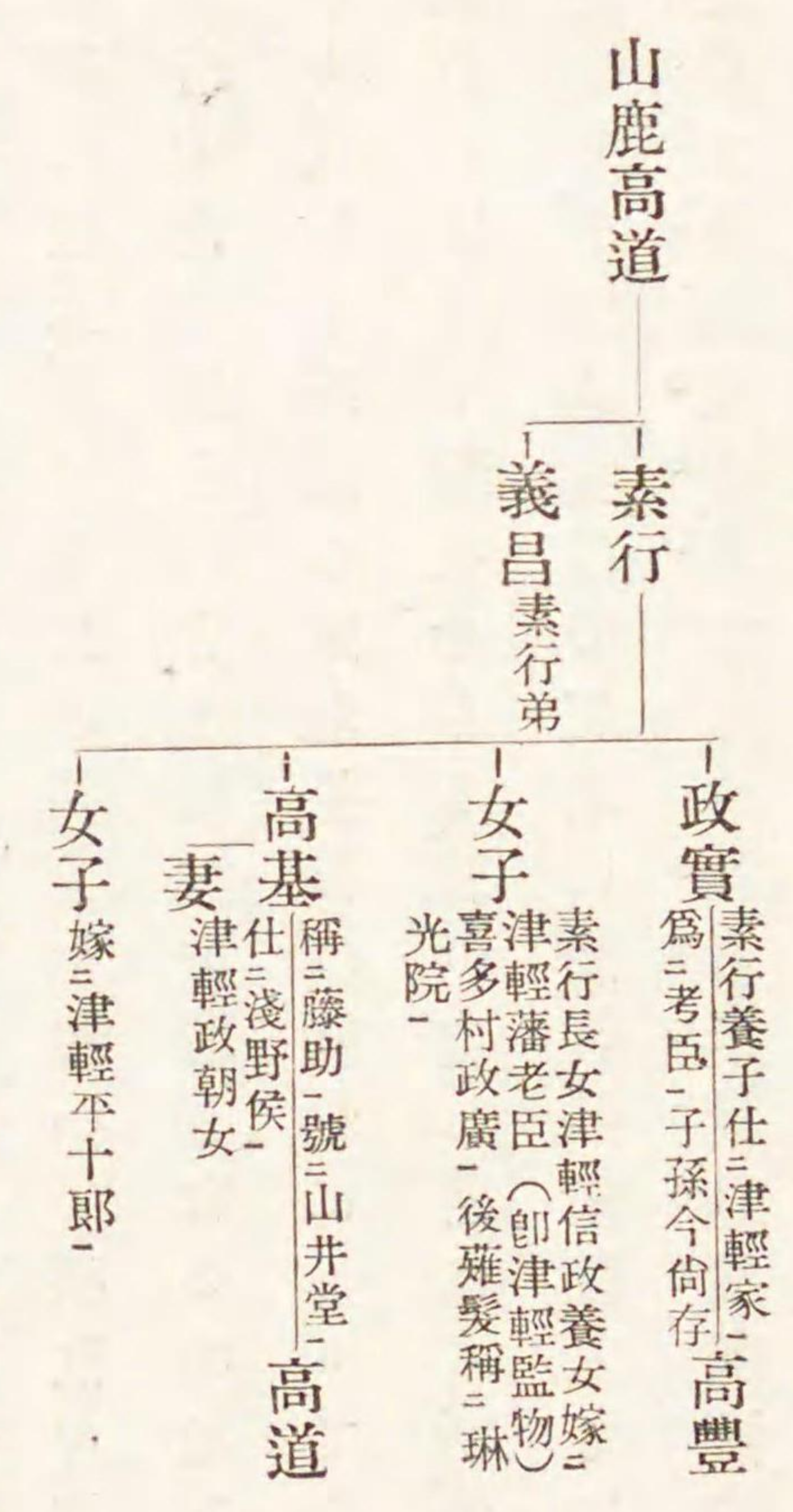
素行二女二男あり、長女は津輕信政の養女となり、弘前の津輕將監に嫁し、次女は津輕平十郎に嫁す、長男は政實、八郎左衛門と稱す、實は素行の姪兼松氏の次男なるを素行養子として家督相續せしむ、後津輕家に仕へ、家老となり、津輕大學と稱す、次男は高基、通稱は藤助、箕裘を繼いで起り、兵法を以て世に顯はれ、元文三年を以て歿せり、盈筐錄に云く、  
高基の門前諸候大夫の僕従、日々に充塞せしとなん、高基出門の節は、いつも輜輿に乘じ、江戸士人の子弟等、從者の如く、其輜の左右に従つて、其行伍の嚴なること、諸候大夫に減せざりしと語りき、天如何なる

幸を降して、山鹿父子をしてかくまでに、天下に尊崇なさしめしにや、  
怪むべきの一事とこそは、覺ゆれ、

素行五世の孫を高美といふ、高美、字は宇善、八郎左衛門と稱す、兵法を以て弘前藩に仕へ、居る常に甲陽の兵法を講じ、頗る力を國防に用ひたり、著はす所美言殘滴二卷(寫本)あり、高美の孫を高補といふ、高補、字は子修、素水と號し、又梅園と號し、又積徳堂主人と號せり、文政年間に生榮し、弘前藩に仕ふ、彼れ祖父の高美を繼いで兵法を講じ、家學を教授せり、彼れ素行七世の孫なれども、祖父を繼ぎたるの故を以て自ら六世の孫と稱せり、武教小學及び武教全書は彼れによりて上梓せられ、美言殘滴も亦彼れによりて編次せらる、彼れ自ら著はす所、海備全策四卷、海備芻言一卷あり、皆寫本、芻言の卷末に齋藤拙堂記して曰く、素水山鹿翁、素行先生之裔也、承修家學、名於海内、屬者來講兵於我國校、其當時に重んぜられたること、以て知るべし、但、儒教に就いては、彼れ何等の功績も、之れなきなり、今現に山鹿旗之進といふものあり、横濱に於て基督教の牧師たり、



聞く美以美教會に屬すと、是れ即ち素行の苗裔なりといふ、  
山鹿氏畧系



素行の門人として磯貝十介、布施源兵衛、高橋十郎、左衛門等あれども、皆未だ學術を以て一家を成すに足らず、唯、彼れが兵法のみは山鹿流として傳授せられしなり、多少素行の學問を主張したるものは、津輕耕堂なり、耕堂名は政方、一花翁とも號す、本と武陽の人、少小にして素行の喪に遭ひ、深く感ずる所ありしと見え、彼れに後るゝこと三十年にして起り、聖學問答二卷を著はして、素行の學を祖述し、主として道德及び政治を

論じ、又武治提要一卷を著はし、武士道を論せり、其他聖學入門抄、大學解義及び綱目提要の著あり、曾て春臆見梅の詩を作る、云く、

大○道○從○來○在○近○阜○世○人○誤○向○異○方○索○  
幾○年○踏○破○隴○頭○雲○咲○嗅○梅○花○思○戴○盆○

蓋し其自得の意を抒ぶるものなり、彼れ素行を祖述すと雖も畢竟微弱なる反響に過ぎざるなり、

故に素行は儒者としてよりは、寧ろ兵學家として世に知られたり、要するに、素行は儒者としては未だ強大なる學派を成すに至らずといふべし、然れども彼れは死後歲月を隔て、一つの有力なる繼續者を得たり、是れ他なし、吉田松陰、是れなり、松陰の家代々素行の兵學を講せしと見え、其著武教講録の初めに、説破して曰く、余△家△學△を△襲△し△幼△より△山△鹿△先△師△の△書△を△讀△み△今△日△に△至△る△云△々△と△松△陰△常△に△素△行△を△以△て△先△師△と△し△兵△學△に△於△て△は△之△れ△を△崇△と△せ△り△雷△に△兵△學△の△み△な△ら△ず△人△物△に△於△て△も△性△行△に△於△て△も△又△識△見△に△於△て△も△深△く△素△行△に△推△服△せ△し△所△あ△る△が△如△し△松△陰△乃△ち△開△講△の△主



意を述べて曰く、

道を知らんとならば、能々先師の教誡を服膺し給へ、書物も古今に多  
 き者なるに、何故余が殊更に先師の書を信仰するかなれば、吾が先師  
 の教は此書を見れば、具に知るゝことなれども、其一端を云は、先師  
 曾て北條安房守の宅へ召出だされ、赤穂謫居の命を承けられたる時  
 の事を見ても、先師平日の覺悟筋を知るべし、又赤穂の遺臣亡君の軌  
 を復したる始末の處置を見ても、大石良雄が先師に學び得たる所知  
 るべし、國恩の事に至りては、先師滿世の俗儒外國を貴み、我邦を賤む  
 る中に生れ、獨り卓然として、異説を排し、上古神聖の道を窮め、中朝事  
 實を撰ばれたる深意を考へて知るべし、云云、余は罪囚の餘にて他人に  
 接すべき身にあらざれども、其獨り自ら志す所は皇國の感恩に報い  
 武門武士の職分を勤むるにあり、此志は死すと雖も、吾れ敢て變せず、  
 今諸君親戚の縁故を以て、惠然として來會す、吾れ願くば、閭族相謀り、  
 志を勵まし、先師の行實に負くことなからんことを欲す、昔し先師斯  
 や、

道を以て己れの任となす、世の是非毀譽を顧みず、其極、赤穂に謫居す  
 るに至りて已む、然れば、吾輩寧ろ志を斯道を衛るに勵まざるべけん  
 や、

松陰の事蹟を考ふるに、其人倫の變に處して、斷乎として、其節を屈せざ  
 りしが如き、亦必ずしも素行の所爲に學ぶ所なしとせざるなり、

素行英邁の才ありて、己れを修むる謹嚴、其平素の行、頗る見るべきもの  
 あり、故に素行の號あり、朱舜水曾て子敬箴を作る、云く、

問學如何、徵乎素行、素行如何、希賢希聖、匪敢僭踰、勉承來命、堯舜可爲、人  
 皆此性、儒道非難、養至德、盛懿美、內涵聞望、外令文武、張弛維人、無競溫恭、  
 誠允端莊、靜正不在他求、是在子敬、

推獎至れりと謂ふべし、因りて又素行の性格、一世に抜く所ありしを知  
 るに足るなり、

先哲叢談に云く、

素行資性英邁、卓絕古今、加旃以治聞、強識達練、時態其爲、人謀也、敷陳利



害論定得失、蒞事果斷、嫌疑立決、一執贄者、歆挹風猷、依賴於是、不啻問道請教、雖機密事、吐露情實、受其截斷矣、故自王侯至士庶人、出入於門者、日數十百人矣、家頗富饒、妻妾之奉、奴僕之仕、雖五六千石者、不能與之抗其儲藏費用云、

素行の人物、性行、名望、權勢、以て想見すべきなり、素行が萬治三年祿を辭したる時、赤穂侯、素行に謂つて曰く、今より以後、諸侯聘問するものあるも、一萬石たらざれば、其聘に應ずることなかれ、夫れ百石千石は、士の常祿なり、士祿萬石を食まざれば、出で、以て軍國の用を行ひ、戎器の具を備ふるに足らず、入りては、以て祖先を祭祀し、父母を養ひ、臣民を撫するに足らずと、民間の學者にして、其名望の高き、殆んど比なしと謂ふべきなり、

先哲叢談に又云く、

素行與人語、不合道義、厲辭大言、然人々推愛氣宇、皆喜直諫、退無後言、云云、有一貴紳憚其謬、謂以若斯之輩、不可謀其包藏不軌、至於妬忌之

而沮裁行、

茲に一貴紳といふは、未だ果して、其何人を指したるやを知らず、然れども、素行が如何なる貴紳に對しても、憚る所なく、其所信を貫かんとせしは、事實なるが如し、素行が自ら幕府の老中板倉内膳公との問答の次第を記せる中に、左の一節あり、云く、

次に世間如何様に風聞候やと御尋被成候間、私申上候は、世上の風聞一圓不承候、風聞は指して益も無御座、御事かと申上候得ば、被仰候は、世上能者多く可有之候間、其者共の風聞を聞候事能候由、被仰候故私申上候は、御歴々様方にさへ、賢人君子は、少く御座候、然れば、下々に能者は、大方無御座候、若し能者御座候へば、風聞など申候事は、御座有間敷候、風聞は、大方御大名衆へ御出入仕候、輕き町人風情、世上に賢き者の申候事に、御座候と、申上候へば、其世上に賢き者申候事にて、能候由、被仰候間、私申上候は、乍恐左様には、不奉存候、世間に賢き者は、御時代の勢を能く務め、申候間、上々様の能く被思召候者を、能く申御に



くみ被成候者をば悪しく申候、少も秀候者をばさへ候て、我身の立候様に取廻し候、人の事もよき様に申候て、實はそしり、悪しく申候、斯の如き者の申候御事、御許容被遊候御事、大事の儀に奉存候由、申上候へば、古より堯舜も賤き者に事を尋ねられしと有之と被仰候故、私申上候は夫は賤しき者の可存候事は賤しき者に御尋候と申事に御座候と申上候、此問答再三御座候て、少し御意に入らざる御挨拶に御座候へ共、私存寄申上候様に被仰候故、少しも顧みず申上候、定めて御無禮の様に相見え可申候。

素行が貴紳の前をも憚らず、斷々乎として其所信を貫いて、毫も畏縮逡巡の態度を露はさざる所、以て人の儀表となすに足る、然れども彼れ之れが爲めに板倉内膳公に對し、無禮の所行ありしとの風評を受くるに至れり

世人從來徳川時代の學者を擧ぐれば、必ず先づ指を伊藤仁齋と物徂徠とに屈し、此二氏に先ちて素行あるを知らず、素行は所謂文王を待たず

して興るものにて二氏に優るとも劣ることなき一代の偉人なることを記せざるべからず、永富獨嘯菴曰く、偃武以來、豪傑之士四人、山鹿素行、熊澤了介、伊藤仁齋、物徂徠と、洵に當れりといふべきなり、



第二 著書

聖教要録三卷

上卷は八章中卷は十三章下卷は七章凡そ二十八章素行が學の要領を記載せるものなり此書一旦は上梓せしも幕府の忌む所となり已<sup>△</sup>に其版を毀<sup>△△△△△</sup>たれ傳本極めて少く高等師範學校の如きは尙ほ元の版本を藏すと雖も多くは寫本として世に傳はれり近時に至りて之れを日本倫理彙編卷之四及び躬行會叢書第一集に收載せり、

山鹿語類四十三卷

卷一より卷十二までは君道卷十三より卷十六までは臣道卷十六より卷十八までは父子道卷十九は兄弟之序夫婦之別朋友之信卷二十は三倫談卷廿一は士道卷廿二より卷三十二までは士談卷三十三より卷四十三まで聖學を論せり最後の聖學を論ずる處凡そ十卷是れを聖學篇といふ唯此部のみは全く漢文にして儒教のあらゆる問題

を執へ來たりて縦横に論談せり素行の學力識見此部に於て見るべきなり聖學篇以外は皆假名交り文を以て記載せり序に云く、

癸卯先生之學日新而眞以聖人爲證故漢唐宋明之諸儒其訓話事論各可執用而至其聖學之的意悉垂<sup>○</sup>辰先生之志冬十一月門人等輯錄先生之語類其書皆因先儒之言以糾其道乙已書成云云、

此れに由りて之れを觀れば語類の成るは寛文五年にして素行四十四歳の時なりき聖教要録は語類の要を擧げたるものなり序に又云く、

先生垂迹於本邦崇周孔之道嗣不傳之統所謂君臣父子兄弟夫婦朋友修身聖學之要道二千歲の後唯在先生之學其綱領也在要録其條目也在語類、

以て語類と要録との關係いかんを知るべきなり語類の書は章毎に師曰の二字を冒し門人の手に成るものゝ如し文字の複雑して未だ整はざるもの、往々之れあるを以て之れを觀れば蓋し然らん徳川時



代の儒者にして語類の類なきにあらざるも素行の語類の如く浩瀚にして整備せるものはあらず此の如き大著ある處を考ふれば素行は殆んど仁齋徂徠をして後に瞠若たらしむるの感なしとせざるなり語類の中士道と聖學篇とは日本倫理彙編卷之四に収載せり

武教小學一卷版本

此書は武士の當に守るべき道德を教ふるものにて決して兵書として度外視すべきものにあらず凡そ男子たるもの平生心得居べきことを説示すること懇切なり全篇凡そ十章第一章は夙起夜寐第二章は燕居第三章は言語應對第四章は行住坐臥第五章は衣食居第六章は財寶器物第七章は飲食色欲第八章は放鷹狩獵第九章は與受第十章は子孫教戒皆漢文なり先哲叢談によれば此書も聖教要録と同じく其版を毀たれたるが如し然れども天保年間上木の武教全書之首に附載しあり然るに其次ぎに武教全書總目錄を掲ぐ吉田松陰は是れを小學の終篇となす其論に云く

此一篇は小學の終篇とすべし別に一卷と思ふことなかれ其證は自序に門人等所輯録武教小學始著其教戒終次其序品と云ふにて知るべし教戒は即ち上の十篇なり(夙起夜寐より子孫教戒まで)序品は即ち此篇なり素水の刻本に子孫教戒の末に武教小學終とあるは非なり吾家の藏本に此五字なきを善しとす云云

松陰の説是なるに似たり松陰著はす所の武教講録は武教全書の講義といふと雖も其實武教小學の講義なり素行の微旨を發揮して縦横論談真に痛快なるものあるなり尙ほ近時に至りて武教小學は日本倫理彙編卷之四及び武士時代第一卷第二號に収載せり文政年間高林政明てふ人武教小學を和譯し武家小學と題して童蒙の講習に便にせり

武教全書八卷版本

是れ全く兵法の書なり後序に曰く文を崇ぶもの武を輕んじ武を專にするもの文を輕んず夫れ文武は偏廢する所あるべからず唯其人



の量によりて、先後するのみ、文に於て武を示し、武を教ふるに文を以てす、是れ王者の師とする所なり、武教の全うする所なり」と、此書久しく寫本の儘傳へ來たりしを、天保十五年に至り、山鹿高補之れを上梓して世に公にせり、此書を解釋せしものには武教全書解〔寫本十卷〕及び武教全書詳解〔寫本廿六卷〕あり、前者は著書未だ詳ならず、後者は窪田清音の著なり

武教辨論八卷

武教全書問答五卷

廿騎卅騎備

士談

神道書

武教總要七卷

武教要錄五卷

此書と後に擧ぐる兵法或問とは素行三十歳以前の著なり

武教續集一卷

武教別集一卷

武教餘錄廿卷

武教三等錄三卷

明曆三年江戸大火あり、素行乃ち居を高田山下にトし、此書を著はせり、其事語類の序に見ゆ、大學の圖書館に缺本一卷を存せり、因りて之れを檢するに、自引に云く「兵法者不出三品、所謂主將、官長、平士也、主者、性心也、將者、忠氣也、官長者、五官四支也、平士者、皮肉骨節也、云云と、是れ其三等錄と稱する所以なり、然れども四品を擧げて三品となす、以て其名實の相適せざるものあるを知るべきなり、

武家事記五十卷

此書は假名交り文を以て編述せる日本の歴史なり、全篇分ちて前集、後集、續集、別集の四部となし、前集には皇統要略と武統要略とを載せ、後集には武朝年譜と君臣正統とを載せ、續集には譜傳、小傳、戰略、古案、



式目、地理、驛路、國圖を載せ、別集には武家式、年中行事、國郡制、職掌、臣禮、故實、武藝、將禮、武徳を載せたり、序に云く、

記誦の俗學、文墨の腐儒、或は屠龍の手を學び、或は遺契の富を待ち、遠く外國の虛文を諳んじ、近く本朝の事實を知らず、力を作して、異域の俗を僣負し、更に吾中朝の靈妙、萬邦に超過するを審にせず、舌を鳴らして、空しく湯武の兵を談じ、聊か吾武徳の要謨、天地に胥參するに通せず、所謂白面書生、事終に濟らざるなり、是れ予が慨然として、深嘆長思する所以なり、云云、

此れに由りて之れを觀れば、此書は素行が世の儒者、多く外國の虛文を崇び、近く本邦の事實を知らざるを憤慨して作れる所なり、序文の日附には、延寶元年癸丑春三月□日とあり、故に其赤穂謫居中の作に係るを知るべきなり、此書或は略して武事記とも云ふ、

手鏡要録四卷

此書は近代名家著述目録に四卷とあれども、今傳ふる所の書は二卷

なり、全部漢文にして、専ら兵法を論ずるものなり、語類の序によりて之れを考ふるに、此書は明曆二年に成れり、即ち素行が赤穂仕官中の作なり、

備教要録十卷

治教要録三十一卷

此書は素行が未だ一變して古學とならざる前に作る所なり、語類の序に云く

先生聖學の志愈進む、詩文詠歌の詞章、老莊釋氏の異説、衆技小術、皆以て聖人の學にあらずとなす、退いて治教要録三十一卷、修教要録十卷を述ぶ、此書専ら周程張朱の學を以て宗となす、

乃ち其宋學の立脚點より叙述せるものなるを知る、此に修教要録といふは前に擧げたる備教要録と同一の書なるが如し、但、未だ其孰れか是なるやを知らず、此二書は萬治三年より寛文二年までの間に成れり、



治平要録廿卷  
備要録十卷

此書は備教要録の略稱にあらざるかの疑あり、然れども近代名家著述目録には兩者共に之れを擧ぐるが故に姑く之れに従ふ、

四書句讀大全廿卷  
七書諺解三十八卷

孫子句讀

孫子口義

兵法神武雄備集五十二卷

此書は素行廿一歳の時の作なり、語類の序に「中ごろ兵書を以て世に鳴る、壬午の年、兵法雄備集五十卷を述ぶ、杏庵正意序を爲りて之れに冠す、先生の名聲、世間に充つ」とあるを以て知るべきなり

古戦折本

城取稽古口決一卷

武類全書四卷

武教全書傳解五卷

武教類集三卷

本論一卷

近代名家著述目録に單に本論とあれども、詳に之れを言へば武教本論なり、語類の序に「丙申手鏡要録及武教本論成」とあり、乃ち其明暦二年に成るを知るべきなり、語類の序に云く「其神武也博涉雄備、約究本論」と、乃ち知る、兵法神武雄備集は語類の如く、本論は要録の如く、詳畧相待つものたるを、素行の用意、極めて周到なるを見るなり、

神武雄畧

雄備奥儀抄五卷

戦畧考三卷

古今戦畧考十二卷

兵法或問二卷



師弟問答三卷

足輕左右五卷

百結字類百廿卷

自得奥儀三卷

中朝事實二卷

此書は専ら神道の事を論せる書にて漢文を以て記せり、天地、中國、皇統、神器、神教、神治、神知の七章を上卷とし、聖政、禮儀、賞罰、武德、祭祀、化功の六章を下卷とす、凡そ十三章あり、序に云く

愚生中華文明之士、未、知、其、美、專、嗜、外、朝、之、經、典、嚻、々、慕、其、人、物、何、其、放、心、乎、何、其、喪、志、乎、抑、好、奇、乎、將、尙、異、乎、夫、中、國、之、水、土、卓、爾、於、萬、邦、而、人、物、精、秀、于、八、紘、故、聖、明、之、洋、々、聖、治、之、緜、々、煙、乎、文、物、赫、乎、武、德、可、以、比、天、壤、也、

其中華文明の土といひ、中國といふもの、皆本邦を指して言ふものなり、武家事記の序に「往年竊輯中朝實錄、將竣餘年、以覃武家之事」とあり、

中朝事實は武家事記と同じく赤穂謫居中の作に係り、中朝事實先づ成り、次いで武家事記成れり、中朝事實の序に龍集已酉とあり、即ち其寛文九年の作なるを知るべきなり、

原源發機二卷

原源發機諺解二卷

此書は素行が罪を赦されて後、作れる所にて、實に彼れが晩年の思想を述ぶるものなり、其躰裁畧、通書の如く、正蒙の如く、又時ありては太玄の如く、頗る易に類する所あり、本文に「不識者必言吾此象準擬易」とあれども、其易に似たるものあるは否定すべからず、諺解とは前に擧げたる原源發機と稱する書を解釋せしが故に云ふ、解釋は漢文なり之れを諺解といふこと當らざるに似たり、本文は素行が延寶六年を以て津輕越中守信政公の爲めに著はして授けし所なり、諺解は貞享元年の作に係る、實に素行卒去の前年なり、信政公は素行の高足にして、軍學の秘奥を究めたる人なりといふ、



四書諺解五十餘卷

是れ青年の作にして大概林道春を宗とするものなり、

四書或問十卷

配所殘筆一卷 版本

此書は素行が赤穂謫居中に作る所なり、彼れ配所にあること十年にして以爲く、凡そ物十年にして變ずるものなり、故に己れ此歳を以て配所に終るべしと、乃ち一生の履歴を叙述し、以て殘筆となせしなり、今素行の事蹟を徵せんには此書によるに若くはなし、此書久しく寫本にて傳はりしも、近年に至り近藤瓶城氏之れを存採叢書中に收採せり、今は日本倫理彙編卷之四にも編入せり、大學所藏の書は二卷なり、然れども本と是れ卷を分ちて著はせるものにあらざるなり、

結要品七卷

辨惑論一卷

當用集一卷

大星大事目錄一卷

一騎武者受用一卷

三重極意傳授一卷

八箇條一子相傳之極秘一卷

子孫傳錄一卷

修身受用抄一卷

職分記三卷

謫居童問三卷

此書素行が謫居中の作にて假名交り文なり、卷末に跋あり、曰く「戊子三冬之遙夜、童子在傍、問之難之、或再之、或三之、以續秋蟀之餘吟、慰謫居之寥々、終草焉、如脫稿、竝來日之潤色云、寛文第八臘天日、山鹿子嚙叟」と、戊子は蓋し戊申の誤ならん、

謫居問答三卷

此書も亦謫居中の作なるを知るべし、



武具短歌一卷

總計六十部大約六百卷

世に山鹿流十八部の書と云ひ傳へ來たれり、其目左の如し。

- (一)兵法神武雄備集
- (二)武教要錄
- (三)手鏡要錄
- (四)備教要錄
- (五)山鹿語類
- (六)兵法或問
- (七)武教全書
- (八)自得奧儀
- (九)治平要錄
- (十)武事記
- (十一)武教餘錄
- (十二)百結字類
- (十三)謫居童問
- (十四)七書諺解
- (十五)古今戰略考
- (十六)武類全書
- (十七)中朝事實
- (十八)神道書

諸家人物志に聖教要錄を加へて十九部の書目を擧げ、是れを山鹿流十八部の書となし、一言の辯解もなし、杜撰も亦甚だしと謂ふべし、蓋し聖教要錄は絶版せられし書なるが故に算入せざりしものならん

第三 學 說

第一 總 論

徳川時代に於ける學者は宋明の間に於て其宗とする所あらざるはなし、朱子學派の紫陽を宗とし、陽明學派の姚江を宗とするが如きは、言ふまでもなく、創見あるが如き者と雖も、亦其宗とする所なしとせず、獨り素行は然らず、素行始め程朱を尊信せしも四十二歳にして一變し、一切漢唐宋明の學を斥け、直に蹤を孔子に接せんとせり、是に於てか彼れ古學派の源流を成せり、溯りて之れを考ふるに、管公已に王朝時代に於て孔子を願學せんことを企圖せられたり、句あり云く、「尼丘千萬仞、高仰欲揚名」と、又云く「此間鑽仰事、遙望魯尼丘」と、以て證すべきなり、然れども是れ翹詩中に述べられたるに過ぎず、此れを外にして別に教を立つることを務められたるにあらず、且つ素行に比すれば其境遇大に異なるものあり、管公の時にありては儒教といへば漢唐の註疏によりて經書を



講説する位に止まれり、素行の時にありては、朱子陽明の學争ひ起りて一世の學者滔々として此れに與みし、彼れに趣き、派を分ち黨を異にして、各、頗る高妙精微の理論を唱道せり、素行此間に立ちて獨り古學を鼓吹し、忽然として天下を驚倒せり、彼れが所爲、眞に破天荒と謂はざるべけんや、松宮觀山の學論〔卷上〕に曰く、

有甚五左衛門山鹿子者、出自我先師之門、而成一家、著聖教要録、梓行于世、非陸也、非朱也、此方破宋學者、素行子其嚆矢也、世人皆以原佐伊藤子爲破理學之魁、不知素行子在其前也、

又澁井太室が讀書會意〔卷中〕に云く、

伊藤氏之徒、動輒曰、仁齋之看破宋儒、在徂徠之前、予聞山鹿高以先伊藤不善宋儒、云云、

又先哲叢談〔後編卷之二〕に云く、

世人稱素行者、皆視以兵家者流、徒知長於韜鈴、未知精於經術、余嘗讀其所著聖教要録、武教要録、四書句讀等、持論立說、雖盡不醇、能抒其所獨得、

未嘗剽竊先修之說、專門經義、既在當時、別構一格、矣、伊藤、堀河、物、赤城、輩、以一家學風、靡海內、素雖氣運之使、然其嚆矢之任、不得不讓諸素行矣、

今之れを考ふるに、素行の古學に一變せるは、仁齋と大抵其時を同うす、語類の序に曰く、

癸卯先生之學、日新而眞、以聖人爲證、故漢唐宋明之諸儒、其訓話事論、各可執用、而至其聖學之的意、悉乖戾、先生之志、

癸卯は寛文三年にして、素行四十二歳の時なり、然るに古學先生行狀によれば、仁齋が古學に一變せしは、三十六歳の時にて、寛文二年に當る、果して然らば、仁齋は素行に先つこと一年にして、已に古學を唱道せるが如し、然れども、仁齋が「讀予舊稿」の文によれば、其學說の一變せしは、三十七八歳以後の事なり、(仁齋が事蹟の處を參看せよ)又之れを考ふるに、素行が學問萬治三年に致仕してより、大に面目を改むるものありしや、疑なし、語類の序に云く、

庚子致仕、淺野氏甚厚遇、先生猶存君臣之禮、不怠、先生聖學之志、愈進、



素行が學問の漸く一變せんとするの徴ありしを知るべし、然れども未だ必ずしも古學に歸せしと謂ふを得ず、語類の序に尙ほ其事を叙述して云く、

詩文詠歌之詞章、老莊釋氏之異說、衆技小術、皆以爲非聖人之學、退述治教要録三十一卷、修教要録十卷、此書專以周程張朱之學爲宗、

此れに由りて之れを觀れば、未だ周程張朱の圈套を脱せず、彼の先生聖學之志、愈進とは、詞章の學、異端の説等を斥けて、一轉して宋儒性理の學に歸せしを謂ふなり、然れども素行自ら其時の事情を叙述せり、請ふ姑く彼れ自身の言を聽かん、配所殘筆に云く、

知行斷申候て以後、間御座候て、淺野因州公本多備前守殿など私宅へ御出被成候時分、因州公仰られ候は、云云、聖學之筋目發明仕候事、異朝にさへ無之候間、古今其方一人に候、

因州公が聖學發明といひ、古今一人とするは、素行が古學に歸したる所を稱するや疑なし、然るに「間御座候」とありて、時日は頗る漠然たり、然れ

ども致仕後其久しからざるを想見すべし、配所殘筆に又云く、

數年此不審不分明候所、寛文之初、我等存候は、漢唐宋明の學者の書を見候故、合點不參候哉、直に周公孔子の書を見候て、是れを手本に仕候て、學問の筋を正し可申と存、夫より不通に、後世の書物をば不用、聖人の書迄を晝夜勸候て、初めて聖學の道筋分明に得心仕候て、聖學の理を定め候、

此にも素行唯、寛文の初といひて、明瞭に其時日を言はず、恐くは、寛文の初年已に古學に一變するの徴候を露はし、ならん、然れども其事固より確定し難し、故に素行果して仁齋に先ちて古學を唱道したりといふこと、何人も斷言すること能はざるなり、但、彼れが仁齋と殆んど同時代に古學に一變せしことは、毫も疑なきなり、然れども日本の哲學史上に於ては、素行を以て仁齋に先づものとせざるを得ず、何んとなれば、素行先づ其學説を發表したればなり、仁齋が始めて古學の旨意によりて著はしたる論孟古義及び中庸發揮は、寛文二年に成りたれども、行狀に、



定とある如く、直に劄嗣氏に付したるにあらず、論孟古義は正徳二年に至り、中庸發揮は正徳四年に至り、即ち仁齋死後に至り、東涯始めて之れを公にせり、然るに素行の聖教要録は寛文六年を以て發行せらる、即ち其論孟古義及び中庸發揮に先つこと殆んど五十年、是れ吾人が素行を以て古學の鼻祖とする所以なり、

第二 古學の主張

素行は漢唐宋明の學を斥けて直に洙泗の淵源に溯り、孔子の聖を願學せんことを期せり、是故に其學を古學と稱す、聖教要録に道統を論じて云く、

伏羲神農黃帝堯舜禹湯文武周公の十聖人は其徳其知天下に施して萬世其澤を被る、周衰ふるに及んで、天仲尼を生ず、生民ありてより以來、未だ孔子より盛なるあらざるなり、孔子没して聖人の統殆んど盡く、曾子子思孟子亦企望すべからず、漢唐の間其任に當らんと欲するの徒あり、又曾子子思孟子に於て日を同うして之れを談ずべからず、

宋に及んで、周程張邵相續いて起る、聖人の學此に至りて大に變じ、學者儒を陽とし、異端を陰とするなり、道統の傳宋に至りて竟に泯没す、況や陸王之徒算ふるに足らず、唯、朱元晦大に聖經に功あり、然れども餘流に超出するを得ず、噫、道の人に託し、世に行はるゝ、皆天にあり、其れ孰れか強ひて此に與らんや、

語類の聖學篇を見るに、猶ほ一層詳に此旨意を叙述せり、之れを要するに素行は孔子没してより聖人の學脈殆んど絶え、宋明の學の如きは、異端の見到に陥るものとするなり、故に曾子子思孟子の如きも、多く尙ばず、語類に、曾子子思孟子雖因循來於夫子不可企望と云へり、宋儒に至りては、素行悉く之れを排斥し、痛擊酷評、至らざるなし、彼れ周濂溪を論じて「聖人之罪人後學の異端といひ、唯一箇徑々乎小人哉」といひて、氣燄大に揚れり、張橫渠を論じて、其所學雜駁、而其所本在老子といひ、其要論皆相違不可費眼力といひて、輕侮すること甚だし、程明道を論じて、有「釋老之隱」とし、其學を師とするものは、竟到放蕩風流といひ、程伊川を論じて、惜



乎不窮聖學之要といひて二程子を見下だせり邵子を論じて其害多太といひ後學之惑といひ又其學癖於數竟未得聖人之道といひて道統に與らざるもの如くに論じ去り李延平の如きも邵子と同じく未通聖人之道と斷言せり唯朱子のみは彼れ頗る之れを推尊せり論じて曰く

其聖門に功ある孟軻の後唯朱元晦なり聖學の傳宋に到りて毎に過高の病あり故に學者近きを捨て遠きを求め下に處りて高きを窺ひ心を空妙の域に馳す陸子の徒専ら世に鳴り周程張楊羅李多く儒を表して其標的高尙にあり朱子なかつせば悉く左衽なり

又曰く

聖人之道夫子没して後明かならずと雖も子思孟軻少しく其傳あり漢唐の間人皆聖人の貴ぶべきを知ると雖も其學雜博にして純ならず宋の周程張子に至りて皆曾點の風流を嗣ぎ聖人の微旨殆んど絶ゆ朱子日用の間に近く其學を詳にす是れ孟軻の後唯朱子一人の功

なり

素行此の如く朱子を推尊すと雖も亦餘流の弊を免れざるものとせり其言に云く

唯朱元晦の學先儒を壓す然れども起ちて餘流に出づるを得ず若し元晦をして周子の地に生れ餘流の染なからしめば必ず不傳の統を承くべし云云

陸象山王陽明の徒を論じて亂聖人之道儒之異端也といひ痛く之れを貶黜せり之れを要するに漢唐宋明の學は悉く孔子の學脈を傳へざるものと論斷し己れ獨り二千歳不傳の統を得たりと唱道せり語類の序に云く

先生迹を本邦に垂れ周孔の道を崇び不傳の統を嗣ぐ所謂君臣父子兄弟夫婦朋友修身聖學の要道二千載の後唯先生の學にあり云云是れ門人の記する所といふと雖も恐くは素行彼れ自身の胸中ならん素行は聖人を以て日常行爲の標準とし聖人を學ぶを以て學問の道と



せり、彼れ自ら精細に其工夫を配所殘筆中に叙述せり、云く、  
 初めて聖學の道筋分明得心仕候て聖學の理を定め候、たどへば紙を  
 直にたつに如何様細工能く候ても、定規無之手にまかせ候て立候へ  
 ば、不殘ろくには立候ても、人々左様に立せ候は不成候所に定規をあ  
 て、裁候得ば大方幼若之者迄、先其筋目の如くには裁之候、其間に上  
 手下手有之候へ共、其筋目は一通りに參候、然ば聖人の道筋と云を能  
 く得心仕候ては右の定規を知候故、何事にてても其人の學問程には、其  
 道を合點可仕候此故に、聖學の筋には文字も學問も不入、今日承候得  
 ば、今日の用事得心參候、工夫も持敬も靜坐も入不申事に候、されば、た  
 とへ言行正しく身を修め、千言萬句をそらんじ候者にてても、是は雜學  
 にて、聖學の筋にては無之候と分明に知れ候、又一言半句申候ても、聖  
 學の筋目を知候人と知れ候、是れ定規を以て、正敷勘候故に候、  
 尙ほ其實際に應用するに當りて確に効驗あるべきことを論じて云く、  
 只今終に不見不聞候事物の上にてても、右の學筋にて尋候得ば十ヶ條

に五七ヶ條はしれ申候、俗學雜學の輩は十ヶ條の内三ヶ條共合點參  
 間敷候、其段は我等慥に覺候、依之世上の無學なる者に博學なる者お  
 とり候て人に笑はれ候事出來候様に覺候、然ばいかたなくして、鐵砲  
 の玉をけづり、定規なく候て紙を直に裁んと仕候故、勞して功なく、常  
 々苦み候て益更に無之學を致候へば、彌愚に成候様に我等は覺候、  
 又云く、

聖學の定規いかたを能く知り、規矩準繩に入時、見る事能く通じ、聞く  
 事明になりて、いかやうの業來れりと云共、其品々勘やう明白に知る  
 いが、故事物に逢て、屈する事無之候、是大丈夫の意地たり、誠に心廣く  
 體ゆるやか成とも云べきなり、此學相續ときは、智慧日に新にして、徳  
 自高く、仁自厚く、勇自立て、終には功もなく、名もなく、無爲無妙の地に  
 可至されば、功名より入て、功名もなく、只人たるの道を盡すのみなり、  
 素行は此の如く聖人を以て行爲の標準とし、此れに由りて遂に得道の  
 妙境に達し得べしと思惟せり、故に師道を論じて、學必在師於聖人、と云



へり、其理想の高尙なる、以て知るべきなり、朱子學派は朱子を理想とし、陽明學派は陽明を理想とし、區々として相争ふ時に當りて、一切是等宋明の學者を排斥して、獨り超然として、儒學の大本源たる孔子のみを己れが理想とせんとするの氣象、壁立千仞の概ありて、殆んど當時の群儒を睥睨するに足るといふべきなり、

第三 宋儒と素行との差異點

素行一朝自ら獨創の見を立て、悉く宋儒を排斥して起てること上來論述せる所の如し、果して然らば、彼れの主張する所は宋儒と如何なる點に於て異なりや、彼れが思考は、未だ一箇儼然たる組織を成すに至らず、然れども其宋儒と異なる點を擧げて對照せば、其立脚點の果して那邊にあるかを知るを得ん、

(一) 仁……素行思へらく、仁は五常を兼ねて之れを言ふものにて、聖人の教は之れを以て極度となすと、然るに漢儒は愛を以て仁となす、故に卑きに過ぎて及ばざるものあり、宋儒は又仁を以て性となす、故に

更に高妙となりて實行に遠し、故に素行論じて曰く、共○聖○人○の○仁○を○知○ら○す○漢○唐○の○蔽○は○少○く○宋○明○の○蔽○は○甚○だ○し○仁○の○解○聖○人○之○れ○を○詳○に○す○と○以○て○其○差○異○の○存○す○る○所○を○知○る○べ○し○

(二) 理……素行理を論じて曰く、條○理○有○り○之○れ○を○理○と○い○ふ○事○物○の○間○必○ず○條○理○有○り○條○理○亂○る○れ○ば○則○ち○先○後○本○末○正○し○か○ら○す○云○云○凡○そ○天○地○人○物○の○間○自○然○の○條○理○有○り○是○れ○禮○な○り○と○乃○ち○知○る○彼○れ○は○倫○理○秩○序○moral orderの如きものあるを認めて之れを理となせるを、然るに宋儒は性及び天を以て理となせり、故に役れ宋儒の見解を斥けて差謬なりと斷言せり、

(三) 中庸……素行は中庸を解して、單に過不及なきの意となす、即ち兩極端に偏せざるの意となす、宋儒も亦不偏不倚の意となせり、然れども或は未發の中を性となし、是れに深遠幽旨の旨趣を附するものあり、素行之れを非とし、中庸にあらずとなす、或は中と庸とを分ちて相對立するものとなし、庸を以て別に工夫を立つるものあり、素行之れ



を非とし、聖人の本旨にあらずとなす、且つ彼れ宋儒の其未發に當りては當に敬以て之れを存すべしとの説を論破して曰く、

唯敬をいふて格物致知を謂はざれば、其存養省察共に寂靜無事に陥らん。是れ宋儒切に靜坐を好み、主一を謂ひ、全く聰明を蔽ひ、思慮を厭ひ、竟に異端を惡んで異端に入る所以なり。故に宋儒を宗とするの徒、其學者一箇沈黙謹厚の小人にして、其成るに至りても亦、  
々乎として、是れ大本達道の中和に通せず、唯其文義を弄ぶのみ、

素行は宋儒の禪氣を帶ぶるを惡んで、聖人の正脈にあらずとなし、此痛撃を敢てするものなり、

(四) 敬……素行は禮と敬と併行すべきものとし、論じて曰く、聖人の教禮にあり、禮行はるれば、乃ち敬存す、敬を專にすれば、乃ち禮全からずと、然るに宋儒は敬を以て學問の本となし、主一靜坐を説く、素行乃ち其弊を擧げて、謹厚沈黙、迫塞狹淺なりと斷定せり

(五) 性……素行思へらく、理氣妙合して性あり、性は天の命ずる所にし

て善惡を以て言ふべきものにあらざり、孟子の所謂性善の説は聖門の學にあらずと、然るに宋明の學者、孟子の性善説を嗜み、心學理學の説を立て、本然氣質の性を説き、本然の性を認むるを以て學的となせり、素行之れを破して、本然の性を認めんと欲す、是れ異端の教なりといへり、

(六) 太極……素行宋儒太極の説を以て大に謬れりとなす、始めて太極圖を作れる周子を打撃して、甚だし聖人の罪人、後學の異端なりといひ、又其所見を述べて、周子無極而の三字を以て太極の字の上に冠す云云、太極の外別に無極なければ、其言贅なり、太極の前無極ありとす、るは異端の説なり、聖人の教は、唯日月のみ、太極乃ち先後本末を含蓄し、至れり盡くせりといへり、

以上擧ぐる所によりて、素行が學の大要を察知すべし、抑、宋學は儒佛二教の衝突混和して、胚胎せるものなるが故に、之れを純粹なる原始的儒教に比すれば、異種の分子を發見すると少からざるべきは、何人も豫想



し得べき所なり、素行固より原始的儒教に溯らんと欲するもの、其宋儒と相背馳するに至れること、亦必然の結果といふを得べきなり、

第四 宇宙論

素行が宇宙論に就いて二三の注意すべきものあり、彼れ宇宙を以て無躰無形にして始終なきものとせり、此説は全く邵子の説に反して、甚だ痛快なり、邵子曾て天地を論じて「既に消長あり、豈に始終なからんや、天地大なりと雖も、是れ亦形氣の二物なり」といひ、且つ奇怪なる計算をなし、十二萬九千六百年を以て一元となし、天地の消長已まざるを論じ、殆んど佛家成住壞空の説に類する事を主張せり、其事たる、固より荒誕無稽の甚しきものなりと雖も、宋學を奉ずるもの、久しく相沿襲して其非を悟らざりき、然るに素行之れを喝破して曰く、

天地本と甲子の建つべきなし、何ぞ十二萬九千六百の數あらんや、天地人物一般に出來たる、其始の求むべきなく、其終の知るべきなし、既出來たるを言ふ、乃ち始あるに似たり、始あれば乃ち終あり、天地常

にして、古今なし、古今唯一般、人にて古今ありとなすなり、天地始終あれば無窮と言ふべからず、(語類卷四十)

是れ以て邵子の妄説を破壊するに足るといふべし、素行が宇宙を無躰無形とするの意を考ふるに、有形の萬象を包圍する宇宙は、唯、茫々たるのみ、何等の定形もなし、凡そ定形あるものは、消長を免れず、夫の定形なきものに至りては消長のあるべき謂はれなし、是を以て彼れ宇宙を以て無始無終とするなり、乃ち論じて曰く、

天地何ぞ開闢の説あらん、既に開闢なし、故に未判の論なし、天地は本と天地萬世以前又天地萬世以後又天地更に消長増減なきなり、(同上)乃ち知るべし、彼れ天地創造の説を取らざるものなるを、且つ彼れが天地の畢竟長在不滅にして些の消長なきを論斷するが如き、殆んど今日の科學的思想を豫想するが如し、彼が未だ現象と實在とを抽象して消長する方面と消長せざる方面とを指示するに至らざるは、遺憾なりとなす、彼れ又論じて曰く、



人物又天地と長久なり、萬古より今日に至るまで、人物相生々す、斯民や上世の後昆なり、斯物や上世の遺種なり、日月出沒盈虧あり、人物の死生榮枯怪むべきなきなり、(同上)

此れに由りて之れを觀れば、素行は外形の消長以外に消長せざる内容の本躰を看破せるに似たり、個々の物躰と、個々の人類とは時々刻々變更して已まず、然れども物質其れ自身は寸毫も増減するものにあらず、又生命其れ自身は生滅するものにあらず、素行又論じて曰く、

起滅は人<sup>△</sup>以て此<sup>△</sup>說をなす<sup>△</sup>故に滅<sup>△</sup>を以てすれば乃ち滅し、滅せざるを以てすれば乃ち滅せざるなり、天地人物更に起滅の名づくべきなきなり、(同上)

是れ立説の如何に拘はらず、天地人物は元來起滅なきものなるを謂ふなり、素行此の如く、宇宙及び人物に消長なしとすれども、假現的の消長は否定せず、論じて曰く、  
天地の間に盈ち、造化の功をなす所以のものは、陰陽なり、天地人物の

全躰なり、互に消長往來屈伸、生々息むなきなり、(要録)

彼れ乃ち陰陽の消長を否定せず、乃ち以て生々息まざるの徴となす、又曰く、  
天地生々息むなく、唯自ら彊めて已まざるなり、之れを復して天地の心を見る、終りて復た始まる、始終なきなり、其德至大至公、正大にして天地の情見るべきなり、(同上)

其終りて復た始まる」といふもの、頗る解し難しと雖も、兎に角宇宙の無始無終なるを看破し、且つ其生々存續して已まざるを認容するものなり。

第五 道德論

素行が道德に關する言論少しとせざるも、殊に吾人の注意を惹くものは、義利の辨なり、彼れ君子小人の分るゝ所、唯義と利とにありとし、論じて曰く、

人、知多し、故に欲も亦多し、欲亦充たすべからず、君子は義を以て利となし、小人は利を知りて義を知らず、君子の利は能く亨る、小人の利は



全からず、義利支離せず、利は義の和なり、義のある所利之れに隨ふ、(要録)

彼れ又聖學と異端との別も義と利とにありとして曰く、人皆聖を睇ふ志あり、其和至らざれば、動もすれば、異端に陥る、異端の教や人情を矯め、直情徑行、戎狄の道なり、聖教異端、聖學俗學の辨、唯、義利の間、にあり、(同上)

是等の論、未だ必ずしも肯綮を得たりと謂ふを得ず、老佛の如き異端とする所のものも、決して利を目的とするものにあらざればなり、然れども君子は義を知り、小人は利を知りて、義を知らずとするが如き、又聖學の主とする所義にありて利にあらずとするが如き、何人も認容するを躊躇せざる所なり、然れども彼れは又不思議にも、唯、利の重んずべきことを論じて、殆んど今日の功利論者の如き口吻をなせり、其言に云く、

利は易の四徳の一つ、書の三事の一つにして、是れを嫌ふべきにあらず、人の心皆好利、惡害の二つあり、是れを好惡の心といふ、此心にたよ

りて、教を立て、遂に、聖人の極を述べ、玉ふ、云云、此利害の心あらざれば、死灰槁木にして、人にあらず、人情は古今異ならず、四海共に同じ、故に孟子性の事を論じて、以利爲本といへり、唯、其利を私して利に惑ふが故に、之れを戒め、人必ず利に過ぐるを以て、聖人罕にの玉ふなり、當時の學者、動もすれば、利害の心なりとて、此心を絶せんとすること、尤も誤れり、皆其知を究めざる故の惑なり、(謫居童問卷上)

又云く、

今天下の人情を以てはかるに、人の性、利を以て本とせざるはなし、利を本とするが故に、此道立ちて行はれ、君々たり、臣々たり、若此利心を失却せば、君臣上下の道立たず、善惡邪正辨ふる人なく、天地忽に覆へり、日月忽に地に落つべし、四夷は利の小を事とし、中國は利の極を事とし、悉く此利によつて萬物立ち、萬事行はるゝなり、學者只其實を知らず、其知を究めざる故に、此惑ありと知るべきなり、(同上)

是れ全く利を主とする論にして、前に擧げたる義利の辨と相容れざる



ものあり、彼れが資財に富めりしを以て之れを考ふるに、或は眞に利を以て目的とせるにあらざるかの疑を生ぜざるを得ず、然れども其實決して然らず、語類卷廿一の末に自警あり、其中言へるあり、云く、  
 吾れ生質元と太だ簡にして禮容に乏し、衣服、居宅、飲食、皆儉に過ぐ、是れ簡に居りて簡を行ふ云云、

又子弟の警戒中に左の條目あり、云く、  
 凡そ君子小人の機を明にすべし、君子は天地の大道に因りて少しも己れが利害を喻らず、小人は成敗利鈍を以てして其方を銜ひ其知を賣る、才知の及ぶ所同じと雖も、其根す所天壤の如し、毫釐の差、千里の謬唯、義利の辨にあり、茲誠を慎み思へば、知其れ判然たらん、

是れに由りて之れを觀れば、素行義を捨て、利を取らざるにあらざること論を待たざるなり、彼れが利の本たるを言ふもの、唯、私利以外に別に公利の存することを認定するに因るのみ、殊に財寶に就いては素行一種卓

ホ尙ほ後に  
出だせる  
武士道論中の辨義  
利の條を參看せよ、

抜の見解を有せり、武教小學の財寶器物章に云く、

天下の財寶は天下の財寶にして能く交易利潤して萬物を通用す、故に是れを財寶といふ、財あるの人皆費を厭ふことを言ふて費を知らず、金玉堂に盈ち、財器府にありて施し用ふることを知らざれば、天下の財一所に滞りて天下の用をなさず、費蔽何事か之れに如かんや、人財を好めば、大概之れを吝嗇す、故に聖人金玉を以て財となさず、得がたきの財を貴ばず、況や土器、畫軸、銅鐵の器を藏して之れを財とし、千金を以て之れに易ふ、其惑甚いかな、

是れ殆んど今日の經濟學を學び來たりて立論するもの、如し、固定資本多きは決して國の利福にあらず、財寶は流通して活用をなすを要するものなり、此論によりて之れを考ふるに、素行は決して利の爲めに誤られたるものにあらず、況や吝嗇を戒むるをや、

第六 國躰論

當時の儒者が滔々として支那を崇拜し、之れを中國若くは中華と稱し、



殆んど東夷を以て自ら甘んずるが如き状あるに反して、素行は夙然時流に抜き、日本を以て支那に優れりとなし、之れを中國といひ、中朝といひ、又中華文明の土といへり、其中朝事實を著はし、又武家事記を著はすもの、皆祖國の起原に注意を惹かんとの意に出づるなり、武教小學の序に云く、

有宋の晦菴、小學を述作して、人生れて八歳より十四歳に迫ぶまで教ふるに、灑掃應對進退の節、親を愛し長を敬し友に親しむの倫を以てし、且つ嘉言善行を以て終篇となす、其功偉なるかな、盛なるかな、然れども俗殊に時變じ、倭俗の士用ふる所、尤も泥着して、闔國に居て、異域の俗を慕ひ、或は禮義を學ぶに、異風を用ひ、或は祭禮を爲すに、異様を用ふ、皆是れ理を究めざるの誤りなり、學は物に格り知を致さんか爲めにして、異國の俗に效はんが爲めに、あらざるなり、況や士たるの道、其俗殆んど異俗を用ふるに足らんや、

此れに由り之れを觀れば、素行の見解反りて正し、我邦は自ら我邦の國

躰あり、異域は自ら異域の國躰あり、異域の國躰に心酔して、我邦の國躰を侮蔑するが如きは、倒逆の甚しきものなり、況や日本と支那とを比較すれば、日本適に支那に優るものあるに於て、や、素行自ら其國躰を尊重するに至りたる次第を配所殘筆中に述べて曰く、

我等事以前より異朝の書物を好み、日夜勤候て近年新渡の書物は不存候、十ヶ年以前迄異朝より渡り候書物大方不殘令一覽候、依之不覺異朝の事を諸事宜く存候、本朝は小國故異朝には何事も不及聖人も異朝にこそ出來候へと存候、此段は我等許に不限、古今の學者皆左様に心得候て、異朝をしたひ學び候、近頃初めて此存入甚誤なりと知候、信耳而不信目、棄近而取遠、候事、不及是非、誠に學者の通病に候、詳に中朝事實に記之候得共、大概を爰に記置候、

と、此の如く其見解の一轉せし由來を述べて更に其旨意を辨明して曰く、

本朝は天照大神の御苗裔として、神代より今日まで、其正統一代も違



候事無之云云、民やすく國平に萬代の規模立て、上下の道明かなるは是れ聰明聖知の天徳を奉せるにあらずや、况や勇武の道を以ていはば三韓を平げて本朝へ貢物をあげしめ、高麗をせめて、其王城をおとし入れ、日本の府を異朝に設けて武威を四海にかゝやす事、上代より近代まで然り、本朝の武勇は異朝までも恐れ候得共、終に外國より本朝を攻取候事はさて置き、一ヶ所も彼處へ奪はるゝ事なし、されば武具馬具、劔戟の類、兵法軍法、戰畧の品々、彼國の非所及、是れ武勇の四海にまされるにあらずや、然れば智仁勇の三は聖人の三徳なり、此三徳一もかけては聖人の道にあらず、今此三徳を以て本朝と異朝とを、一々其しるしを立て、校量せしむるに、本朝はるかに優れり、誠にまさしく中國といふべき所、分明なり、是れ更に私に云ふにあらず、天下の公論なり、云云、

若し素行をして今日に再生せしめば、益其言の日清戦争及び聯合軍等によりて證明せられたるに驚かん、我邦の皇統連綿として數千歳を経るが如き、世界萬國、固より一の類例でもあるなし、又如何なる強國も、曾て他國の侵害を受けざるもの之れなきに、獨り我邦の萬國の間に超然として、金甌無缺の國躰を持續するが如き、我邦特長の顯著なるものに相違なし、果して然らば、素行の論する所、架空の誇大心に出でたりと謂ふを得ず、但、兵器の如きは、未だ必ずしも精良ならざりしこと、今日にありては、餘りに明瞭となれり、然れども、素行の所謂彼國は支那朝鮮等を指したるが故に、是れ亦一概に虚妄なりと斷言するを得ざるなり。

第七 異端論

素行は曾て老莊の學を修め、又佛教を喜び、五山の僧徒と會見し、隱元禪師にも接し、佛法の大意を質したることありたり、然れども、彼れ遂に以て異端となし、學は孔子の聖に溯るを以て目的となし、道は我邦に立するを以て主眼となし、大に破邪顯正の利劍を揮へり、彼れ配所殘筆の中に、異端に對する態度を述べて曰く、

(一)我邦黄蘗宗の祖師なり、彼れ萬治元年江戸に至る、因りて素行往いて之れを訪ふ、



學問の筋古今共に其品多し、是れによつて儒佛神道共に各其一理有  
之事に候我等事幼少より壯年迄専ら程子朱子の學筋を勤む、依之其  
頃我等述作の書は、皆程朱の學筋迄に候、中頃老子莊子を好み、玄々虚  
無の沙汰を本と存候、此時分は別して佛法を貴び候て、諸五山の名知  
識に逢ひ、參學悟道を樂み、隱元禪師へ迄令相看候、然れども我等不器  
用故に候哉、程朱の學を仕候ては、持敬靜坐の工夫に陥り候て、人品沈  
黙に罷成候様に覺え候、朱子學よりは老莊禪の作法は活達自由に候  
て、性心の作用、天地一扱の妙用、高妙なる様に被存候て、何事も本心自  
性の用所を以て仕候故、滯處無之、乾坤打破仕候ても、萬代不變の一理  
は、惺々洒落たる所無疑存候、然れども今日の日用事物の上に於ては、  
更に合點不參候故、是れは我等不器用故に可有之候、今少しく合點候  
て可參と存候て、彌此道を勤め候、或は日用事物の上の事は甚輕儀、如  
何様に仕候ても不苦儀とも存候へども、五倫の道に身を置き、日用事  
物の間に應接仕候へば、左様には不罷成候てつかへ申候、然れども樹

下石上の住居、閑居、獨身となり、世上の功名をすて候へば、無欲清淨な  
る事、言語を絶し、妙用自由なる所、可有之様に覺え候に、天下國家、四民  
の事物に渡りては、大なる事は不及言之、細事にても、世上の無學なる  
もの程にも、合點不參候、或は仁を躰認せしむれば、萬の間に天下の事  
相濟候と存候、或は慈悲を本に仕候へば、過去遠々の功德になり候と  
迄申候て、實は世間と學問とは、別の事になり候、他人は不存、我等は此  
の如く存候故、是れにては學問とも至極と不被存候、云云、

此れに由りて之れを觀れば、素行宋儒の學より老莊乃至禪の學に至る  
まで次第に攻究し、其利害得失の存する所を看破せり、程朱の學の動も  
すれば、人をして活潑の態度を失はしむることあるは、素行の言の如し、  
老莊及び禪によりて出世間上の觀念を得、圓融無礙の妙境に達すべ  
れども、世間に疏く、事實に遠ざかるを免れざること、亦素行の論の如し、  
素行此の如く宋學の弊を知り、尋いで又老莊及び禪の弊を知りたるが  
故に、遂に古學といふ一の血路を開いて自家の堡壘を固うするに至れ



り、

素行又語類(卷三十三)及び謫居童問(卷中)に異端を論ずること頗る詳密なり、宋學に就いては彼れ語類の中に鐵案を下だして曰く、  
 周程張李の大儒亦其論說する所大概禪佛にあり、只朱子其門に傑出し、雜學を明辨して之れを闢く其功尤も大なり、然れども猶ほ周程張李を宗として以て本原を立つ故に其論する所本原に到れば便ち又禪佛に入る、此れに由りて之れを思へば、聖學の世に明かならざる亦命なり、

素行は此の如く宋學を以て異端を混入するものとせり、又陸象山が自他の辨、王陽明が致良知の工夫の如きも、皆釋氏に異ならずとなし、謫居童問中に論じて曰く、

元明の學者悉く程朱の學を宗として、聖人の教殆ど廢す、其故は程朱の解を本とするが故に、聖人の言行を悉く程朱の私見に落在す、是れ乃ち聖をして塗炭に坐せしむると云ふなり、

乃ち知るべし、宋學は勿論、元明の學と雖も、素行に取りては異端同様なるを、是れ其佛教臭味を有せざるものなきが爲めなり、素行種々なる點より佛教を非議すと雖も、歸する所は總べて超絶的觀念を拒絶して、單に日常彝倫の道を講せんとするにあり、彼れ本と實際的世間的の人のして、深く哲理を究明するを好まず、是を以て孔子を以て唯一の理想的人物とするに至れるなり、

### 第八 武士道論

#### 叙論

上來略、素行の學說を叙述し了はれりと雖も、尙ほ其武士道に關する見解を紹介せざれば、猶ほ龍を畫いて睛を點せざるが如し、抑、武士道は鎌倉時代より發達し來たれる一種の精神的訓練 mental discipline にして、徳川時代に至るまで武士たるもの、此れに由りて身を立てざるはなし、若し其性質を言へば、是れ全く神儒佛三教の融合調和して胚胎せるものにて、我邦に一種特異なる産物なりといふべし、希臘の「ストア」主義 Stoic-



cismus の如き中世の「ナイトフッド」Knighthood の如き今の「セントルマ  
 ンシップ」Gentlemanship の如き差、武士道に似たる所なしとせざるも、未だ  
 必ず武士道と同一視すべからざるものあり、武士道は人倫の變に臨ん  
 では氷雪より厲しき節操を露はすべき極峻極烈の志氣を與ふるもの  
 にて「ストア」主義若くは「ナイトフッド」若くは「セントルマンシップ」の及ぶ  
 所にあらず、殊に切腹の如き、獨り武士道に於て之れを見るのみ、然るに  
 素行彼れ自身は武士道の實現なりき、即ち武士道の權化 Verkörperung  
 なりき、何を以て然か云ふかなれば、武士道は鎌倉時代より發達し來た  
 りといふと雖も、未だ曾て素行の如く、武士道を理會し、實行し、且つ論  
 述せしものあらず、素行以後亦素行に及ぶものあらず、試に武藝小傳を  
 翻閱せば、兵法家の少からざりしを知ると雖も、未だ曾て兵法家にして  
 素行ほど學識あるものあるを聞かす、素行は管に學識ありといふべき  
 のみならず、實に武士道を胚胎せし神儒拂の三教に通曉せり、然り深く  
 之れに通曉せり、兵法家中に於て此の如き人を見出ださんこと思ひも

寄らざるなり、又鎌倉時代より以來碩學鴻儒、其人に乏しからずと雖も、  
 未だ曾て素行ほど兼ねて兵法に精はしきものあるを聞かす、要するに、  
 素行は第一流の學者と第一流の兵法家とを一身に合一せしものにて、  
 我邦に於ては殆んど未だ曾て有らざる所の人格なりき、若し素行が特  
 色の存する所を擧ぐれば、是れ其最も顯著なるものに相違なし、若し又  
 武士道を論せば、素行が學問、性行、教育、感化等を看過するを得ず、假りに  
 之れを看過すとせんか、是れ武士道の核子 Kern を看過するなり、素行が  
 武士道の教育を施したる結果として、復た之れを實現し來たれるもの  
 は、四十七の義士なり、義士の行爲實に秋霜烈日の如く、千古磨滅すべか  
 らざるものあり、是れ豈に武士道の煥發して其痕迹を遺せるものにあ  
 らずして、何ぞや、然るに其淵源を問へば、素行其人の學問にあり、是れ素  
 行が學問の群儒の間に於て、一異彩を放つ所以なり、素行が武士道の精  
 神は武教小學にあり、然れども該書は簡約にして細目に涉らず、故に吉  
 田松陰の武教講録と併せ講じて始めて全きを得べきなり、然れども素



行自ら精細に武士道を語類の中に説く、語類の卷廿一分ちて上下二卷となす、是れ全く武士道を論せるものなり、試に之れを一讀すれば、痛快の文字、雄壯の氣象、紙上に躍如たり、學者の最も意を用ひて翫味すべき所なり、頃る新渡戸稻造氏 Bushido. The Soul of Japan を著はし、聊か武士道の趣意を海外に紹介せんことを企圖せり、今其書を見るに、惜いかな、一言も素行の見解に及ばず、故に尙ほ武士道の精髓ともいふべき重要な點を遺漏せること、推して知るべきなり、今左に素行が士道論の大意を紹介せん、

素行は士道論を第一立本、第二明心術、第三練徳全才、第四自省、第五詳威儀、第六慎日用の六篇に分ち、最後に附録として自警、子弟警戒、及び御奴警戒を掲載せり、

第一立本……此篇分ちて(一)知己職分、(二)志於道、(三)在勤行其所志の三章となす、

(一) 知己職分

農工商已むを得ずして相起れり、而して士は耕さずして食ひ、造らざして用ひ、賣買せずして利す、其故何ぞや、我れ今日此身を顧るに、父祖代々弓馬の家に生れ、朝廷奉公の身たり、是を以て耕さず、造らず、沽らずして士たり、士として其職分なくんばあるべからず、職分あらずして食用足らしめんことは、遊民と云ふべし、是れ能く心を付けて、我身に就いて省み考ふべき所なり、士若し勤めずして一生を全く終はるべくんば、大の賊民といふべし、然れば士何ぞ職業なからんと自ら勵んで、士の職分を究明いたさんには、士の職業始めて顯るべきなり、凡そ士の職といふは、其身を顧み、主人を得て奉公の忠を盡くし、朋輩に交りて信を厚くし、身の獨りを慎んで、義を專とするにあり、然るに身に父子兄弟夫婦の交あるは、天下萬民なくんばあるべからざる人倫なり、と雖も、農工商は其職業に暇あらざるを以て、其道を盡くすを得ず、士は農工商の業をさし置き、此道を專として、三民の間、苟も人倫をみだらん輩をば、速に罰して、以て天下に人倫の正しきを待つ、是れ士に文武の徳、知備はらずんばある



べからざる所以なり此勤めあらざらんには父母の恵みの盜主君の祿を貪りて一生の間唯盜賊の命を全くするに同じ甚だ以て歎息するに堪へたり故に士の本とするは職分を知るにありとは云ふなり

(二) 志於道

人既に我職分を究明するに及んでは其職分を勤むるに道なくんばあるべからざれば道に志出来るべき事なり而して道に志出来ば我れより先ちて志ありて能く行ひ得たらん人を求め是れに案内を頼んで其引導に任すべし其師たる人の行跡違ふ所あるか言は似て其事物に應ずる處明かならざらんには速に去りて従ふこと勿れ邪師の教に久しく染まるときは覺えず其人に荷擔ありて誠の道に彌遠ざかるべし若し外に師とすべき人なくんば自ら立ち歸りて内に省み聖人の垂れ玉へる格言を勤めんには聖人の大道是に於て得べきなり假令ひ士の職分を知るも道に志す所あらざれば知ありて行なく全きこと能はざるなり

(三) 在勤行其所志

曾子曰く士不可不弘毅任重而道遠仁以為己任不亦重乎死而後已不亦遠乎と士は其器尤も廣く能く忍ぶ處あらずしては重きに耐へ遠きを致すこと叶ふべからざるなり職分を知り其道に志すといふとも勤めて其志す所を行ふにあらずしては言ばかりにして其實あらざるなり行ふといふとも一生是れを勤めて死して而して後已むにあらざれば中道にして廢す道の遂ぐべき處なし故に勤行を以て士の勇とするなり然れども利害の間色欲の妄動名根の萌す所因循久しきを以て我れに大力量あらずしては必ず引きおとされて其誠を盡くすこと叶ふべからず我れに大力量を出ださしむるは志の深淺によることなり志す處淺くしては勤むる處深かるべからざるなり凡そ大丈夫といふは是れ士の道に志して其志す所をたしかに行ひ勤むるもの事なり其厚く正しき所を此の如く勤めずしては士の本の立つといふべからざるなり



第二、明心術……此篇分ちて(一)養氣在心論養氣、(二)度量、(三)志氣、(四)溫藉、(五)風度、(六)辨義利、(七)安命、(八)清廉、(九)正直、(十)剛操の十章となす、

(一)養氣在心論養氣

浩然の氣といふものは、孟子も難言と述べられたるが故に、今以て此の如しと云ふに處なし、唯、心は氣に因つて或は動搖し、或は困苦するものなれば、此處を能く心得て、常に道義を以て之れを養ふて氣の饑えざるが如くならしむるにありと知るべし、此氣を養ひ得るときは、至大至剛にして、能く萬物の上に伸びて、物に屈する處あるべからざるなり、心は氣に因るが故に、氣能く靜なる時は、心則ち靜なり、氣動く時は、心こゝに動く、是れ心氣兩様ならざるを以て更に隔たる處なし、心は内にして、氣は外に動くものなれば、先づ氣を養ひ得るを修身存心の本とすべきなり、養といふは、我天質の氣の過不及を考へはかりて、其過ぎたるを損し、其及ばざるを補ひ、事物の間に於て動靜宜しきに相叶ふが如くすべし、是れ日用の工夫なり、人の氣必ず揚り易く、動き易し、此處を了簡して氣

を養ふて、其環る處を順和せしめ、其動く處を安りならしめ、ざれば、動靜處を得て、氣に虚妄なきを以て、心是れが爲めに妄動することあらざるなり、

(二)度量

士は其至れる天下の大事を受けて、其大任を自由に致す心あらざれば、度量寛ならずして、せはしきになりぬべし、されば、長江大河の更に其限りを知るべからざるが如く、泰山喬嶽の草木鳥獸を隠すが如くにして、其胸中には天下の萬事を容れて自由ならしむべし、是れを度量といふ、天空任鳥飛、海濶委魚躍、大丈夫不可有無、此度量と云ふは、此心を云へるにや、力量は從容として、萬物を整へ、談笑して四海を從へ、地の重きを負ひ、海の廣きを涵すにあり、天の大にして外なく、日月の光の通せざる所なきは、是れ自然の力量なり、我れに氣を養ふ所薄くして、大丈夫の本意立たざる時は、利害好惡に就いて、心斯に動き、氣斯に妄作して、眞を失ふべし、人皆物に當りて、せく處出來たるは、氣妄動して處を失ふを以



てなり、更に寛廣の處なし、大丈夫生死一大事の地に臨み、白刃を蹈み、劔戟を迸らしめて、剛操の節を現はし、始めて天下を泰山の安きに置くを得べきなり、

(三) 志氣

志氣とは、大丈夫志す處の氣節を云ふ、大丈夫たらんもの、少しき處に志を置く時は、其爲す所、其學ぶ所、皆至りて微にして、大なる器にあらざるなり、後漢の趙溫は、大丈夫當雄飛、安能雌伏せんと云へり、大丈夫の氣節、此の如くならざれば、必ず小事に屈して、一大事をなすこと能はず、古の臣たる人は、君を堯舜に致さんことを現はし、一夫も其所を得ざるを以て、己れが恥とし、父に事へては、曾子の如くにして、可なりと、未だ飽き足らざるの志を置く、是れ皆志氣の高尙にして、小成小利を事とせざるが故なり、

(四) 溫藉

溫藉と云ふは、含蓄包容の意あるなり、内に徳を含み、光を包みて、外に圭

角あらはれざるの事なり、小智短才なる輩は、器せばきを以て、我知を立て、人に誇り、世に衒ふ、度量氣象よく、萬物の上に卓爾たるものは、更に功を立て、名に誇る處あらず、而して更に忿厲の氣あらず、溫和自ら、顔色に發し、仁人君子の姿あらはれ、物に交り、人に伴ふ時は、陽春のうらゝかにして、能く物を利するが如し、是れ溫藉の致す所なり、碧藏澤、自媚玉、収山、韜光、大丈夫不可有無此溫藉とは、此心なるべし、

(五) 風度

大丈夫は一向剛操を立て、其風俗いやしかるべきに似たり、是れ大丈夫の本意にあらず、月至梧桐上、風來楊柳邊、大丈夫不可有無此風流と云へるは、風度の世俗にあらず、明珠の側にありて、自然に人を照すが如き風情をいへり、少しも拙く鄙き質あらず、水晶の瓶に秋水を蓄へ、白玉の盃に氷を載せたらんが如く、聊も缺けたる處なき風情、是れを大丈夫の風度といふべきなり、是れ内に諂ふ處なく、外に屈すべき物なく、何くに行くと雖も、其氣常に萬物の上に伸て、鳶飛んで、天にいたり、魚躍りて、淵に



入り、月の梧桐に來たり、風の楊柳をさふに、異ならず、此の如きの風度を養ひ得ずしては、一塵にも染らざるが如くならんや、尤も慎むべき也

(六) 辨義利

大丈夫存心の工夫、唯義利の間を辨ずるにあるのみ、君子小人の差別、王道覇者の異論、總べて義と利との間に之れあり、いかなるをか義といはんとならば、内に省みて羞ぢ畏るゝ所あり、事を處して後、自ら謙す、是れを義と云ふべし、いかなるをか利と云はんとならば、内欲を縦にして外、其安逸に従ふ、是れを利と云ふべし、古今の間、學者道に入るの始末、唯義利の辨を詳にするにあるべきなり、聖人君子の教、生を嫌ふて死に就き、害に走りて利を避け、勞して逸せざれと云ふにはあらず、聖人君子の好み、惡む處も、亦凡人に異なるべからずして、其間、惑を辨ずるにあるのみ、いかなるをか惑と云ふべきとならば、唯、自らの身を利して外を顧みず、是れを惑と云ふなり、自らの身を利することを好むは、是れ又天下同情にして、聖人君子は能く其輕重を辨ず、輕重と云ふは、君父兄師夫は、我が

ために重し、臣子弟幼婦は、我がために輕し、天下國家は、身よりも重し、視聽言動は、心よりも輕し、此輕重を詳にする時は、惑斯に止むべし、其故は、生死の場、此一刹那にありと云ふ時、君の爲め、又は人の爲め、其外、我重きものゝ爲めに害あらんに於ては、速に死して顧みるべからず、我重きもの爲めに害なきに於ては、能く保ち、能く養ふて、命を全くするにありぬべし、

(七) 安命

人の苦しむ所は、死亡禍難貧賤孤獨なり、人の樂む所は、此うらなり、苦しむ時は、是れが爲めに心安からず、樂む時は、是れが爲めに心變ず、故に憂喜に當りて、其志す所變じ、心斯に存せざるは、尋常の情なり、大丈夫は、此時に於て、心を存し、命に安んず、是れ富貴貧賤に拘はらざるが爲めなり、凡そ命と指す處は、人の造爲して叶はず、天自然に其形をなし、其理其事、あらしむるをいふ、されば、養生を盡くして、命こゝに縮まり、義當に死すべきの場、至る是れ、則ち命なり、時、至り地こゝには、さまり、勢、遂に衰えて、



知者賢者ありと雖も、是れを與ふるに益なくして、滅亡に及ぶ、是れ命なり、凡そ人の世に立つことは、第一に時を得るにあるべし、第二に其秀づべき家に生るゝにあり、第三に其人其時に相應の氣質あるものなり、此三者相叶ふて初めて時を得るなり、此三者の一も我作爲すべき所にあらず、唯、天然自然のことわりなり、その間少しの才覺を以て少しの富を得ることありと雖も、五十歩百歩の違ひばかりにして、貧富處を變ふるに至るべからず、勤めても叶はざるものとならば、天の命のあることなれば、唯、我好む所の義理に安んずべきなり、されば松は同じく松にして、高砂の松、住の江の松と高下山河遙に隔りたる地に生ず、而して或は高きによりて賞せられ、或は卑きに隠れて人に知られず、其定まる所、天命にして、人のわざにあらず、大丈夫常に此天命に安んじて、富貴と雖も誇るべからず、貧賤と雖も惡むべからず、是れ天の命にして、己れが已むを得ざる所なればなり、然るときは、貧富貴賤は共に心の付く所にあらず、歲寒して初めて青松の澗壑に獨りひさしき時、其存心する處の剛操

も現れつべきなり、命に安んぜずして、強ひて妄動し、妄作せん、事大丈夫の尤も慎むべき所なり、

(八) 清廉

大丈夫内清廉を守らざれば、公に事へ、父兄に従つて、利害此に萌して、天性の心を放ち失ふべし、清廉とは、外の賄賂、内の貨財、更に心に付かずして、世人の行ひ難き所に、卓爾と立ちて、更に屈せざるをいふ、内に清廉なる處あらざれば、外少しの利害に奪はれて、其守りを失ひ、心に放失すべし、

(九) 正直

大丈夫の世に立つ、正直ならずんば、あるべからざるなり、其義ある處は、守りて更に變ぜざるの謂なり、其親疏貴賤によらず、其改むべき所を改め、糾すべき事を糾して、人に諛はず、世に従はざるの謂なり、松到天而不屈、蘭無人而亦香、是則大丈夫正直の立ち處といふべし、直方大は易の重んずることなれば、君父に事へて世に立つことは、夙に夜に唯、正大直方



を本とし、世俗の名譽に拘らず、仁義にあらずしては、君の前に陳せず。大節に臨んで凜然として、四海にまたがる。是れ正直にして、心を存する所以なり。

(十) 剛操

大丈夫の世に在る、剛操の志あらざれば、心を存すること能はざるなり。剛は能く剛毅にして、物に屈せざるをいふ。操は我義とする志を守りて、聊か變ぜざるの心なり。大丈夫此志あらざる時は、利に屈し酒に溺れ、色に惑ひて、遂に義を忘れ、生死の大事を違へ、大節に臨んで約を變ずべし。豈に是れを大丈夫の志を立つる所といふべけんや。士として、大丈夫のきたひなければ、碌々たる小書生の志のみ、何ぞ天下の太器たらんや。第三、練徳全才：此篇分ちて(一)勵忠孝(二)據仁義(三)詳事物(四)博學文の四章となす。

(一) 勵忠孝

大丈夫世に在り、出ては君に仕へ、朝廷に交り、入りては父兄に仕へ、家を

齊ふ、故に天下の政事を助け、萬民の憂を救ふ、不順の逆臣ある時は、自ら將として、閫外の任を受け、籌を帷幄の裏に廻らして、功を萬代の上に立て、或は使を奉じて、大事を決し、君命を辱しめず、或は死を致し、命を軽くして、百年の壽を一刃の下に棄つ、是れ君に事へて忠を勵ますなり。而して父母に於て力を竭し、色養永く慕ふて、死を致して顧みざるは、是れ内に於て盡す所の孝にあらずや。大丈夫の責甚だ以て重し、是を以て常に氣を養ふて、安靜ならしめ、心を存して、義理を味ひ、是を君父に移して、忠孝の實を詳ならしむる、是れ士の勤なり。出て君に仕ふるに、徳を以てせず、入りて父兄に仕へて、其孝弟に誠あらざらんには、養氣存心の用、更にあらはれず。抑徳と云ふは、内に養ひ存する處を用ひて、其誠を盡して、究理せざるなし。是れを名づけて徳とす。徳を練る事は、先づ忠孝を勵まして、其誠を盡し、君父に事ふる間、天性に従ひ、更に違はざるを以て、本とすべきなり。君父は人倫の大綱にして、我事ふる處、誠を盡さざれば、君臣父子の道明かならず、誠を盡さんとならば、徳を練らずしては、其實必ず薄



うして或は害に當りて變じ、死に臨んで變ず、凡その事大節に臨み、大變に逢ひ、大事を決するに至らずしては、其德發見する事あらず、非常の變こゝに來て、臣とし、子として、明白に其誠を盡さんことは、德以て正しからずしては、叶ふべからざる事なり。

(二) 據仁義

仁は天地生々の心にして、惻隱の情發して節に中たる、愛の用なり、義は事に處して羞惡の情ありて内に恥づる處あるを推して節に中たるの名なり、然れば仁の心あらざれば、寛容大度のかたちあらはれずして、其好惡に陷溺す、是れ仁を以て聖人の源とする所以なり、義の心あらざれば、物に處するに節あらざるを以て、截斷果敢することなし、仁を務むる時は、禮こゝに立ち、義を務むる時は、智こゝに明かなり、聖人の人に教ふる處、仁義の二つに出でず、仁を以て德の本とし、義を以て事を致すの用とす、大丈夫の志す道、仁義を據として、内の德を練らすんば、何を以てか、其實を得べけんや。

(三) 詳事物

君子仰いで天を視伏して地を觀、中にして人物を察すと云ふ、是れ天地人物の事を詳に究明して而して後、聖人の才こゝに逞しく衆理備りて萬物に應ずべし、德は本と天德、仁義は人の道なれば、誰れか是れに由らざるものあらん、德を練り仁義に據ると云ふとも、事物の品々にして千差萬別たる處を盡さざれば、事に處するの道自由ならずして、其才能く三才に通せざるなり、君父に事へ、自ら修むるの間、皆此の如し、大丈夫一世の民を救ひ、功を萬代に立て、天地の德を翼け、聖人の誠を盡す處、唯此德を立て、才を全くするに在りぬべし。

(四) 博學文

古今の人物甚だかはり、異域のことわざ尤も異なり、德天地に等しきあり、才萬物に及ぶあり、其用捨は我れにありて、其事跡は書にのこれり、故に博く古今の書を閲して、事物の用を詳に辨すべし、學者或は記誦して古今の事を覺えそらんじ、是れを以て世に誇らんことをなし、或は詩文



を弄んで詞章を必とし、是れを以て學とするあり、皆大丈夫の學にあら  
ず、一箇の老博士三尺の書生が筆硯を事として舌耕傭書して、人の脚下  
にうづくまることは、大丈夫の本意と云ふべからざれば、如何なるをか  
學文と云ふ、古の聖人の道を以て本と仕り、賢人君子の行跡を助けとし、  
古今時代の變化、人物の理を辨へ、其見聞を博くして、其才を増し、智を磨  
くこと、是れを學文となす、

第四、自省……此篇は唯、自戒の一章のみ、

(一) 自戒

大丈夫常に自ら省みて、其氣質の後れたる處を考へ、我好惡の癖する處  
を計りて、其後るゝに鞭うつべきなり、凡そ天下の事、其成る處堅く、其起  
る處詳なりと雖も、改め正さず、省みること明かならざる時は、必ず弊あ  
りて之れを頼む時は、失乃ち生じ、時を経て破るゝことあり、故に其事物  
を致し初むるの節、詳に究理して、其事物を全からしむと雖も、時を考へ  
節をつもりて、屢、是れを省み察して、其弊を改め、其時に合はざること

繕ひ變ぜしむるが如くに、仕らずしては、終を全くすることあるべから  
ざるなり、

第五、詳威儀……此篇は分ちて(一)母不敬(二)慎視聽(三)慎言語(四)慎容貌之  
動(五)節飲食之用(六)明衣服之制(七)嚴居宅之制(八)詳器物之用(九)惣論禮用  
之威儀の九章となす、

(一) 母不敬

格致を明かにし、天地の大徳に比し、聖學の源流を正さんとすれば、身。  
敬。せ。ざる。時。は。何。を。以。て。其。要。を。得。べき。身。を。敬。する。の。術。先。づ。威。儀。の。則。を。  
正。し。く。す。る。に。あり。ぬ。べし。爰に威儀の則、何をか先にせんとならば、身に  
於て視聽、言動を、非禮の爲めに、感動せしめざる、是れを、威儀の要と謂ふ  
べきなり、而して威儀いかにして正しきとならば、曲禮に、母不敬と云へ  
る此三字を能く工夫するに、あるべきなり、禮節の本、母不敬の三字に、極  
まれり、敬と云ふは、黙して言はず、形を縮めて動かざるをいふに、あらず、  
事々に於て疎にせず、輕んぜず、能く其理を究め、計るの謂なり、疎にし、輕



んずる時は怠出來て、心こゝに放失し、唯情欲にまかすのみなり、敬と怠とは相敵して、敬ある時は怠滅し、怠ある時は敬滅す、總べて心性は内にして、身體の動靜視聽の物に交るは是れ外なり、内外一致にして別ならず、外其威儀正しき時は内其徳正し、外に亂るゝ處あれば内必ず之れに應ず、威儀は禮の形なり、禮は母不敬を以て本とす、威儀に志あらん輩平生母不敬の工夫あらんには、道更に遠かるべからざるなり、威は其容貌より言語に至るまで、輕々しからず、甚だおごそかにして、人以て畏るべきの形なり、儀は容貌の物に交り、言語の事に及ぶまで、詳に究明するを以て、其姿人々皆法り、手本に仕るべきに宜しき、是れを儀と云ふ、是れ内に敬を思ふて、常に容貌言語を究理するが故に、此に及ぶなり、身を修むるの要は、威儀を詳にするにあり、威儀は母不敬に止まれり、

(二) 慎視聽

孔子顔淵に謂ふて曰く、非禮勿視、非禮勿聽と、如何なるをか非禮と云ふべきならば、事物見聞するの形、威儀を失ふて、己れが私にまかす、是れ

を非禮と云ふ、彼の邪色を見、邪聲を聴くのみ、非禮と云ふにはあらず、邪色邪聲は、外より來たるもの、我れ是れを欲せずと雖も、已むを得ずして見聞せば、是れを非禮の視聽と云ふべからず、正色正聲は、非禮の色聲にあらずと雖も、見聞するに威儀を失ふて、唯情欲にまかせば、是れ非禮の視聽なり、視聽すべきもの、各禮あり、一つも其節に違へば、是れ禮にあらず、大丈夫の世に立ちて、身を正しくし、萬人の法るべきに、規範たること、先づ視聽の威儀を慎むにあり、

(三) 慎言語

言語は内を通ずるの用あり、戲言なれども、思より出づといへり、言語は内に動いて、外に發するが故に、妄動すれば、必ず妄言あり、動もすれば、騒がしく、輕忽にして、節を過ぎて、言を發し、多く語りて、或は當座の僞言をなし、或は過言して、人を怒らしむ、凡そ口は開いて、言ふに易しと雖も、言に節を以てせざる時は、多言饒舌にして、更に益なし、行其言を踐むこと、能はざるを以て、多くは虚言、食言に及ぶ、甚だ恥づべきなり、故に言必ず



節ありと云ふて、此方より言ひ出ださんには、時宜を詳に計り、其節を考へて言ふべし、若し輕忽にして口にまかせば、多言にして言に失多く、我れ大に勞役して、威儀こゝに正しからず、人聽いて益なし、我れ言はんと思ふ時は、氣を下して、氣を落ち、軽く疎草ならしめず、聲を卑うして、調子をちがへず、其言を靜に落し付けて言ふべきなり、疾言する時は、威儀かけて傍人聽きつけず、聲高き時は、事なくして人を驚かす、其上辭の詳に説くことの多きは、聲初めより高くしては、終りに至り難し、禮に曰く、口容止、聲容靜、氣容肅と、此の如くなるべし、而して人の問ふ事、尋ぬる事、應諾の節、尤も其時宜を詳にして安定ならしむべし、若し其言ふ事、答ふる事に知慮の入るべき儀、詳論講談、或は公私の用事、或は世上人生の噂に及ぶ時は、必ず左右に色退辭讓して、已むを得ざる時は、其言を詳にすべし、己れさかしらして、疾言卒爾として答ふるは、禮讓のかく處、威儀の整はざるなり、總べて人の言ふ所を詳に聞届けずして、我がものがほに受け答へを致せば、輕忽の失あるを以て、應諾必ず違ふ、知らざる事を知

りたりと云ひ、覺えざる事を覺えたりと云ふて、あとには首尾合はず一言出で、は駟馬も追ひ難しと云ふ、古のためし茲にあり、故に然諾は必ず重く應ずと云へることあり、言語は内の發見する處なれば、聊以て忽にせば、威儀則ち亂れつべし、君子非禮の言を慎むこと、尤も翫味すべきなり、

(四) 慎容貌之動

容貌は天命の性心を入る處の器なり、内の思、正しからざる時は、容貌こゝに傾いて、其表外に著し、容貌を正さんとならば、内に思ふ處を料明すべきなり、思内にありて、色表にあらはれず、内外表裏本末一貫の天然なれば、更に差別を存すべからざるなり、無事にしては、靜坐して、其氣象を養ひ、傲惰の形を見はさず、人と接しては、爰に恭敬して、和氣を以てす、是れ大丈夫の坐法なり、坐して箕のひろがるが如く、手足の容を收めず、怠慢の姿あらはれ、坐するかとすれば、立ち、立つときは、又坐して、躁妄ならんには、心こゝに一定せざるなり、豈に大丈夫の道ならんや、然らば、坐



を立たんと欲せば、手足をくつろげ、前後左右を顧み、其立つべきの節を考へて爰に立つべし、立たざる前に立つべきの心得をなす、是れ立つの威儀なり、立ちて座席を歩むには、必ず前を具に見て、人物を踏躓すべからず、常に歩行を慎み、其容を亂らす、敬を存すべし、假令ひ急事ありと云ふとも、あはて物せんは、大丈夫の心にあらず、かりそめの手すさみと雖も、傾曲して正しからざらんには、其内の養ふ所知るべし、故に字畫を習はずにも、放心を以て戒とす、況や讀書の法に於てをや、其讀む處の威儀放埒にして、或は枕を高くして書をひらき、或は寢臥して之れを讀む時は、心こゝに正しからざるを以て、内に記識する處あらず、殊に古今の聖賢天子高貴の人の行跡名氏、其内にのれり、聊之れを忽にせんこと、大丈夫の意にあらず、動靜所を失ひ、威儀こゝに紛亂する時は、自然に内の志放埒にして、其徳正しからず、容貌の威儀悉く内の徳にかゝる、其重きこと知るべきなり、

〔以下節飲食之用等の五章は適切ならざるを以て之れを省く〕

第六、慎日用……此篇は分ちて(一)惣論日用之事、(二)正一日之用、(三)辨財寶受與之節、(四)慎游會之節の四章となす、

(一)惣論日用之事

人の世にある、日々の用ふる處、悉く道の存する處なり、治亂盛衰の大より、一事一物の變動に至るまで、天地の法則を離るゝこと更になし、君子大丈夫能く此心を體認して、初めて道を語るべし、されば身を顧るに形に耳目鼻口四支百體あり、此身を奉ずるに、衣服居宅用器用物あり、飲食情欲の分ちあり、相まじはる處に君臣父子夫婦長幼朋友の交際あり、身に貴賤貧福の差別ありと雖も、右の品々一つとして缺くることあるべからざるなり、此身を持ち、此事を去りなんと云ふは、死して後ちに已みぬべし、此間其理を詳に辨へて事をなし、一物を制し、一人と交り、獨坐すと雖も、皆天地の準則を守りて、離るべからざるの道に相叶ひ、天地を仁の體として、萬物を制せんこと、是れ君子日用の工夫と云ふべし、我説く所の理、更に遠からず、離るべからず、人に因らず、人々皆日に用ふるの間



にして其心に快きを號して道と云ふ其内に疾しきを人欲と云ふ唯此  
兩般のみ日用の事豈に忽にすべけんや

(二) 正一日之用

人壽百歲に至るを以て上壽とす大丈夫唯今日一日の用を以て極とす  
べきなり一日を積んで一月に至り一月を積んで一年に至り一年を積  
んで十年とす十年相集りて百年たり一日猶ほ遠し一時にあり一時猶  
ほ長し一刻にあり一刻猶ほ餘れ一分にあり是を以て云ふ時は千萬  
歳の務め皆一分より出で一日に究まれ一分の間を忽にすれば遂  
に一日に到り終りには一生の懈怠ともなれり天地の生々一分の間も  
滯らず人間の血氣一分も痞ふることなし此の如くにして其天長地久  
を得此の如くにして壽命の永昌をなす徳知の流行此の如くにして聖  
人たり

(三) 辨財用受與之節

財ありて用を得ざれば財皆財にあらず用ありて財を量らざれば用皆

用にあらず財は用を以て財となす用は財を以て用となす財用の間更  
に兩ならずして財量あり用得るあるなり夫れ貨財は用得るあれば寶  
たり用得ざれば鄙吝の情日に萌して過奢の禍時に起る共に君子の道  
にあらず大丈夫存する所唯義のみ若し財寶を吝み器物を翫べば武義  
自ら闕く如し大節に臨んで殆んど家を忘るべからず家を思ふの切な  
る義を棄てて死を遁れ謗を指頭に受け父祖を汚すに及ぶ人面獸心の  
こと何の樂みかあらん金銀財器有餘の輩或は國を失ひ家を滅ぼし或  
は身に易へ財を積む古今枚擧すべからざるなり天下の財寶は天下の  
財寶にして一人の財寶にあらず能く交易利潤して萬物を通用す故に  
是れを財寶といふ財あるの人皆費を厭ふて費を知らず金玉堂に盈ち  
財器時にあり而して施し用ふるを知らず天下の財各其府庫に滯り天  
下の用に通せず費蔽何事か之れに加かんや人財を好めば大概之れを  
吝嗇す故に聖人貨財を以て寶となさず得がたきの財を貴びず况や土  
器書墨銅鐵の器を藏し之れを寶とし千金を以て之れに易ふ其惑甚い



かな、  
 凡そ施し受くるの道、君臣上下の義、朋友相接るの禮、士の慎み守るべき所なり、物輕重大小なく、其間皆義ありて、或は與へ、或は受く、故に與へ施すに道義を以てせざれば、人喜ばず、士來たらず、傳に曰く、義士を使ふに財を以てすべからず、爾來の食乞食の賤も、之れを受けず、と豈に慎まざるべけんや、受くるの道、其義あれば、物の輕重に依らず、之れを受くる可なり、一義を闕き、一道を去れば、千鍾の祿、天下の重と雖も、受くべからず、其道を得ざれば、與へて感せず、受けて喜ばず、施すと受くるとの間、専ら慎むべきなり、

(慎游會之節の一章は、適切ならざるを以て之れを省き、之れに易ふるに武教小學の子孫教戒章を以てす)

(四) 子孫教戒

子孫の恩情は、天道の自然、血脈相續の成る所なり、人倫の厚き何事か之れに及ばんや、我身既に没して、嗣子放僻なるときは、家絶え身滅ぶ、何ぞ

恩愛の甚しきを以て教戒の事を垂れざらんや、士は大丈夫を以て勇となす、愛惠の切なるに於て、信勇を以て之れを戒めざれば、志士仁人にあらず、凡そ幼穉の間、氣の稟くる所、唯天然にして、心知未だ主とする所あらず、其習日に長じ月に益して、善惡の機ざす所、甚だ慎むべし、士の子孫を教戒すること、其知を正しくし、其機を勇にし、其事に信あらしむ、故に知の發するに於て、邪正を考へ、邪を戒め、正を揚げ、勇を養ふて、之れを恐れ、威ろかしめず、少年と雖も、詐偽を以てせず、戲遊必ず弓矢竹馬の禮を以てし、言語皆武義禮讓の節を以てして、其精氣をして全からしめ、情欲をして寡からしめ、教ふるに文學を以てす、然れども、或は記誦に陥り、或は詞章を玩ぶときは、倭俗を忘れて、漢様を欲す、人に氣稟の異あり、故に其輕重清濁を考へ、習ひ馴はさしめ、言語已に通ずるときは、師を選び友を考へて、人品の下に到らしむること勿れ、師弟の相接する、尤も敬恭すべし、兵書武冊汚れたる席に置くべからず、盥ひ漱いで之れを披き、師を貴ぶこと父兄の如し、凡そ女子の教戒、甚だ以て慎むべし、其法多く懦弱



を以て教となす、大なる誤なり、士の妻室たるもの、士常に朝にありて内  
 を知らず、故に夫に代りて家業を戒めしむ、豈に懦弱を以てせんや、闔國  
 武將の妻室、盛衰を以て節を改めず、存亡を以て心を易へず、或は賊に當  
 り、或は敵に死す、斯の如きの禮節、此の如きの立操、豈に懦弱の教を以て  
 せんや、云云、



第四 批判

素行率先して古學を唱道し、仁齋徂徠の先驅をなせりと雖も、其學説は  
 未だ積極的に成立せりと謂ふを得ず、彼れの卓見、聖學篇に於て窺ふべ  
 しと雖も、多くは宋明諸儒の説を破して直に洙泗の淵源に溯るべきを  
 主張するに過ぎずして、彼れ一家の學説として殊に紹介すべきものを  
 發見すること能はず、此點より之れを言へば、未だ仁齋徂徠に及ばざる  
 ものあるなり、且つ之れを考ふるに、素行が直に跡を孔子の聖に接せん  
 とする抱負の大は稱揚すべしと雖も、其宋明諸儒を攻撃すること頗る  
 酷に失するものあり、宋明の儒學は孔孟の儒學よりは、迥に發達し、一層  
 深遠なる旨趣を有するに至れり、其此の如くなるに至れるは、全く佛教  
 の影響を受けたるが爲めなり、佛教後漢の明帝の時支那に入りてより  
 次第に勢力を扶殖し、隋唐の世に至りて思想界の中心を席捲せり、千萬  
 群儒の中、唯一の韓退之あり、原道を作りて佛教を排すと雖も、赤手黄河



を支ふるが如し豈に其効を望むべけんや此の如くなれば佛教的思潮の反動早晚起り來たらざるべからず然るに事實は果して之れを證せり趙宋に至りて形勢一變し儒學大に興る然れども純然たる孔孟の儒學にあらざるなり宋儒多くは佛教を攻究し殆んど佛教を以て鄒魯の學を解するが如き痕迹あり畢竟彼等は儒佛二教を一洪鑪中に鎔鑄し學を解釋するが如き痕迹あり畢竟彼等は儒佛二教を一洪鑪中に鎔鑄し來たりて從來のよりの層發達せる儒教を主張せり其陽儒陰佛の的臭味を帯びて往々孔孟と同じからざるものあるを發見し是等宋學を盡く排斥して超然として獨り洙泗の淵源に溯らんことを企圖し二千歲不傳の統を得たりと主張せり其志や壯なりと雖も學に於て眼光の未だ透徹せざるものあるを見る何ぞや宋學が佛教的臭味を帯ぶればとて何故に非なるか素行固より佛教の出世間的なるを非とす故に其佛教的臭味を帯ぶるを非とするなり佛教が出世間的に偏するは不可なりとするも是れ亦世間的の元素を以て補充すべからざるにあら

ず且つ又其出世間的なることを外にせんか蓋し佛教の教義に於て取るべきものなきにあらざらず換言すれば佛教があらゆる點に於て誤れりど謂ふを得ざるなり抑學者の當に目的とすべきは眞理に歸するにあり苟も眞理の佛教中に存するあらば何ぞ佛教に拘はりて之れを捨つべけんや苟も非眞理の儒教中に存するあらば何ぞ儒教に拘はりて之れを取るべけんや要するに眞理を主眼とする以上は其佛教たると儒教たるとを問ふべきにあらざるなり

假令ひ儒教を崇奉するにしても専ら孔孟に限らんとすること必ずしも其當を得たるものと謂ふを得ず固より孔子の如き偉大なる人物は後世に求むべからずと雖も學として後世の學反りて孔子の優れり孔子の説く所詢に單純にして適切其躬行に益あるは疑なしと雖も學としては唯平坦明白なる名言佳句あるのみ深遠幽邃といふ點に於ては未だ老子にだも及ばずといふべきなりヘーゲル氏孔子の事を論じて曰く



吾人は孔子と其徒弟との問答書蓋し論語ならんを有す、其中に通俗的の道德あり、此の如きは吾人が如何なる國民中にも發見せざるはな、猶ほ是れに優れるものあり、是れ特に卓絶せるものにあらず、孔子は實踐的の世界的聖人なり、理論的哲學は吾人彼れに就いて毫も發見すること能はず、云云(Hegel, Geschichte der Philosophie, S. 139-140.)

ヘーゲル氏固より深く儒教を究明せず、粗末なる翻譯書により此斷案を下だすに過ぎずと雖も、亦恰も肯綮に中れる處あるなり、孔子の學は光明正大なり、然れども深遠幽邃は未だし、然るに宋儒は佛敎より得來たる所ある丈、其れ丈儒敎の旨趣を深遠幽邃にせり、是れ宋儒の儒敎に功ある所以なり、素行此の如き儒敎の發達を蔑如して、單純なる孔子の學に反らんとするもの、抑又人類思想の進化に對して逆行するもの、謂ふべきなり、蓋し孔子の學に反れば、固より直に單純なる原本的思想に接すべけれども、是れ餘りに孔子の人物に拘泥するものなり、孔子は儒敎の祖師なり、孔子によりて基礎を置かれたる儒敎は一代のもの

にあらざ、二千有餘年の久しきを経て發達せり、獨り原本の思想をのみ眞の儒敎と謂ふべきにあらず、發達し來たるものも亦儒敎なり、有形の孔子は當時已に死せり、然れども無形の孔子は儒敎といふ名稱を以て存續せり、宋儒は無形の孔子が當に爲すべき所を實行せしものに過ぎざるなり、素行が識見の卓拔なる尙ほ思ふて、此に至らざりしは惜むべしとなす、

素行は國體論に於て見るべきが如き日本主義を主張せり、思ふに當時の群儒、滔々として時流を逐ひ、自家の立脚點を忘れて、拜外を事とせり、此時に當り素行獨り我國體の宗とすべきを論破せり、其狀眞に孤鶴の雞群中に立つが如し、吉田松陰武敎講録(卷上)の中に論じて曰く、國恩の事に至りては、先師滿世の俗儒、外國を貴み、我邦を賤むる中に生れ、獨り卓然として異説を排し、上古神聖の道を窮め、中朝事實を撰ばれたる深意を考へて知るべし、

又曰く、



國<sup>△</sup>躰<sup>△</sup>と云ふは、神州<sup>△</sup>は神州<sup>△</sup>の躰<sup>△</sup>あり、異國<sup>△</sup>は異國<sup>△</sup>の躰<sup>△</sup>あり、異國<sup>△</sup>の書<sup>△</sup>を讀めば、兎角<sup>△</sup>異國<sup>△</sup>の事<sup>△</sup>のみを善<sup>△</sup>と思ひ、我國<sup>△</sup>をば却<sup>△</sup>て賤<sup>△</sup>みて、異國<sup>△</sup>を羨む<sup>△</sup>様に成<sup>△</sup>行くこと、學者<sup>△</sup>の通患<sup>△</sup>にて、是れ神州<sup>△</sup>の躰<sup>△</sup>は、異國<sup>△</sup>の躰<sup>△</sup>と異なる譯<sup>△</sup>を知らぬ故<sup>△</sup>なり、

是れ全く素行の旨意を敷衍するものなり、因りて又之れを考ふるに、徳川時代の初めと明治の今日とは頗る相似たるものあり、今日の學者、拜外の流風を免れ難きが如く、當時にありて獨立の思想を懷いて、軒昂凌厲、中流砥柱の擧に出でんこと、豈に容易なりとせんや、果して然らば、素行の識見決して尋凡ならざるものあるを知るべきなり、然れども吾人が素行の功績として最も稱揚すべきは、其武士道の鼓吹にあり、近來氣節の心漸く消磨するを慨し、往々武士道を説くものありと雖も、其言曾て素行に及ばざるは、何ぞや、新渡戸氏の Bushido を見るに、陽明學の武士道に關係あるを説き、素行に就いては一言の辨もなし、陽明學は徳川時代の初めに輸入せられたるものにて、武士道の發達には

何<sup>○</sup>等<sup>○</sup>の關<sup>○</sup>係<sup>○</sup>もなし、初<sup>○</sup>め<sup>○</sup>て陽明學を主張したる藤樹の如きは、特に武士道に貢獻したる所あるを見ず、之れに反して、素行は、武士道の權化なり、然るに其學は陽明にあらず、雷に陽明にあらずといふ而已ならず、痛く陽明を攻撃せり、武士道が王學より得來たる所ありとするもの、全く臆測にして、史的事實の徵すべきものあるにあらざるなり、然れども實行の決心に至りては、甚だ王學に類す、例へば、語類卷十二治談の下に顧命を論じて云く、

凡<sup>○</sup>そ<sup>○</sup>人<sup>○</sup>の<sup>○</sup>今<sup>○</sup>日<sup>○</sup>爲<sup>○</sup>す<sup>○</sup>所<sup>○</sup>の<sup>○</sup>言<sup>○</sup>行<sup>○</sup>、悉<sup>○</sup>く<sup>○</sup>後<sup>○</sup>の<sup>○</sup>教<sup>○</sup>戒<sup>○</sup>た<sup>○</sup>れば、假<sup>○</sup>令<sup>○</sup>ひ<sup>○</sup>命<sup>○</sup>終<sup>○</sup>に<sup>○</sup>臨<sup>○</sup>む<sup>○</sup>の<sup>○</sup>時<sup>○</sup>と<sup>○</sup>い<sup>○</sup>ふ<sup>○</sup>と、雖<sup>○</sup>も<sup>○</sup>別<sup>○</sup>に<sup>○</sup>何<sup>○</sup>事<sup>○</sup>を<sup>○</sup>か<sup>○</sup>云<sup>○</sup>ひ<sup>○</sup>置<sup>○</sup>き<sup>○</sup>、何<sup>○</sup>事<sup>○</sup>を<sup>○</sup>戒<sup>○</sup>と<sup>○</sup>す<sup>○</sup>べし<sup>○</sup>や、云<sup>○</sup>云<sup>○</sup>、平<sup>○</sup>生<sup>○</sup>の<sup>○</sup>云<sup>○</sup>ふ<sup>○</sup>所<sup>○</sup>行<sup>○</sup>ふ<sup>○</sup>所<sup>○</sup>爲<sup>○</sup>す<sup>○</sup>所<sup>○</sup>に<sup>○</sup>戒<sup>○</sup>む<sup>○</sup>る<sup>○</sup>所<sup>○</sup>、是<sup>○</sup>れ<sup>○</sup>各<sup>○</sup>遺<sup>○</sup>命<sup>○</sup>なり<sup>○</sup>、遺<sup>○</sup>言<sup>○</sup>なり<sup>○</sup>、又<sup>○</sup>云<sup>○</sup>く、

されば平生戒むる所教ふる所おろそかにして、死後に教戒あらんことを言へばとて、立つべき所聊もなし、云云ながら、跡の教戒は生前のならばしにあるべし、况や天下の大なる人情の變豫め計るべから



ず。義を以て正し。道を以て立たば。萬代以前。萬代以後に於ても。不易の遺命たるべし。云云。

此れに由りて之れを觀れば、其實行に篤き、王學者に優るとも、劣ることなし。若し能く其精神の存する所を執ふれば、平生の一言一行、悉く後人の法則たるを期すべしとするものにて、カント氏の純實踐的理性の法則に Handle so, dass die Maxime deines Willens jederzeit zugleich als Princip einer allgemeinen Gesetzgebung gelten könne と云へると其歸を同うす。蓋し、武士道も、王學も、其決心を固くして、之れが實行に敏なるもの、主として、禪より得來たるが如し、王學が、武士道の餘蘗にあらざるが如く、武士道も、亦、王學の後裔にあらざるなり、武士道の永く後人を裨益すべき點は、死生の間に於て其決心を促すにあり、武士道の形骸は、千八百六十九年封建制度の廢せられたると共に壞滅せしと雖も、其精神は尙ほ衆多の頭腦中に存續せり、然れども、武士道を學ぶべき方法に至りては、最早之れあらざるが故に、其精神も漸次に衰退するの傾向なしとせざるなり、世人が

滔々として浮靡輕佻に流れ、薄志弱行の徒となれる、其原因一ならずとするも、武士道の衰退亦其重大なるものなること疑なし、此時に當りて素行が、武教小學及び語類は、起死回生の靈藥とも謂ふべきか、新渡戸氏は武士道には何等の憲法もなしとして曰く、

Bushido, then, is the code of moral principles which the knights were required or instructed to observe. It is not a written code; at best it consists of a few maxims handed down from mouth to mouth or coming from the pen of some well-known warrior or savant.

鎌倉時代より素行に至るまでの武士道は、新渡戸氏の言ふ所の如し、然れども、武教小學及び語類の一たび成りてより、武士道は經書を得たるなり、吉田松陰の如きは曾て武教小學を論じて、先師の誠教具に存して此書にありと云ひて、深く此書を尙び、此書によりて得る所多きが如し、又松陰は武教小學の終篇たる總目錄を論じて曰く、

全部の歸宿する所を約説して篇首に置く者なり。孫子始計篇と全く



相表裏して古今數ある大文字なり、余を以て是れを窺へば、一篇の大學に比するに、更に着實該備を覺ゆ、云云、

松陰の推獎過當なるが如しと雖も、素行の著書は、蓋し此れに價するものなり、是故に苟も武士道を論ぜんとするもの、素行の著書を、度外視するを得ず、素行の著書は、武士道の憲法と稱するも、不可なるべき程に重要なるものなればなり、若し武士道の精神が日本將來の道徳を構成すべき一要素たるを思はば、素行の著書の今後益聲價を揚ぐべきものなること、復た論を俟たざるなり、



### 第五 素行關係書類

山鹿子由來記 稻葉則通著

素行先生實傳 齋藤時良著

山鹿誌一卷 津輕政方著

武教講錄二卷 吉田松陰著

史料原稿一卷

山鹿素行一卷 長田偶得著

此書は蒙華房發兌の偉人史叢中に收載せり、

先哲叢談後編(卷二) 東條琴臺著

近世叢語(卷四) 角田九華著

千載の松大河原長八著

鳩巢小説

武藝小傳(卷之一) 夏繁高著



武術流祖録

盈筐録

明良洪範〔卷之十一〕眞田增譽述

津輕舊記

安齋隨筆前編〔卷之十二〕

諸家人物志

近代名家著述目錄

日本名家人名詳傳〔卷之下〕

事實文編

江戸文學志畧内藤恥叟著

日本倫理史稿湯本武比古、石川岩吉共編

日本哲學要論有馬祐政著

大日本人名辭書

日本哲學思想之發達〔獨文〕井上哲次郎著

○其他諸雜誌に出でたるものは左の如し

山鹿素行日下寛

東亞學會雜誌第一編第九號乃至第十一號及び第二編第一號乃至第四號にあり、

山鹿素行と赤穂四十七士長田偶得

太陽第三卷第十三號乃至第十四號にあり、

同紅於生

教育學術界第四卷第五號にあり、

山鹿素行に就いて外崎覺

武士時代第一卷第三號にあり

○武士道に關する書類は

藤樹先生文武問答一卷

武訓二卷貝原益軒著

武道初心集三卷大導寺友山



- 士道要論一卷 齋藤拙堂  
 兵要録廿二卷 長沼澹齋  
 尙武論一卷 中村元恒著  
 武士道(英文)新渡戸稻造著  
 江戸時代の武士 瓜生喬著  
 禪と武士道 足立栗園 ○禪宗第六十二號以下にあり、  
 武士道 松本愛重 ○東洋哲學第四編  
 武士の用意 三内藤聡叟 ○皇典講究所講演第六十  
 武士道對快樂說 六合雜誌第七十一號  
 武士道 松本愛重 ○皇典講究所講演第八十八  
 尙武の風 第九十號及三郎 ○皇典講究所講演  
 武術の源流 小宮山綏介 ○皇典講究所講演第百  
 武士道 細川潤次郎 ○學士會院雜  
 武士道に就て 宮田脩 ○西倫理會  
 講演集第四輯にあり、

武士道と將來の道德 井上哲次郎 ○教育公報

異軒論文二集

武士道 北澤定吉 ○日本濟美會雜誌

武士道 戸川殘花 ○警世第十七號

武士道發達史 足立栗園著

武士道一卷 井上哲次郎 講話 ○兵事雜誌社發行

武士道一卷 山岡鐵舟著

武士道之女性一卷 川崎安民著

文明之武士一卷 リギヨル著

武士時代雜誌 ○戸川殘花發行

日本武士道一卷 三上禮治著





伊藤仁齋之肖像



吾儕蟲蠹の微と雖も、武道を講究して、其時を待  
たんには、天地神明などか、其心を照覽し給はざ  
らめや、子孫の教戒は云ふ迄もなきことなり、  
推して宗族郷里の子弟に至るまで、吾丹心精血  
を瀝いで、其肺腑に徹し、其天性の良智を感發せ  
しめ、彌次ぎに繼ぎ繼ぎて、千萬世絶ゆることな  
くせざるべけんや、

吉田 松陰



## 第二編 伊藤仁齋及び仁齋學派

### 第一章 伊藤仁齋

#### 第一 事蹟

古學派は山鹿素行、伊藤仁齋、物徂徠の三氏によりて代表せらる、素行は武士道を以て秀で、仁齋は道德を以て勝れ、徂徠は文章を以て顯はれ、三人三様の特色あり、素行の事蹟、學問等は已に之れを叙述せり、是れより仁齋を以て研究の題目とせん、因りて先づ其事蹟いかんを明かにせん、仁齋姓は伊藤氏、名は維楨、字は源佐、仁齋と號し、又古義堂と號す、居る所の堂の前に海棠一株あるによりて又棠隱とも號す、書を讀むの室を名づけて誠脩といふ、門人私に諡して古學先生と稱す、京都の人なり、其先世、泉州堺に住す、祖父の了慶、長澤氏てふもの、攝州尼崎に住す、曾祖父了雪の家に養はれて改めて伊藤氏を冒す、尤



龜天正の間、攝泉二州の間、大に亂れ、閭里靖からざるを以て、遂に京師に遷り、近衛の南堀河の東街(今の東堀川下立賣上る)に住す、父名は長勝、材木を鬻ぐを以て業となし、長澤屋七右衛門と稱す、母は里村氏、男三人あり、仁齋は即ち其長男なり、仁齋寛永四年七月二十日を以て堀河の宅に生まる、幼にして深沈競はず、尋常兒子に異なるものあり、十一歳にして初めて師に就いて大學を讀み、治國平天下の章に至りて曰く、今の世亦此の如き事を知るものあらんや」と、既にして又詩を作るに、往々凡ならず人をして驚嘆せしむ、十九歳の時父に従ひて琵琶湖に遊び、詩を賦す云く、

古來云此水、一夜作平湖、俗說尤難信、世傳詎亦迂、百川流不已、萬谷滿相扶、天下滔々者、應憐異教趨。

又園城寺の絶頂に登り賦して云く、  
山行六七里、往到香冥中、船遠間々去、天長漠々空、嶺環邨落北、湖際寺門東、男子莫空死、請看神禹功。

是等の作皆長老の爲めに記誦せらると云ふ、彼れ青年にして已に此の

如き文字あり、其才の美なる推して知るべきなり、又其句に「男子莫空死、請看神禹功」と云へるを以て之れを觀れば、其志の大なる亦以て想見するに足る、時に彼れ又延平答問を讀み、反覆講究、紙爲めに爛敗するに至る、敬齋記(文集卷之一)に云く、

幸に嘗て延平先生の書、文公小學の書を讀んで始めて大に感悟す、是に於て平生の志沛然として能く禦くことなし、遂に定まりて之れを信ずること益篤く、之れを積むこと益久しく、一旦融然として利祿の念、功名の志、盡く懐に忘るゝことを得たり、且つ自ら以爲く、世を遯れて知られずして悔いざるもの、固より學者の常分なり、聖人豈に遠からんや、是に於て益自ら量らず、斯道を以て已れが任となす。

彼れ是れより心を伊洛の學に用ひ、専ら性理大全、朱子語類等の書を讀み、日夕研磨、其精奥に至る、乃ち無極吟を作りて云く、

本○未○曾○生○豈○又○死○悠○々○蓋○壤○共○吾○身○有○人○若○問○斯○心○妙○無○極○一○圖○是○箇○眞○時○に○心○學○原○論○太○極○論○及○び○性○善○論○の○三○篇○を○作○る○皆○一○代○の○大○文○字○な○り○載



せて古學先生文集卷之二にあり、仁齋が是等の文を作りしは、實に其二十八九歳の時なりき、彼れ又其居る所の室を誠脩と名づけて以て自ら警む、然るに俄にして羸疾に罹り、驚悸寧<sup>や</sup>からざるもの、殆んど十年に及ぶ、其間唯、首を俯し几に凭るのみにて、曾て門庭を出でざるを以て、里人多くは彼れが面を識らず、其共に語る所のものは、井上養白一人のみ、初め仁齋が句讀を習ふ時已に儒を以て一世に傑出せんと

(子)養白は丹州保津の人、醫を以て業となす、天資滑稽にして機辨あり、事蹟は先游傳に見ゆ、

欲するの志あり、稍、長するに及んで堅苦自勵み、而立の歳に近づくに従ひ、造詣する所漸く深からんとするに當りて羸疾に罹れること、彼れに取りて實に一大災厄たりしに相違なし、然るに尙ほ他に彼れが進路を妨げんとするものありき、彼れが家本と商賈にして親族亦道學の貴きを知らず、彼れが志を以て利を得るに迂なりとなして皆之れを沮<sup>は</sup>んで曰く、學問は是れ彼邦の事なり、此邦にありては、固より無用に屬す、假令ひ之れを能くするも、售れ易からず、醫をなして生産をなさんには若か

すと、督促甚だ苛なり、仁齋從はず、是時に當りて家日に衰微して底止する所なからんとす、是を以て其志を沮むもの愈、止まず、然るに仁齋の志確乎として變せず、千辛萬苦を経て始めて其志の如くするを得たり、送片岡宗純還柳川序に當時の狀況を述べて云く、

今の俗、皆醫を貴ぶことを知りて、儒を貴ぶことを知らず、其學をなすことを知るもの、亦皆醫の計の爲めのみ、吾れ嘗て十五六歳の時、學を好み、始めて古先聖賢の道に志あり、然り而して親戚朋友儒の售れざるを以て、皆曰く、醫をなすこと利ありと、然れども吾耳聞かざるが若くにして、應せず、之れを諫むるもの止まず、之れを攻むるもの衰へず、親老い家貧しく、年長じ計違ふに至りて、義を引き禮に據り、益其養を顧みざるを責む、理屈し詞窮して、伴り應ずるもの亦しばしば、時に我從祖播州より來たる、往いて之れを見るに、拒んで納れず、蓋し吾業を改めざるを怒るなり、親戚傍より之れを解して後、始めて見ることを得たり、我れを愛すること愈、深きものは、我れを攻むること愈、力む、其



苦楚の狀猶ほ囚徒の訊に就くがごときなり。箠楚前にあり、吏卒傍にあり、迫促訊問、應せざることを能はず。然り而して吾學を好むの篤き、志を守るの堅きを以てして、而して後今に到ることを得たり。云云。

仁齋の門人並河天民曾て謂へるあり、曰く、我邦にありては儒者の恒祿なきもの、宜しく醫者を兼ねべし、偏に儒者を以て居れば、家産支へ難く、或は終に其志を固うすること能はざるなり」と。是れに因りて天民の門人中往々儒者にして醫者を兼ねるものありと云ふ。蓋し當時にありては、單に儒者を以て家を成さんこと頗る困難なりしならん。然れども仁齋は、儒醫辨を作り、大に儒者にして醫者を兼ねること

(リ)古學先生文集 卷之三の初めに 見ゆ。

との非を論じ、醫にして儒に志すは可なり、儒を援いて醫に入らんと欲するは不可なり」と。喝破し、氣燄當るべからざるものあり。彼れ此の如き抱負あり、故に百難を排して所志を貫くの舉に出でたり。彼れ乃ち宅を仲弟に附して自ら松下巷に別居して専ら書を読み、間、之れを佛老の教に求む。嘗て白骨觀の法を修するに、之れを久うして

山川城郭、悉く空想を現するを覺ゆ、既にして其是にあらざるを悟りて、全く之れを廢せり。

寛文二年京師地震あるに及んで遂に復た己れが家に還る。是れより先き彼れ宋儒性理の説、孔孟の學に乖くに疑あり、參伍出入、沈吟年あり、是に至りて恍然として自得し、略所信を確定するを得たり。乃ち謂へらく、大學の書は、孔氏の遺書にあらず、又明鏡止水、冲漠無朕、體用理氣等の説は、皆佛老の緒餘にして、聖人の旨にあらざるなりと。是に於てか始めて門戸を開いて生徒を教授し、其塾を古義堂と稱す。來たりて學ぶもの少しとせず、信するものは、以て問世の偉人となし、疑ふものは、以て陸王の餘説となし、毀譽褒貶、紛々として起ると雖も、彼れ恬として顧みず。専ら往を繼ぎ、來を開くを以て自ら任ず。時に年三十七八、東涯の古學行狀には、三十六とあれども、仁齋が「讀予舊稿」文集卷之六の文によれば、三十七八にして始めて其學を一變せること疑なし。先哲叢語卷之四に及年三十七八、始出「己見」といふもの、蓋し當れり。仁齋年三十七八を経て始めて



論孟古義及び中庸發揮を草定す、古學の鼓吹、是に於てか其端緒を開く、  
 彼れ又同志會を設け、孔子の像を北壁に掛け、鞠躬して拜を致し、退いて經書を講じ、互に過失を規し、人物を品評し、以て名節を砥勵するの一端となし、或は私に策問を設けて諸生を試み、又論題を與へて文を課し、毎月以て例となす、其誘掖指導する所の法、至らざるなし、此時後徳大寺藤公、學を好み、時々京都の諸儒を集め、其れをして相討論せしめて、其定説いかんを聽く、仁齋も亦召されて列にあり、諸儒皆初め低聲氣を下だして辨説すれども、其各相容れられざるに及んで、互に相舐排して喧囂已まず、仁齋獨り坦夷溫恭、終始一の如し、是を以て衆皆竟に其徳に歸すと云ふ、

延寶元年五月京師大火ありて、仁齋亦其災に遭ひ、百物蕩燼す、彼れ他物を顧みず、唯古義一部を携へて逃れ、京極方恩寺に僑居す、是れより先き、母膈噎を憂ふ、仁齋奉養至らざるなし、引いて三年に至る、時に肥後侯(細

川越中守祿千石を以て之れを招く、然れども侍養人なきを以て之れを辭す、又文會雜記卷之一上に云く、

仁齋を紀州より千石にて召されける時、辭してゆかず、中々外へ奉公は仕らじ、但し祿多少によらず、少しのことなりとも國政を御相談成され候はゞ參るべしと、紀州侯へ辭せられしとなり、大志觀るべきなり、

是れ彼れが何歳の頃の事なりやを知らずと雖も、兎に角彼れが一生何人にも仕へず、民間の一儒者を以て終りしが如き、亦當時に一異彩を放つの看なしとせざるなり、

是歲母遂に僑居に瞑す、瞑するに臨んで合掌禮をなして彼れに其孝養の厚きを謝せりと云ふ、此れに由りて之れを觀れば、仁齋の人となり推して以て知るべきなり、明年九月父長勝亦卒す、僅々二年の間に怙恃共に失ふ、仁齋乃ち喪に服すること前後通じて凡そ四年なりといふ、除服の日よめる歌に云く、



三年とて、定めしほどの、限りあれば、けふぬぎすつる、ふじ衣かな  
内藤恥叟の江戸文學志略に云く、

按ずるに、我邦父の爲めに三年の喪を服する者、紀の夏井を以て始め  
とし、吏部玉(重明親王)之れに次ぐ、天子には後村上天皇父皇の爲めに諒闇  
三年にして、當時右大將長親、君父の爲めに三年の喪を服す、厚しと云  
ふべし、爾來降りて戰國となり、海内離亂、東照公の起るに及んで、大に  
倫理の教を明かにし、野中傳右衛門土佐の國老を以て、三年の喪を服  
す、其士人亦正禮を行ふ者多し、京師に川井正直なる者あり、亦三年の  
喪を行ふ、事孝子傳に見ゆ、慶安中の事なり、是に至りて伊藤維楨又三  
年の喪を執る、人其存を稱す、

延寶四年服除く、十月始めて論語を開講し、是れより毎月三八日を定め  
て、論孟中庸の三書を講述し、反覆輕環終りて復た終まり、傍ら易大學、近  
思錄等の書に及ぶ、此の如くにして教授倦まざるもの、四十餘年、講すれ  
ば必ず直に主意を明かにし、問、己れが所見を述べて務めて、學者受用の

地をなさんことを期し、末義の如きは之れを研究せず、其聖賢の言を述  
ぶること恰も己れが言を述ぶるが如く、熟達至らずといふことなし、而  
して其聲調は自然其儘にして、些の裝飾を加へず、故に聴くもの、反りて  
警發する所多し、仁齋曾て論じて曰く、

儒者の學、最も闇昧を忌む、其道を論じ、經を解す、須く是れ明白端的に  
して、十字街頭にありて、白日事をなすが若くなるべし、一毫も人を瞞  
し得ずして、方に可なり、切に傳會すべからず、穿鑿すべからず、假借す  
べからず、遷就すべからず、尤も回護して、其短を掩ふを忌む、又粧點し  
て、人をして悦ばしむるを戒む、云云(仁齋日札)

仁齋の名望日に高く、遠邇に達し來たり學ぶもの愈多く、其數凡そ三千  
餘人の多きに及べり、東涯の盍簪錄卷之二に云く、

先人生徒を教授する、四十餘年、諸州の人、國として至らざるなし、唯、飛  
彈佐渡壹岐等二三州の人、僻遠にして著録せず、及門執謁の士殆んど  
千を以て數ふ、



門人の中最も著名なりしは、東涯蘭嶋の外並河天民、中江岷山、北村篤所、小河立所等の諸氏なりき、仁齋寛永二年痢を病み、三月十二日を以て家に卒す、享年七十有九、洛西小倉山二尊院に葬る、彼れ初め緒方氏を娶り、後、瀬崎氏を娶り、五男三女あり、長胤、長英、長衡、長準、長堅、是れを其五男となす、(以上叙述する所主として、東涯の古學先生行狀による、)仁齋曾て堀川の邸内に祠堂を立て、祖先を祭る、今尙ほ仁齋の子孫あり、堀川に住し、元との祠堂と同一の祠堂を立て、仁齋東涯等を併せて之れを祭る、其式皆文公家禮によるといふ、

仁齋風格清貴にして、容止觀るべし、所司代之れに路に遇へば、以て王公となし、乃ち馬より下りて歩す、近衛關白常に稱して曰く、仁齋先生は大納言以上の人品なり」と、仁齋の性行又稱揚すべきもの少しとせず、東涯其性行を述べて云く、

性資寛厚和緩、人其疾言遽色を見ず、城府を設けず、邊幅を修めず、未だ嘗て古怪迂僻矯激の行をなして、以て駭異を取らず、人少長となく之

れに接するに、誠を以てし、厭怠の色なし、其大義の關する所に及んでは、之れを誘ふに、萬鍾を以てすと雖も、奪ふべからざるなり、

蓋し是れ事實にして、決して父徳を誇張するものにあらず、先哲叢談卷之四に云く、

大高坂清介適從録を著はし、以て仁齋を駁す、弟子持ち來たりて之れを眎して曰く、先生之れが辨を作れと、仁齋笑ふて言はず、弟子曰く、人書を著はして以て恣まゝに己れを議す、苟くも辭塞がらすんば、豈に黙して止むべけんや、先生にして答へずんば、請ふ余れ代りて之を折かんと、仁齋曰く、君子は争ふ所なし、如し彼れ果して是に我れ果して非ならば、彼れ我れに於て益友たり、如し我れ果して是に彼れ果して非ならば、他日彼れ其學長進せば、當に自ら之れを知るべし、小子宜しく深く戒むべし、學をなすの要は、唯虚心平氣、己れが爲めにするを以て先となす、何ぞ彼れを毀り我れを立て、徒らに茲の多口を増さん、

唯、此一事によりて彼れが襟度の宏量を知るべし、カント氏の如き、ダ―



ウキン氏の如き、皆駁撃せらるゝこと尋常ならざりしも、泰然として自ら守り、敢て自ら紛々擾々たる辨難の旋渦中に投せざりき、殊にダーウキン氏は自白して曰く、「余は自ら論難を避けたることを喜ぶ、是れチャールズ氏が多年前余が地質學上の書に就いて決して論難中に捲込まるべからざること、痛く忠告せしによる、論難は善をなすこと、殆んど稀にして、時間と性氣を費やすこと甚だしければなり」(Life and Letters of Charles Darwin, V. LP.89.)と、自家の學說を辨護せんが爲めに一々駁者と論難せんは、餘りに細心小膽なり、獨逸語に所謂 Kleinlich なり、是れ小人の所爲にして、大人君子の志にあらず、然れども君子は争ふ所なしと云ふべきにあらず、君子は争ふ所あるべく、又争ふ所なかるべきものなり、學術に關し、道義に關し、争はざるべからざるものある時は、整々堂々と争ふを要するなり、仁齋の如きも、宋學を排斥して古學を主張す、是れ争ふ所あるものなり、然れども妄りに争ふべからず、妄りに争はゞ、徒らに茲の多口を増さんこと、仁齋の言ふ所の如し、湯淺常山の文會雜記卷之

一上に云く

君修の同家中の人仁齋にあひたりし人の云ひしは、仁齋は何となく一所に居りたき人なり、されども太山の如くにて中々動かし難き人と思はるゝなり、

又卷之二下に云く、

春臺云く、東涯は至りて温厚なる人なり、仁齋もしかなり、但仁齋の眸子の明かなること所謂眼光射人なり、學問にねりつめて徳をなしたる人と覺ゆ、定めて圭角ありたる人ならめ、随分やはらかなる人なれども、極めて英氣ある人なりと語られたるとなり、春臺も深く仁齋には心服なり、

太宰春臺が仁齋に心服せしは、文會雜記に言ふ所の如し、春臺本と徂徠門下にありて、矯々たるもの、彼れが如何に徂徠と仁齋とを對照せしかを見ん、紫芝園漫筆卷之四に云く、

伊仁齋は豪傑の士なり、所謂文王を待たずして作るものなり、物先生



も亦豪傑の士なり、然れども伊氏に後れて出づ、故に其學、伊氏に本づかずと雖も、伊氏を以て嚆矢となさざる能はざるなり、

又云く、

仁齋及ぶべからざるもの三あり、學、師傳に由らざる一なり、仕へざる二なり、子東涯ある三なり、物先生此に一あらず、

徂徠に東涯の如き子なきは、春臺が言ふ所の如し、然れども師傳あるにあらざるは、獨り仁齋のみならず、徂徠も亦然り、又仕ふると仕へざるとは、以て優劣をなすに足らず、道徳を實行することが、主眼とならば、仕ふるも可なり、仕へざるも可なり、孔孟も仕ふることを求めたるにあらずや、春臺が是れを思はずして、徂徠を論ぜしは、未だ的確なりと謂ふべからず、又卷之六に云く、

或る人問ふ、仁齋と徂徠と孰れか愈れりと、曰く、仁齋の學、徂徠の學に及ばず、徂徠の才、尤も仁齋の企て及ぶ所にあらざるなり、識の若きは仁齋實に之れが嚆矢たり、徂徠超乗して上ると雖も、所謂青藍に出づ

るものなり、其人を教ふる所以に至りては、仁齋は君子を以て人に望み、徂徠は豪傑を以て人に望む、是れ二先生の風同じからず、猶ほ馬援稱する所、伯高季良の異なるがごときなり、二先生を學ぶもの、其得失亦猶ほ是のごときなり、

又卷之八に云く

徂徠先生謂く、仁齋先生奇を好むと、余より之れを觀れば、徂徠の奇を好むこと、仁齋より甚だし、古人の所謂尤めて之れに效ふもの、夫子あり、

近世叢語卷四に云く

或る人太宰春臺に問ふ、曰く、伊藤仁齋は如何なる人ぞ、春臺曰く、其貌を觀るや、恭、其言を聽くや、從、君子人なり、

又云く、

太宰春臺曰く、伊藤仁齋の書を讀むや、慧眼了々、紙上に洞徹す、所謂眼光一人なり、



春臺は徂徠門下にあり、而して徂徠と仁齋とは各々學派を成して相對立し、殆んど天下を二分にせんとするの狀あり、然るに此れに拘はらず、春臺反りて仁齋の人物性行を欽慕すること洵に深からずとせず、乃ち知る仁齋の德行は、反對派と雖も、之れを認容せざるを得ざるまでに、勢力を及ぼせるを、是を以て徂徠彼れ自身の如きも、百方仁齋を攻撃するに拘はらず、竊に仁齋の道德の高きを認容せり、彼れ常に自ら曰く、熊澤の知伊藤の行之れに加ふるに、我れの學を以てせば、東海始めて一の聖人を出ださん、

獨り道德のみならず、學問に於ても亦仁齋は、徂徠の推尊する所なりき、徂徠嘗て當時の人物を論じて曰く、

人才は熊澤了介、學問は伊藤仁齋、餘子は碌々數ふるに足らざるなり、乃ち知る、徂徠の眼中には、唯、蕃山仁齋の二人ありしのみなるを、祇南海は木門の高足にして、固より仁齋と其派を異にす、然れども其送高生序（南海先生集卷之五）に云く、

世に語孟字義の書あるを聞き、索めて之れを讀む、是に於て始めて京師に伊藤君なるものあるを知る、予固より茲に拘はりて一たび接見すること能はずと雖も、苟も其書を觀れば、則ち其人となりを知るべきなり、夫の至言要言を觀、聖賢を左右にし、以て邪説を鞭撻し、奮然靡を把りて世の爲めに先登するもの、昭々として筆端に見はれ、人をし驚見せしむ、猶ほ景星卿雲の仰ぐべくして企つべからざるがごときなり、嗚呼、是れ豈に今の人ならんや、抑、古の所謂超然獨立する者なるか、

湯淺常山も亦仁齋を論じて曰く、

古學先生は、宋後數百年、理學滔々たりし中より出で、獨得の識を發せられしは、日本文運啓行の嚆矢を射られしと稱すべし、

朱舜水の如きは、仁齋を稱揚して、學問文章、日本翹楚と云ひ、永富獨嘯菴の如きは、仁齋を以て偃武以來四豪傑の一人となせり、島田博士又曰く、仁齋の學説には、大に得るものあり、大に失ふものあり、瑕瑜互に出で



醇駁同じからずと雖も、要するに超邁の才識を抱き、加ふるに多年研鑽の功を以てし、遂に當時の學者簡に就き、陋に安ずるの弊習を破り、學術上進歩の路を開きしは、眞に豪傑の士と云ふべし。(哲學雜誌)

諸家の推尊至れりと謂ふべし、然れども、貝原益軒の如きは、未だ仁齋に慊焉たらざるものあり、其五井持軒に與ふる書(出雲松江三島佐次右衛門所藏)に京都の學術を論じて云く、

京都學術如何存候やと被仰越候總て京都學者の風俗不好候、各比黨候上、一己の見を立て候て、相與に商量仕歸一の工夫無御座、我を立てたる迄と見え申候、山崎氏傲滿驕夸の人にて候を、其徒其尤に倣ひ候て、夸高妄議、古人且遍非今世、只我而已、自好自夸申候、去とては凶徳の至、不可過之候、伊藤氏門人亦阿其所好、妄議先正、方不知其量と聞え申候、又別に一派朱學の徒は、是れ亦自ら是とし、好名譽、背風俗候て、人の耳目を驚かし申、過當の事色々有之候、左候ては儒術と申物は、一向人情に遠く、時俗に背き候て、からの様に日本を仕替候様、世俗存候ては、

却て道の害にも成り可申候、古人の語に士大夫欲務道學之實、不欲務道學之名と有之、尤の事にて御座候、折角學を務め候ても、爲名仕候は無用の事にて御座候、凡そ爲學は非別之事候、爲知道に候、右の學風惡きも、皆無知道之工夫、只聖經の訓話のみにて止み申候、山崎伊藤其外當時の朱學者などの學も、皆訓話の學好名、徒にて非爲知道候、是れ皆明の一字不足故と存候、知明候へば、か様の蔽惑も有之間敷候、爲道に仕候學には、人我に私己と有御座間敷候、道理と申物は、無偏無黨にて平正公共の事にて候、云云、

益軒は闇齋仁齋等の各門戸を張りて、學派の別を成し、黨同伐異の弊を生ずるを非とするなり、敢て學派を成すことを試みざる益軒にして此の如きの論あり、是れ其有力なる打撃たる所以なり、然れども、彼れ闇齋仁齋等の學を訓話の學とし、又彼等を名を好むの徒とし、其學をなすは、道を知るが爲めにあらずとするは、決して事實にあらず、是れ全く益軒の失言惜みても餘ありと謂ふべし、近世叢語卷之五に、貝原益軒與五井



持軒書言、伊藤仁齋執拗偏見、似郝京山矣、と蓋し前に挙げたる書東の旨意を傳へたるならん、思ふに、執拗偏見の四字、未だ全く仁齋に適切ならずと謂ふを得ず、例へば大學定本の如き、頗る執拗偏見に類する所あるが如し、板倉勝明が益軒の言を以て確論とするもの、故なきにあらざるなり、(甘雨亭叢書伊藤仁齋生先傳)尾藤二洲が素餐錄にも亦云く、

余仁齋の言を看て、義理の明かにし難きを知る、渠れ程朱の書に於て讀まざるにあらざるなり、唯、其れ偏執自ら信ず、乃ち後の悖謬を致すこと、是の如し、學者此に於て察せざれば、仁齋たらざるもの幾んど希なり、

是れ固より仁齋に對する側面觀なりと雖も、亦當れる所なきにあらざるなり、或は又學派の異なるが爲めに痛く仁齋を訾るものもありたり、常山樓筆餘に云く、

室師禮が駿臺雜話を見るに、仁齋を誹らるゝ事甚し、但仁齋の書を秋毫の末も見たるにあらず、唯、理學を論ずといふを聞て、目を瞋らして、

惡聲を出ださるゝなり、淺ましき人物なり、云云、

仁齋が比隣義井を浚ふるに當り、衆と共に綆を執りて其勞を分つを辭せざるが如き、節分の夜、炒豆を散じて、福は内、鬼は外と呼び、世俗の風習に違はざるが如き、又梵刹を過ぎりて佛を見れば即ち拜し、敢て之れを侮蔑せざるが如き、皆其特更に奇僻の行をなさず、反りて平生衆と調和して行くの心あるを(ル)是等の事皆先哲叢談卷之四、日本儒林譚卷上、閑敢餘錄卷之下等に見ゆ、

知るべきなり、東涯が其性行を述べて、未だ曾て古怪迂僻矯激の行をなして、以て駭異を取らずと云へるは、蓋し是等の點に就いて徴すべきならん、

仁齋は詩を作り、歌を作り、常に字を書することを好み、毎旦蚤に起き、先づ几に憑り、數紙を亂書せり、若し天氣明媚の候に遇へば、子弟輩數人を拉へ、逍遙吟詠して歸る、仁齋酒量多からず、新年の作に

平生不善飲、一盞即醺然、

と云ひ、又遊鷹峰蕉窓主人別業の詩に



酒不能多嗜三蕉聊醺然、

と云へり、以て其平素を推知すべし、仁齋赤貧洗ふが如し、然れども毫も意に介せず、孜孜として勤むる所唯講學の一事あるのみ、彼れ自ら曰く、於好學一事雖聖人亦不敢讓焉、送浮屠道香師序と、蓋し誇言にあらざるなり、先哲叢談に左の一節あり、云く、

仁齋家故と赤貧、歲暮糶資を買ふこと能はず、亦曠然として以て意とせず、妻踞づき進んで曰く、家道有鞠妾未だ嘗て堪へずとなさず、而して獨り其忍ぶべからざるものは、孺子原藏未だ貧の何の物たるを解せず、人家に盜あるを羨み、連求して已まず、妾口能く之れを譙呵すと雖も、腸爲めに斷絶す、言ひ訖りて泣下る、仁齋几に隠り、書を閱し、一言之れが答をなさず、直に其著くる所の外套を卸して以て妻に授く、仁齋の交遊する所井上養白の外數多の人あり、皆先游傳に見ゆ、彼れ安東省菴と書信を往復し、又宇都宮通菴と知友たり、物徂徠嘗て仁齋に書を送れるも、彼れ何故か報せず、是を以て二人の間嘗て交誼あるなし、仁

齋又嘗て一たび貝原益軒と相會せしも、意見相合はざるを以て遂に締交するに至らず、東涯曰く、

前時海の西、二巨儒あり、曰く、省菴先生曰く、損軒先生(益軒の事)先人の省菴子に於けるや、未だ面を識らずと雖も、竿牘往來、毎に相推重す、損軒子に於けるや、嘗て一摺紳家に相會して、而して道契せず、(紹述先生文集卷之十五)

仁齋古人に於ては最も范文正公、程明道、許魯齋の三人を景慕せり、刻魯齋心法序に云く、

予古今の人物に於て三大賢を得たり、宋の明道程先生なり、范文正公なり、元の魯齋許先生なり、夫の賢者の世に表々たるものを觀るに、博學文章、才節行義、固より其人に乏しからず、惟實徳を難しとす、蓋し實學ありて、而して後實徳あり、實徳あれば、實材隨ふ、云云、

蓋し其實學あり、實徳ありて、後世に赫奕たる所を取るものなり、仁齋多く旅行せず、曾て大坂に遊び、遊攝州記を作れり、又近江の水口に



至り、出洛十餘里云々の詩あり、其他僅に奈良及び丹波の保津ホヅに赴きたることあるのみ、彼れはキヨニヒスベルヒ府の大哲者の如く、一生郷里以外に出でざりしと云ふにあらざれども、亦殆んど郷里の生活より外は知らざりき、

仁齋の一生を瞥見するに、一世の師範を以て自ら任じ、卓として群儒の表に抜くの態度、整々堂々、眞に曠世の偉人と稱するに足る、仁齋は句讀の師はありしと雖も、學說に於ては何等の師傳もなし、答安東省菴書に「若僕者學無眞師」と云ふは、之れが爲めに、全く素行と同じく、然かも彼れと殆んど同時に古學を主張せしは、其獨創の見に出づるなり、仁齋は北村可昌が碣銘に「先生高尚、不近利名」と云へるが如く、心念極めて高潔にして、殆んど迂濶なるまでに、當時の汚俗に接せざりき、彼れは蚤に其負擔すべき自然の任務あることを了知し、此任務を果さんとの志を立て、如何なる周圍の困難をも意とせざりき、彼れは甚しき窮乏の爲めに絶えて動搖するが如きことなかりき、彼れの志を沮碍するものあるに

拘はらず、毫も其所信を曲げざりき、彼れ十年の羸疾の爲めに屈することなく、歳を経るに従ひ、愈研鑽の功を積みたりき、然るに是等の困難を外にして、尙ほ彼れが操行を試みるに足るものありき、何ぞや、是れ他なし、彼れが聲譽を蠹毒せんとする悪言なり、名聲の揚る處、必ず悪言の起るあり、是れ古今の常なり、彼れも亦此災を免るゝと能はざりき、年山紀聞卷五に云く、

爲章山安藤名は弟子の數にはあらざりしかども、過し年その講説を聞き、人品をも知りたり、物やはらかに愛相よく謙退ふかく、まことに君子とはかやうの人なるべしとおぼえ侍り、されど程朱の學風をきらひて、みづからの見識を立てたれば、世の人にくきものにおもひける、例へば新蘆面命に左の如き記事あり云く、

太田藤九郎殿物語被申候は、近年伊藤源助仁齋紀州様へ書簡をさし上候、天無二日と申候、日本にては二の日はあり、是れによりて號令一ならず、宜しく帝位を將軍御踐みなされ、天子を大和公に封じなざるゝ



様にと申上候、紀州様殊の外御怒りなされ、簡様なる妄言、江戸へ申上候はば死刑にも可被仰付候、然れども御慈悲を以て黙止なされ候間、以來かやうの事筆は申すに及ばず、口にも吐き申すまじき旨御制戒なされ候、

是れ全く誣妄なり、仁齋詩あり、云く、神皇正統億萬歲、一姓相傳日月光、市井小臣嘗竊祝、願教文教勝虞唐と、又寄道祝の歌あり、云く、

我國の人のこゝろを種とせるこの道のみぞよくにたえせじ、

又論語古義卷之五(右)に云く、吾太祖開國元年實丁周惠王十七年到、今君臣相傳綿々不絶、尊之如天、敬之如神、實中國之所不及、夫子之欲去華而居夷、亦有由也、此れに由りて仁齋が毫も皇室に對して不敬の念ありしにあらざるを知るべきなり、仁齋が新年作に、近歲増多口、是非埃聖賢と云ふも、讒誣の四方に起るを歌ふなり、然れども如何なる波旬も彼れが志を奪ふこと能はざりき、嘗て壁に題して云く、

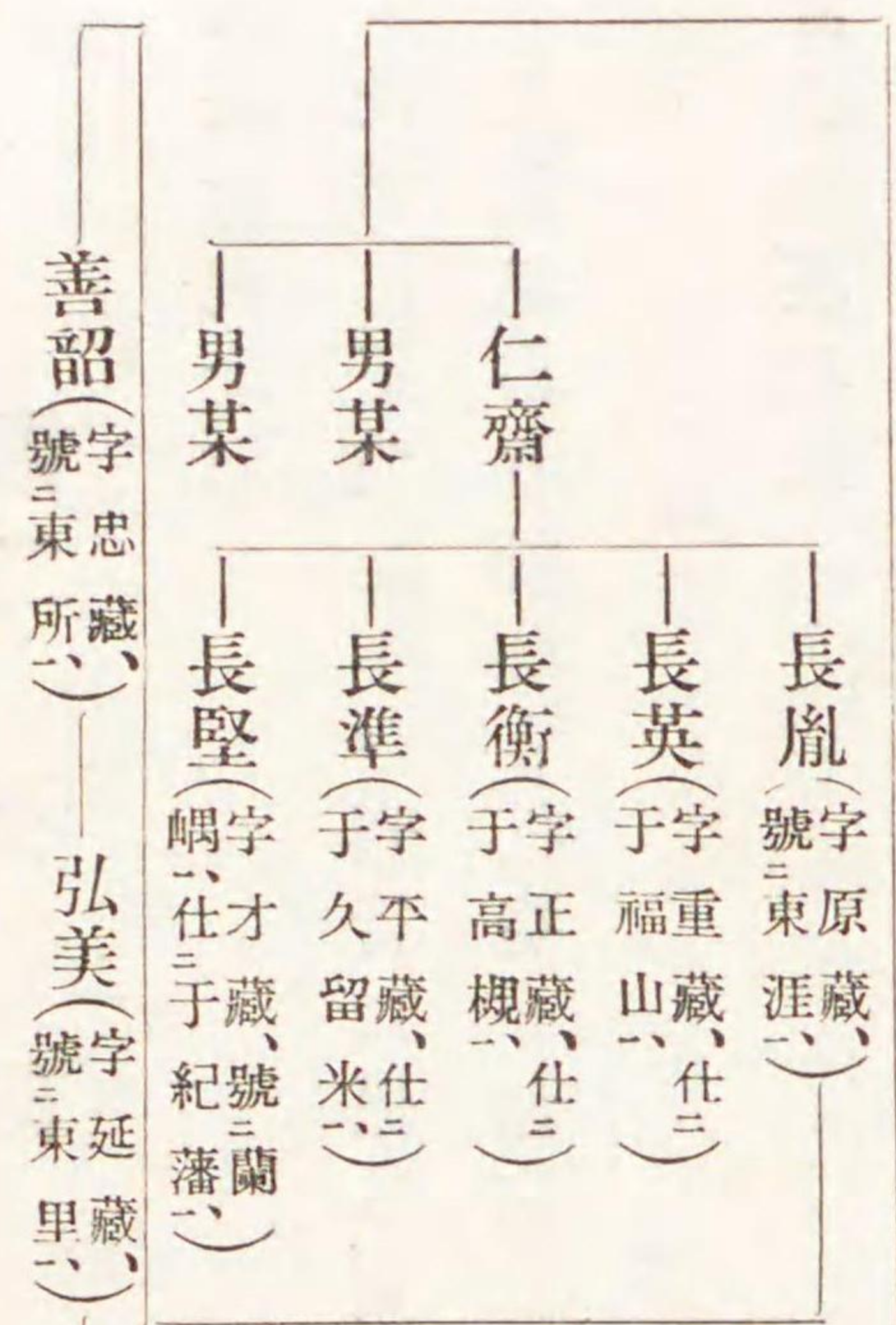
天○空○海○豁○小○茅○堂○四○序○悠○々○春○色○長○笑○殺○淵○明○無○卓○識○北○窓○何○必○慕○犧○皇○

又云く、

有○井○無○田○貧○亦○極○纒○支○伏○臘○意○悠○々○平○生○不○作○顰○眉○事○直○以○百○年○富○一○遊○  
乃ち彼れが胸中優に閑日月あるを知るべきなり、彼れの學説は姑く之れを置き、彼れの行爲に就いて後世學者の自ら資すべきもの多々之れあるを疑はざるなり、

伊藤氏系圖

道慶 — 了雪 — 了慶 (名長) — 了室 (名長勝、字七右衛門)





## 第二 著 書

### 論語古義十卷

此書は正徳二年の刊行に係る、東涯の序に云く「改竄補緝、向五十霜、稿凡五易、白首紛如」と、仁齋が如何に心を校讐に用ひしかを知るべきなり。

### 孟子古義七卷

此書は仁齋が論語古義に次いで作る所にして享保五年の刊行に係る、文會雜記卷之三下に云く「元獻云く、仁齋の孟子古義、殊の外よく出来たり。仁齋孟子一部にて何れをも押ししたると云へり、禎が見と符同す」と、禎は湯淺常山彼れ自身の事なり、元獻は未だ考へ得ず、高養浩が時學鍼燭卷之下に云く「論孟古義、坏樸略、具而成說未完、先生(東涯の事)與門人校讐討論、予亦忝在末席、以今思之、論語一書、章々句々、說修爲者多、故仁齋之旨符合矣、抑至孟子論心性、則窒礙不通者過半矣、故今所刊行孟

子古義、其實成于東涯削鏤之手者也」と、果して然らば孟子古義の論語古義に優るもの、豈に東涯苦心の結果に出づるなしとせんや、

### 大學定本一卷

仁齋大學を以て孔子の遺書にあらずとして、一家の見を立て、且つ痛く朱子を排斥せり、此書正徳三年の刊行に係る、

### 中庸發揮一卷

仁齋叙由に論じて曰く「中庸又演繹孔子之言、其書雖未的知子思之所作與否、然以其言合於論語、故取之、今倣趙岐孟子集解、分爲上下篇云」と、朱子の中庸は篇を分たざるに仁齋は分ちて上下の二篇となし、上篇を以て中庸の本書となし、下篇を以て中庸の原文にあらずとなす、下篇は「鬼神之爲徳」云云以下の文なり、此書正徳四年の刊行に係る、

### 語孟字義二卷

此書は門人林景范(字は文進)が寶永二年を以て刊行する所に係る、卷末に「大學非孔氏之遺書、辨及論堯舜既沒、邪說暴行、又作この二篇を附



載せり、東所の古義堂遺書總目叙釋に云く、此書有紹述先生校本、今收于家、以俟他日之改刻、と、又注して云く、定本發揮及字義、共有坊間贋刻本、と、林景范の刻本を以て贋本となすに似たり、姑く疑を存す、

童子問三卷

此書上卷は五十九章、中卷は七十七章、下卷は五十三章より成り、凡そ百八十九章あり、林景范が跋に「至平素所講明入倫日用之工夫、則畢備于此書」と、眞に堀河派の教科本といふべし、童子問と語孟字義とは仁齋が學説を知らんと欲するものには、最も缺くべからざるなり、文會雜記卷之一下に此二書を論じて「一生の學問見ゆるなり」と云へり、洵に然り、此書の堀河派に於けるは、辨道辨名の護園派に於けると異なるらざるなり、香川修徳が孟子古義の跋に云く、

去歲韓人來聘し、歸舟を備後州鞆津に維ぐ、先生の次子長英、時に福山の記室たり、接伴の事に與る、書記成夢良なるものあり、長英に簡して曰く「久しく承はる、尊考仁齋先生鬱として日東の儒宗たり、道

徳文章世の爲めに尙ばる、冀くば遺文を覽ることを賜は、大に此行の希獲たらんと、遂に童子問を請ひ得て珍重して歸る、

乃ち知る、童子問の蚤に海外に傳はることを、此書享保五年の刊行に係る、

古學先生文集六卷

此書は東涯の編輯する所にして、仁齋が未だ古學に歸せざる時代の文章をも收載し、其作爲せる歲月の確定し得らるゝものは、悉く之れを記入し、以て仁齋が學説を知るに便にせり、此書享保元年を以て刊行する所に係る、卷首に東涯撰ぶ所の古學先生行狀を載す、文會雜記卷之二下に云く「古學行狀、東涯の作にて、きはめてよく出來たり」と、行狀の末に「孝子長胤とあり、東涯の志、以て知るべきなり、

古學先生詩集二卷

此書も亦東涯の編輯する所にして、享保二年の刊行に係る、上下二卷あり、下卷又分ちて本末の二卷となす、載する所、五言律詩五十五首、五